平成23年 第4回

身延町議会定例会会議録

平成23年12月12日 開会 平成23年12月15日 閉会

山梨県身延町議会

平成 2 3 年

第4回身延町議会定例会

12月12日

平成23年第4回身延町議会定例会(1日目)

平成23年12月12日 午前 9時00分開議 於 議 場

1.議事日程

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 町長行政報告

日程第5 提出議案の報告並びに上程

日程第6 提出議案の説明

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	野	島	俊	博		2番	望	月		明
3番	河	井		淳		4番	芦	澤	健	拓
5番	松	浦		隆		6番	深	沢	脩	=
8番	草	間		天		9番	Ш		福	Ξ
10番	渡	辺	文	子	1	1番	穂	坂	英	勝
12番	伊	藤	文	雄	1	3番	望	月	広	喜
14番	望	月	秀	哉	1	5番	褔	與	Ξ	郎

3. 欠席議員は次のとおりである。

7番 望月 寛

4.会議録署名議員(3人)

13番 望月広喜 14番 望月秀哉 1番 野島俊博 5.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

長望月仁司 長 赤坂次男 町 総 務 課 会計管理者串松文雄 財 政 課 長 笠井一雄 課 政 策 室 長 丸 山 優 町 民 長 佐野文昭 身 延 支 所 長 千頭和勝彦 税 務 課 長佐野勇夫 下部支所長渡辺明彦 教育委員長 千須和繁臣 育 長佐野雅仁 学校教育課長 近藤正国 教 生涯学習課長佐野正美 福祉保健課長 依田二朗 子育て支援課長 稲葉義仁 建設課長藤田政士 産業課主幹笠井喜孝 土地対策課長 滝戸文昭 観 光 課 長 熊 谷 文 彦 環境下水道課長 樋 川 信 水 道 課長遠藤庄一

6.職務のため議場に出席した者の職氏名(2人)

議会事務局長 秋山和子録 音係依田光太

開会 午前 9時00分

○議会事務局長(秋山和子君)

おはようございます。

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

(あ い さ つ)

ご着席ください。

○議長(福與三郎君)

本日は、大変にご苦労さまでございます。

平成23年身延町議会第4回定例会の開会にあたりまして、一言あいさつを申し上げます。 いよいよ師走を迎え、寒さもひとしお身にしみる年の瀬になってまいりました。議員各位に は年末ご多忙の中をご出席いただきまして心から敬意を表する次第でございます。

さて本定例会は、町長から平成23年度身延町一般会計補正予算をはじめとする諸議案が提出されております。これらはいずれも重要な内容を有するものであります。議事が円滑に進められ、慎重なご審議により適正・妥当な結論を得られますよう切望する次第であります。

これからは日増しに忙しくなってまいりますが、各位にはご自愛の上、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。

欠席の報告をいたします。

望月寛君は入院のため、欠席との届け出が出されております。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、

- 13番 望月広喜君
- 14番 望月秀哉君
 - 1番 野島俊博君

以上、3名を会議録署名議員に指名いたします。

日程第2 会期の決定を行います。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、平成23年12月12日から12月15日までの4日間とすることにご 異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、会期は平成23年12月12日から12月15日までの4日間とすることに決定を いたしました。

日程第3 諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定に基づき、議長から本定例会に執行部の出席を求めたところ、 お手元に配布のとおり出席の通知がありました。

次に議会としての報告事項は、お手元に配布の報告のとおり各種行事等に参加しております ので、ご了承をいただきたいと思います。

議員合同研修が10月18日・19日に実施されましたので、総務産業建設常任委員長および教育厚生常任委員長が代表して、報告をいたします。

まず総務産業建設常任委員長、登壇を願います。

松浦君。

○総務産業建設常任委員長(松浦隆君)

それでは報告をさせていただきます。

身延町議会議長 福與三郎殿

身延町議会総務産業建設常任委員会委員長 松浦隆

議会議員県外研修報告

本年3月11日に発生しました東日本大震災での福島第一原子力発電所の事故を受け、今後の環境問題のあり方、そして原子力エネルギーについて、および本町の今後の活性化に大きく影響を及ぼす中部横断自動車道の工事進捗状況について全議員の賛同を得て研修を実施いたしました。下記のとおり研修内容を報告いたします。

研修日程が平成23年10月18日・19日の2日間でございます。

研修場所および研修内容は長野県の駒ヶ根市役所。これは駒ヶ根市の第2次環境基本計画について研修いたしました。

そして中部電力、浜岡原子力館。こちらのほうは原子力エネルギーのあり方について研修を いたしました。

そして中部横断自動車道工事現場。樽峠トンネル北工事進捗状況について研修いたしました。 研修の参加人数につきましては議長、副議長、各常任委員会12名および事務局2名の16名 でございます。

内容につきましては皆さまのお手元のとおりでございます。

最後に所感の総括といたしまして本町が抱える諸問題に対し、今回の研修での成果を生かし、 議員全員が共通認識と捉え、今後の対応に取り組むことを希望いたします。

以上です。

○議長(福與三郎君)

次に教育厚生常任委員長、登壇を願います。

河井君。

○教育厚生常任委員長(河井淳君)

それでは報告をいたします。

申し訳ございません。最初に訂正をお願いいたします。

研修日程のところで月が11月となっておりますが10月に訂正をお願いいたします。 それでは報告いたします。

議員合同研修報告

- 1.研修日程 平成23年10月18日 火曜日から19日 水曜日まで。
- 2.研修場所 長野県駒ヶ根市。静岡県浜岡原子力発電所。それから中部横断自動車道、 峠トンネル北工事現場。
- 3.研修参加 16名です。議員14名、事務局2名になっております。
- 4.研修内容 駒ヶ根市では第2次環境基本計画について。それから浜岡原子力発電館で今後の原子力エネルギーについて。それから中部横断自動車道では樽峠のトンネル北工事現場を視察してまいりました。

詳細につきましては以下、書いてあるとおりでございます。

それから所感としましては、駒ヶ根市での第2次環境基本計画につきましては、非常に市民 の意識の高さが表われた計画であったということが非常によく分かりました。当町においても 町民の皆さまに対してもっと啓蒙等、必要であるんではないかという感じがいたしました。

それから浜岡原子力発電館につきましては今いろいろ工事が進められておりまして、地震や 津波に対する対策が進められている様子が非常によく分かりましたが、当町といたしましては 浜岡原子力発電所の恒久停止の意見書を提出しております。種々の影響等を考えますと、なん ら変わることではないというふうな感じがいたしました。

それから樽峠のトンネル北工事現場につきましては非常に大規模な工事にもかかわらず、非常に効率的な作業が進められている様子がうかがえました。また当町にとりましても安全面、 それから観光面など非常に重要な道路であるということで、早期の開通を切望するものであります。

以上、報告を終わります。

○議長(福與三郎君)

ご苦労さまでございました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 町長行政報告。

町長が行政報告を行います。

町長。

○町長(望月仁司君)

おはようございます。

本日、平成23年身延町議会第4回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。 議員の皆さまには今年も残り少なくなり何かと気忙しい中をご出席いただきまして、まこと にありがたく、お礼を申し上げます。

本年を振り返ってみますと、3月11日の東日本大震災や全国各地で台風等により発生しました大洪水や土石流による被災さらには火山災害等、自然の強さ・恐ろしさを実感した年であったと思います。

被災されました皆さまには謹んでお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられた 方々のご冥福を心よりお祈り申し上げます。また、困難な日々を強いられている被災者の方々 には一日も早く身心ともに安らかなときを迎え、被災地の復興が速やかに達成されますことを お祈り申し上げます。

さて例年どおり山梨県では11月15日、2010年度の市町村普通会計決算の概要を報道 関係等を通じて公表いたしました。公表された中に財政の弾力性を示す経常収支比率がありま す。本県の経常収支比率は76.1%となり、前年度と比べると1.7ポイント改善されまし た。県内の経常収支比率の平均は82.7%で、本町は平均を下回っております。

しかしながら歳入構成における町税は依然減少傾向にあり、地方交付税も国の厳しい財政状況のもと、前年度並みの交付額の確保は難しい状況でありますことから、町民サービスの低下を招かない中で引き続き行財政改革に取り組み、職員一人ひとりがあらゆる努力と工夫を重ね、経常的経費の節減・節約を行うよう徹底したところであります。

また去る11月18日、平成24年度予算編成会議を開催し、この中で予算編成担当職員に対し、町税等の減収や来たるべき地方交付税合併算定替えの終了を考慮に入れ、歳入歳出の両面から事務事業の見直しを行うことはもとより、施策の優先度を厳しく精査するとともに限られた財源の重点的、効率的配分を行うなど最小の経費で最大の効果が得られるような予算を編成するよう徹底させたところであります。

次に、国民健康保険特別会計についてであります。

日本の国民はサラリーマンを中心とした健康保険組合、自営業者などを中心とした国民健康保険、中小企業の従業員向けの協会けんぽなど、いずれかの保険に加入しなければなりません。 これらのいずれかの保険に加入して保険料を払い、医療機関において定められた窓口負担を支払えば保険診療を受けられることは当然でございます。

皆保険制度の最大の長所は「誰もが必要なときに必要な医療を受けられる」という安心感と 平等性であります。国民健康保険は国民皆保険制度にあって他保険の対象とならない住民をカ バーする保険でもあります。

本町の国民健康保険特別会計は、景気悪化と高齢化で医療費の伸びに比較すると税収は減少となっており、また支援金については高齢化の増加に伴い負担金も増額となっており、国保の財源を圧迫している状況にあります。

国民健康保険財政調整基金は合併時5億円余りありましたが、国保特別会計の安定を図るため、また加入者への負担増に配慮し増額を避けるため、平成19年度から取り崩しを続け平成23年度末では0円という事業運営となってまいりました。

国保税の改正につきましては、昨年度の改正時に急激な税の負担は望ましくないということで、基金を取り崩して平成23年度当初予算に反映させていただきました。しかし、景気の悪化等により税収が予想を下回り、また医療費の状況を勘案したところ交付金等全般の見直しが必要となりましたので、今回基金を全額取り崩し、的確な歳入額・歳出額を見込んでの補正予算の要求となっております。

また、平成22年度において税率改正をさせていただきましたが、平成23年度の決算見込みを鑑みますと、平成24年度においても税率改正を実施しなければ予算編成ができないということが判明しましたので、国民健康保険運営協議会に税率改正の諮問をいたしましたところ4回にわたる慎重なご協議を重ねていただき、答申をいただいたところでございます。

非常に厳しい状態に直面していることをご承知願いますことと、今後税条例の改正につきまして議会の承認をいただく準備を進めておりますことをご承知おき願いたいと思います。

次に、第5期介護保険事業計画の策定についてであります。

介護保険は3年ごとに計画を策定し、事業計画や介護保険料の見直しをしており、今年度が 第4期最終年となりますので、現在第5期介護保険事業計画の策定に取り組んでいるところで あります。

国から提供されたプログラムにしたがって、第5期介護保険料を算定したところ、大幅な保険料のアップが必要となる見込みであります。この原因としては高齢化の進行に伴い、介護サービスの利用者が増えたことにより、介護給付費の大幅な伸びや基金の取り崩しにより基金がなくなったこと。さらには介護保険を納める第1号被保険者が減少することにより一人ひとりへの負担が増えること。また平成23年度に県から3千万円を借り入れなければ決算をうてないことから借入金の返済分などによることなどが考えられます。この第5期の介護保険事業計画については3月議会で提案させていただく予定であります。

次に、子ども手当の変更についてであります。

子ども手当につきましてはご承知のとおり平成22年4月から児童手当が改正され、所得制限もなく一律15歳までの児童に1万3千円が支給されてきました。しかし、平成23年10月からの新しい子ども手当ては今までの一律1万3千円から、3歳末満児と3歳以上小学校終了前の児童で第3子が1万5千円、それ以外の児童は1万円となり平成24年2月に支給されます。平成24年4月以降につきましては、現在さまざまな論議が出されており所得制限を設ける等、制度の変更が予想されます。

いずれにしましても広報やホームページ等に変更等を掲載し、受給者の皆さまに対し制度の 周知に努め、混乱なく支給できるようにしたいと思っております。

次に、空き家バンク事業についてであります。

今年、古関地区および大須成・曙地区を対象に定住促進対策として山梨県の新たな住まい手 事業を導入し、地域から定住希望者への要望調査や空き家の実態調査を行ってまいりました。

結果として古関地区で97軒、大須成・曙地区で201軒もの空き家があり、そのうち新たな住まい手に提供していただける物件は古関地区で7軒、大須成・曙地区で12軒となっております。今後これらの物件を空き家バンクに登録するとともに、これと同時に空き家情報誌で本町の空き家の利用希望を募った結果の、51世帯の利用希望者に情報の提供を行いたいと考えております。

なお、現在緊急雇用創出事業で行っております全町的な空き家実態調査で多くの空き家が見つかっています。今後、所有者に空き家バンクへの登録を呼び掛けますが、ぜひ議員の皆さまからも所有者の皆さまに登録を促していただければ幸いに存じます。

次に、あけぼの大豆の収穫イベントについてであります。

身延町の特産品であるあけぼの大豆をより一層宣伝し、地産地消の拡大と身延ブランドを図ることを目的として、2つのイベントが開催されました。10月8日平須の中富青少年自然の里広場において、JAふじかわが主催したあけぼの大豆枝豆オーナー制度引き渡し式が行われました。今年で11回目を迎え、80区画の圃場に県内外のお客さま約250名が収穫を行いました。

また、10月8日から23日までの土曜、日曜、祝日を開催日として7日間あけぼの大豆産地フェア、枝豆収穫体験が行われました。昨年は商工会主催の1会場だけでしたが、今年は商工会を中心に町内の農事組合法人等が新たに参画し、それぞれ5団体6会場で開催し県内外の

お客さま約2,800名が枝豆収穫とその味を体験いたしました。年々参加者も増えていることからあけぼの大豆のPRにはよい機会であり、特産品を生かした農業経営の発展と耕作放棄地の解消につながるよう期待するものであります。

次に、台風12号・15号についてであります。

9月には台風12号と台風15号が本町に接近し、特に台風15号は町内の随所に大きな災害をもたらしました。台風12号は大雨警報が発令された9月2日の午後5時30分から大雨警報が解除された9月5日の午前8時30分まで、職員配備体制基準により第1配備体制および第2配備体制をとり警戒にあたりました。切石では降りはじめの8月30日午後5時から、9月5日午前5時までの総雨量は345ミリでした。

台風15号は、大雨警報が発令された9月20日の午後5時30分から大雨警報が解除された9月22日の午前8時30分まで、職員配備体制基準により第1配備体制および第2配備体制をとり警戒にあたりました。

その中で9月21日消防団員の巡回により農道法面崩落の報告があり、現場を確認する中で、 午後1時40分に下山山額地区に避難勧告を発令し、以後3地区に避難勧告発令と1地区に避 難指示発令をし、避難所にそれぞれ避難していただきました。いずれの地区も同日中に解除し 帰宅をいたしました。

切石では降りはじめの19日午後10時から21日午後10時までの総雨量が295ミリで時間最大雨量は21日午後3時から4時までの52.5ミリでした。

避難勧告や避難指示について、本町の地域防災計画では土砂崩落や浸水等の災害発生の危険が高まった場合に発するとしていますが、非常に曖昧で確実な基準がないのが実情であります。

今回のケースを振り返りますと局地的な短時間雨量のため、アメダスや県が設置した降雨量 テレメーター設備では監視が十分行き届かず、それぞれ現場での河川水位状況や雨の降り方な ど、現地からの報告をもとに総合的に決断した次第でございます。

そして9月22日に午前8時30分から町内の被害調査の結果、道路等が寸断され、湯之奥、中之倉、大山、峯山、堂平、樅等集落の孤立が確認され、翌日にかけて孤立集落の一部へ飲料水、アルファ米、リッツ等の物資を搬送したところであります。

本町における本町関係の被災の状況につきましては土木災害が台風12号で2カ所、これの現地調査は11月17日に終了しており、台風15号の土木災害は9カ所で、現地調査は12月5日から8日の間に終了しました。

次に林道施設災害の被災個所は台風12号で2カ所、台風15号で12カ所の計14カ所で12月12日今日から16日まで現地調査を行っていただくことになっております。また、農業用施設災害の被災個所は台風15号の22カ所で12月20日から22日までに現地調査を行っていただくことになっております。

なお、上水道も身延中央簡易水道等3カ所で被災し、その査定は来年1月10日・11日に 現地調査を行っていただくことになっております。

JR身延線は今も内船駅から身延駅間は運転ができず列車代行バスで対応しております。改めて自然災害の恐ろしさを痛感するとともに自然災害に備えての安心・安全なまちづくりが最大の課題であります。

町民の皆さまにおかれましてはご家族や自主防災組織においてそれぞれ絆を強め、いつ発生 してもおかしくない東海地震へ備えていただくことを願うものでありますと同時に、被災され ました町民の皆さまや、そのご家族の方々には一日も早く立ち直っていただきますことをお祈り申し上げます。

次に、教育委員会の構成についてであります。

平成23年11月18日に任期満了を迎えた山田省吾教育委員に替わり池上要靖さんが新たに教育委員に就任しました。池上委員の教育委員任命については10月27日に開催されました身延町議会第3回臨時議会において議員の皆さまのご同意をいただきましたので11月17日に任命式を行いました。任期は平成23年11月19日から平成27年11月18日までの4年間となります。

1 1月 2 1日には新体制初の教育委員会が開催され、その場において委員長、委員長職務代理の任期満了に伴う改選が行われました。その結果、千須和繁臣委員長が指名推薦により教育委員長に再選され、委員長職務代理については渡邉勢津子委員が選任されました。

なお、委員には小倉是勇様、池上要靖様が、教育長は佐野雅仁様であるとの報告を受けたと ころでもございます。

次に、去る9月16日閉会の第3回定例会以降の主な行事等について申し上げます。

9月20日には、先ほども申し上げましたとおり台風15号の接近による土石流や洪水被害が発生をいたしました。その他、町内各小中学校の運動会、地区運動会さらには地区文化祭、峡南衛生組合・峡南広域行政組合・一部事務組合飯富病院のそれぞれ臨時議会および定例会に出席をいたしました。町村会への出席はもちろん、山梨県町村会副会長という立場で国・県への要望活動も行ってまいりました。

さらに11月7日から9日の間、沖縄「甲斐の塔」慰霊巡拝に町村長の代表として参加をさせていただき、2万2,059柱の尊い命を国に捧げられた英霊に対し謹んで哀悼の誠を捧げさせていただきました。

終戦から66年の歳月が過ぎ去りましたが、今日の平和と繁栄はかけがえのない命を落とされました方々の尊い犠牲の上に築かれていることを忘れてはなりません。特に甲斐の塔が当地、旧具志頭村に建立されたいきさつについては、わが町の中山出身の山中幸作氏が昭和28年に私費で当時の天野久県知事の筆なる石碑を建立し、沖縄戦で戦死された本県出身者の慰霊祭を行ったことから当地に建立されたもので、この石碑は現在も甲斐の塔の敷地内にあります。

この石碑は旧町当時は中富の石碑と言っておりました。いずれにせよ当地に甲斐の塔を建立 のもとになった石碑でありますので献水、焼香をさせていただいたところでございます。

次に、今定例会に提案いたしました議案につきましては、条例の一部を改正する条例について2件、平成23年度補正予算が8件、契約案件が1件の計11件あります。

次に、公共下水道の各戸への早期接続をお願いしていることについてであります。

公共下水道の各戸への接続については、平成23年11月30日現在、中富処理区は加入戸数986戸で加入率64.9%。身延処理区は加入戸数172戸で加入率は26.8%。下部処理区は加入戸数18戸で加入率14.9%という状況でございます。ついては、未接続者宅には直接担当課職員が訪問し早々にも加入していただけるよう加入促進を図っているところでございます。

なお、議員の皆さまの中にも地域住民への加入促進に力を入れていただいている話を耳にしました。大変ありがたいと思っております。今後も加入率アップに向けてご理解、ご協力をお願いするところであります。

これからも厳しい財政運営が続くことが考えられます。こういうときこそ、町民の皆さまも 町が何かをしてくれるのかのみを期待するのでなく、今まで以上に自分は町のために何ができ るのかを考えていただくときではないんだろうかと思います。

私も就任後の3年を振り返って、本当に町民の皆さまのための施策のみを行ってきたのかの 見直しを行い、職員は公務員の原点に立ち返って役に立つ職員、さらに職員全体が仕事のプロ を目指してもらうとともに、私は職員の先頭に立って頑張ってまいりますので、町民の皆さま や議員の皆さまの格段のご指導をいただきますようお願い申し上げ、あいさつとさせていただ きます。ありがとうございました。

○議長(福與三郎君)

町長の行政報告が終わりました。

日程第5 提出議案の報告ならびに上程を行います。

議案第76号 身延町税条例等の一部を改正する条例について

議案第77号 身延町立学校設置条例の一部を改正する条例について

議案第78号 平成23年度身延町一般会計補正予算(第4号)について

議案第79号 平成23年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

議案第80号 平成23年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

議案第81号 平成23年度身延町介護保険特別会計補正予算(第3号)について

議案第82号 平成23年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について

議案第83号 平成23年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について

議案第84号 平成23年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第1号)について

議案第85号 平成23年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)について

議案第86号 下部地区公民館新築建築主体工事請負契約の一部変更について 請願第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担拡充を図るための請願について 以上、議案11件、請願1件を上程いたします。

日程第6 提出議案の提案理由の説明を求めます。

議案第76号から議案第86号までの11件について、町長。

〇町長(望月仁司君)

それでは提案理由の説明をする前に、先ほど私が行政報告の中で1点、大変な過ちを申し上 げましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

本来ですと本町の経常収支比率76.1%と申し上げるところを、本県と申し上げたそうでございまして、誠に申し訳ありません。本町の経常収支比率は76.1%となりでございます。 訂正をさせていただきたいと思います。

それでは議長さんよりご指名をいただきましたので、提出案件の提案理由についてご説明を 申し上げます。

今回、提出いたしました案件は条例案件2件、平成23年度補正予算8件、それから契約1件の計11件となっております。

それでは順を追って説明をさせていただきます。

まず議案第76号 身延町税条例等の一部を改正する条例についてでございます。

身延町税条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成23年12月12日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由についてでございます。

現下の厳しい経済状況および雇用状況に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、身延町税条例等の一部を改正する必要が生じました。

これが、この議案を提出する理由でございます。

以下につきましては、提出日と提出者名は省略をさせていただきたいと思います。

次に議案第77号 身延町立学校設置条例の一部を改正する条例について。

身延町立学校設置条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由については西嶋小学校を廃止し、新たに西島小学校を設置するために身延町立学校 設置条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由でございます。

嶋の字の変更についてでございます。

次に議案第78号 平成23年度身延町一般会計補正予算(第4号)。

平成23年度身延町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,240万4千円を追加し、歳入歳 出予算の総額をそれぞれ91億6,935万8千円とする。
- 2、歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額、ならびに補正後の歳入歳 出予算の金額が「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下は省略をいたします。

次に議案第79号でございます。平成23年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)。

平成23年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,054万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億1,871万円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第80号であります。平成23年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

平成23年度身延町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,935万6千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第81号であります。平成23年度身延町介護保険特別会計補正予算(第3号)で ございます。 平成23年度身延町の介護保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億2,687万6千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第82号 平成23年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)でございます。

平成23年度身延町の簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ602万9千円を追加し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ11億1,183万8千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第83号 平成23年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。

平成23年度身延町の下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ669万8千円を追加し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ7億6,146万5千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第84号 平成23年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

平成23年度身延町の青少年自然の里特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,929万1千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第85号 平成23年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計補正予算 (第1号)

平成23年度身延町の広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136万6千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

最後に議案第86号 下部地区公民館新築建築主体工事請負契約の一部変更についてでございます。

下記の工事の契約金額を変更することについて、議会の議決を求めます。

1.変更後の契約金額 金1億2,673万5千円 提案理由を申し上げます。

平成23年6月14日に身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例第2条の規定に基づき、身延町議会の議決を経た下部地区公民館新築建築主体工事請負契約について工事内容の一部変更に伴い、契約金額の変更に関わる議会の議決が必要である。

これが、この議案を提出する理由であります。

以上でございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明をいたさせますので、よろしくご審議の上ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(福與三郎君)

町長の説明が終わりました。

議事の途中でありますけれども、ここで暫時休憩といたします。

再開は午前10時10分といたします。

休憩 午前 9時55分

再開 午前10時10分

○議長(福與三郎君)

休憩前に引き続きまして、議事を再開いたします。

次に、担当課長の詳細説明を求めます。

議案第76号について、税務課長。

○税務課長(佐野勇夫君)

議案第76号 身延町税条例等の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

今回の改正は主に町民税所得割の寄附金税額控除の改正で第1条は条例の簡素化、第2条は 県指定の団体を市町村も寄附金控除の対象とするものです。

1ページをお開きください。

第34条の7は寄附金税額控除の規定で、現行条例が地方税法の当該条文の前文をそのまま引用しているため、地方税法の条項を引用することで条文を簡素化するものです。

寄附金税額控除の概要は所得割の納税義務者が前年中に町共同募金会、または日本赤十字社に対する寄附金をし、寄附金の額の合計額が2千円を超える場合にはその超える金額の100分の6に相当する金額をその者の所得割の額から控除するものです。また町への寄附金については特例控除額が加算されることを規定しています。税額控除は寄附を行った翌年度からの住民税から控除されます。

次に第2項の改正も第1項同様に条文を簡素化するものです。

本項は前項の寄附金に対する特例控除額について規定しているものです。

次に第61条第9項および第10項の改正は、地方税法第349条の3の2に1項が追加されたための項ずれです。

第61条第9項は住宅用地の課税標準の特例。同条第10項は小規模住宅用地の課税標準の

特例です。

次に第7条の4は寄附金税額控除における特例控除額の特例の改正で、第34条の7と同様 に条文を地方税法の条項を引用することで簡素化するものです。

次に附則第16条の3第3項第2号から4ページの5行目までの改正は、課税特例の所得割についての読み替え規定です。先の附則第7条の4で寄附金控除の特例を地方税法附則第5条の5第2項に定めるとの文言整理をしたことにより、本条も附則第7条の4を削除するなどの文言整理をされるものです。

次に第2条の第34条の7第1項の改正は、寄附金税額控除に県指定の団体を市町村も一体となって寄附金控除の対象として加えるものです。現行の寄附金控除の対象は都道府県、市町村、共同募金会、日本赤十字への寄附金となっているため、地方税法の改正によりこれに広域的な活動をする法人等を条例で指定し、寄附金控除の対象とするものです。

次に第3条の附則第2条第9項中「平成23年12月31日」を「平成25年12月31日」 に改め、同条第21項中「平成23年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める は、附則第2条第9項は上場株式等の配当所得に対する、第21項は条約適用配当に対する町 民税の所得割の課税標準の特例を2年延長するものです。

次に第4条、附則第1条第4号中「平成25年1月1日」を「平成27年1月1日」に改めるは非課税口座内、上場株式等の譲渡にかかる町民税の所得計算の特例の施行期日を2年延長するものです。

次に附則第2条第6項中「平成25年度」を「平成27年度」に改めるは、附則第1条第4号の非課税口座内上場株式等の譲渡にかかる町民税の所得計算の特例の施行期日が2年延長されることにより適用課税年度を2年延長するものです。

附則についてはこの条例は公布の日から施行するとありますが、寄附金税額控除は平成23年1月1日からの寄附金について適用し、平成24年の課税に反映させることとするものです。

以上で議案第76号の詳細説明を終わらせていただきます。

○議長(福與三郎君)

次に議案第77号について、詳細説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長(近藤正国君)

議案第77号 身延町立学校設置条例の一部を改正する条例について、詳細説明をさせてい ただきます。

まず本案を提案するに至った経過について、ご説明させていただきます。

西嶋小学校、静川小学校の統合については、両校の関係者や地域の代表の方々18名で構成する西嶋小学校・静川小学校統合準備委員会を設置し、統合にかかる具体的調整事情等について、ご協議をいただいてきました。

準備委員会では、平成23年4月27日に第1回準備委員会を開催して以来、多くの時間を 当てて学校名の取り扱いについて慎重にご協議をいただきました。そして9月27日の第8回 統合準備委員会において、学校名の取り扱いについて現西嶋小学校の「嶋」の字を常用漢字の 「島」に変更し、新たな学校名とすることで合意に至りました。これを受け教育委員会におい て協議を行った結果、統合準備委員会の協議結果を尊重する中で新たな校名を設けるための条 例改正案を12月定例議会に提案することといたしました。

提案理由にもありますように西嶋小学校を廃止し、新たに西島小学校を設置するために条例の一部改正を提案させていただくわけでございますけども、具体的には身延町立学校設置条例の表中の「西嶋小学校」の項を削り、新たに西嶋の「嶋」の字を常用漢字の「島」の字に変更した「西島小学校」の項を表に加えることを内容とするものでございます。

教育委員会では、統合校が平成24年度から新たな学校として素晴らしい出発ができるよう、 努力してまいります。新たな学校の出発に向けて、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上 げ詳細説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(福與三郎君)

次に議案第78号および第85号、議案第86号について詳細説明を求めます。 財政課長。

○財政課長(笠井一雄君)

それでは議案第78号、議案第85号、議案第86号の詳細説明をさせていただきます。 まず最初に議案第78号 平成23年度身延町一般会計補正予算(第4号)につきまして詳細説明をさせていただきます。

今回の補正予算は、山梨県人事委員会の勧告に基づく職員の給与の減額と、中部横断道自動 車道建設発生土処理場の用地取得に対する経費等々1億1,240万4千円を追加するもので あります。

それでは8ページをお願いいたします。

歳入でございますが1款1項2目法人分でございますけども、長引く不況の中で法人税割が 当初予算見込みより決算見込み額が減ってしまいました。510万円の現年課税分の減額でご ざいます。

次に5項1目入湯税でございますが、これも現年課税分でございますが300万円の減になります。これにつきましては東日本大震災等で入客が減り、さらに台風12号、15号等で入客が減になったことによるものでございます。

13款1項5目農林水産業の使用料でございますけども、お茶の加工場の使用料でございます。62万1千円の減でございます。これにつきましては指定管理者協定書を締結いたしました施設使用料を、直接指定管理者の収入とするため62万1千円を減額したものでございます。

なお、これに伴いまして歳出のほうでも管理運営業務の委託料を同額減額をしております。 続きまして14款1項1目民生費国庫負担金でございますけども、国民健康保険特別会計に 繰り出す保険基盤安定負担金、国からのものですけども85万8千円の減額でございます。

次に2項の4目消防費国庫補助金でございます。107万9千円増額でございますが、地域 防災力の向上支援事業の補助金ということで、これは国の2分の1の補助率でございます。こ れにつきましては国の第3次補正で予算が付いたものでございまして、本町では衛星携帯電話 の購入に充当をするものでございます。

15款1項1目民生費県負担金でございますが、これにつきましては国保と同じように保険基盤安定の国保への負担金ということで、県分151万円の増額でございます。

それから 2 項 2 目民生費県補助金、 1 節の社会福祉費補助金でございますが 3 5 1 万 2 千円の増額。これにつきましては障害者の自立支援、通所サービスやグループホーム、ケアホーム

等の移行促進事業に充当するものでございます。

次の9ページにまいりまして3節の児童福祉費補助金でございますが、ここに出ております ものにつきましては事業等を精査し、歳入を見直したものでございますけども、上から3番目 のひとり親家庭医療費対策事業補助金、それから5番目の乳児医療対策費の補助金につきまし ては、それぞれ県単位で実施しております窓口無料化に伴いまして、医療費の補助が増加して おるところでございます。これに対する国の補助金の一部がカットされておりますので、県が これを補填する、いわゆるペナルティ部分のものでございます。

3目でございますが、衛生費県補助金の一番下になりますけども、ドクターへリ場外離着陸場整備事業補助金ということで、ドクターへリの離着陸場を整備するということで町内2カ所、 県が2分の1補助をするものでございます。

次に7目の消防費県補助金でございますが、これは国庫のほうでも説明をいたしましたけれ ども、地域防災力向上支援事業ということで、県が4分の1補助をしてくれるものでございま す。衛星携帯電話の購入に充当するものでございます。

次に17款1項2目指定寄附金でございます。130万円の増額でございます。これにつきましては原小学校へ東京の若宮正英様30万円、それから身延中学校へ大阪の望月靖允様100万円、ご寄附をいただいたところでございます。

19款1項1目の繰越金につきましては、今回の補正予算の一般財源部分でございます。次の10ページをお願いいたします。

20款4項1目雑入でございますが、2節につきましては活性化施設の指定管理者の納付金、それから相又特産品生産施設、指定管理者の納付金ということで企業組合ゆばの里・とよおかから納付金をいただいているところでございますけども、指定管理者の協定書の締結に伴う減額でございます。これに伴いまして、歳出のほうでも説明いたしますが支出のほうも減額をさせているところでございます。

19節の雑入ですが、55万3千円につきましては曙三叉路のバス停の移転費、これは残土処理場に関係いたしまして、道路の改良でバス停を移転するということで、国交省から移転料が出るものでございます。それから50万円につきましては峡南ふるさと創生事業助成金、これは10分の10でございますけども、広域行政組合から市町村圏基金の運用益を利用いたしまして補助をいただくものでございますけども、本町では積み木図書館の積み木を購入するということでございます。

それでは続きまして歳出のほうへまいります。11ページをご覧ください。

この歳出の中では人事院勧告によります人件費の減が計上されております。2節、3節、4節でございますけども説明を省略させていただきます。

真ん中ぐらいになりますけども、2款1項1目一般管理費の18節備品購入費でジェット ヒーター2台、これにつきましては35万8千円でございまして庁舎の暖房用に購入をするも のでございます。これにつきましては庁舎全館暖房ということで、大変広い中で残業等のとき に暖房が使いにくく、また朝夕ジェットヒーターがありますと暖房費を節約できるというもの で購入をいたすものでございます。

それから12節、18節の備品購入費、それから27節の公課費につきましては、ふるさと 号を当初予算で購入する予算が計上されておりました。しかしながら来年度のコミュニティ助 成事業で財団法人 自治総合センターから、来年度バスの購入にあたりまして助成金がいただ ける見込みとなったため、今回この当初予算に盛りましたふるさと号のバス購入費を減額補正 するということで予算計上をさせていただきました。

それから、19節負担金補助及び交付金の15万2千円につきましてはパソコンやプリンター等108台を計算センターで共同廃棄処理をする負担金を予算計上したところでございます。

次に2目の文書広報費でございますが19節24万4千円。下山の新町、それから荒町に有線放送の施設整備の補助金を出すものでございます。新町は29万6,226円の2分の1、14万8千円。それから荒町につきましては19万3,520円の2分の1、9万6千円。いずれも台風で断線した等の場所の修繕費でございます。

それでは次に12ページ、13ページをお願いします。

なお、12ページの選挙費につきましては、いずれも選挙が終わりまして減額の補正でございますので説明を省略させていただきます。

13ページの中ほどになりますが、7項1目の施設調査費でございますが、13節委託料に 271万3千円を計上させていただきました。これにつきましては東日本大震災により地溝変 動等に伴います一級基準点等の検証測量を実施するものであります。基準点が地震によってず れてしまった可能性があるということで検証をするものでございます。

それから 8 項 1 目下部支所費の 1 1 節需用費の修繕費でございますけども 4 2 万円。これに つきましては下部の保健センターの非常用電池交換ということで、消防法の施設点検で指摘された部分の修繕でございます。

次の14ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費の28節788万6千円につきましては国民健康保険への繰り出し、保険基盤安定、職員の人件費、それから出産育児一時金等の繰出金でございます。

それから3目の高齢者福祉、4目の老人医療費につきましても介護保険特別会計、それから 後期高齢者特別会計の繰出金でございます。

5目の障害福祉費でございますが、20節扶助費739万2千円につきましては県の障害者 自立支援対策臨時交付金の補助を受けまして通所サービス、グループホーム、ケアホーム等の 移行促進をする扶助費でございます。

それから28節につきましては、重度心身障害者の医療費にかかるペナルティ分の国保会計への繰出金でございます。これにつきましては重度心身障害者の医療費分についてのペナルティ分ということでございます。

次の6目高齢者保養施設の19節63万9千円でございますけども、門野地内の簡易水道施 設改良工事の負担金ということで、門野の湯が簡易水道に加入している部分で、台風15号で 被害があった改良工事383万5千円に対します門野の湯の負担金でございます。

次の15ページをお願いいたします。

2項1目児童福祉総務費でございますけども8節、11節、18節それぞれここに県の補助金で安心子ども基金と峡南ふるさと創生事業補助金をいただいて実施する事業費を予算計上しております。峡南ふるさと創生事業につきましては、積み木図書館ということで積み木を買う費用、それから積み木図書館の講師の謝礼等、それから子ども安心基金につきましては児童館のウレタンマットや会議室のテーブル等々、備品を購入する費用に充当するものでございます。

20節の扶助費につきましては子育て、それからひとり親家庭の医療費の助成費の増額部分

でございまして、28節の繰出金につきましては国民健康保険特別会計の繰出金ですが、子育 て、それからひとり親の部分の窓口無料化に伴います増額部分に対するペナルティ部分の繰出 金ということになります。

それから次のページ、16ページをお願いいたします。

ちょうど中ほどになりますけども4款1項1目保健総務費でございますが、15節工事請負費390万円、予算計上をしてございます。これにつきましてはドクターへリの場外離着陸場の整備工事ということでございまして、本町では2カ所、身延山の寺平と中富浄化センターを予定しております。

次の17ページをお願いいたします。

3項1目簡易水道運営費でございます。19節に234万円、補助金といたしまして予算計上を小規模簡易水道事業の補助金でございますけども、古長谷が取水口の改修および管の布設ということで70万161円。2分の1を補助いたします。35万円です。それから福原につきましては量水器の取り替えということで10万4,450円。10分の7、7万3千円を補助いたします。門野でございますけども、台風15号の被害ということで383万4,306円ということで2分の1、191万7千円を補助いたします。

28節繰出金につきましては、簡易水道特別会計の繰出金でございます。

それから6款1項3目、一番下になりますけども、下部のお茶加工施設の管理運営業務ということで62万1千円の減額でございます。これにつきましては歳入で申し上げたとおり、協定書によります減額となります。

それから次のページになりますけども、曙健康増進施設の消防施設の整備ということで、委託50万円の減額。それから15節工事請負費360万円の減額でございます。これにつきましては消防署からの改修指摘事項が取り下げられたために委託料、それから工事請負費を減額するものでございます。消防法によりまして、避難等の放送の設備やそういうものを整備しなさいということで当初予算で予算計上をいたしましたが、年間、文化祭とかそういった回数が少ないために、そういったときに報告を消防署にすれば整備をしなくていいということですので減額をさせていただきました。

それから5目山村振興費でございますが、13節委託料につきましては企業組合 ゆばの里 とよおかの活性化施設のそれぞれの経費等の減額でございます。これにつきましても指定管理 者、協定書の締結に伴う減額でございます。

それから14節の96万6千円につきましては、やまめの里の台風被害に対します土砂の撤去や周辺整備のためのものでございます。

それから 2 項 3 目の林業土木費でございますが 1 5 節工事請負費に 8 0 0 万円、予算計上いたしました。これにつきましては 4 カ所の治山工事等の費用でございまして、台風 1 5 号の災害の崩落等があった場所の工事費でございます。

それから 7 款 2 項 1 目観光費でございます。 1 9 節は東日本大震災等によりイベント等が中止になりましたものの補助金等の減額 3 2 5 万円であります。

次のページをお願いします。20ページでございます。

8 款 1 項 1 目土木費総務費、ここに 1 7 節、 2 2 節、中部横断自動車道の建設発生土の残土 処理場の用地購入費、それから立ち木の補償費等を計上させていただきました。

次に5項1目住宅管理費の19節でございますけども、それぞれ耐震改修等の補助金を精査

した部分でございまして400万円の増額になります。

次に6項1目の下水道総務費でございます。28節繰出金につきましては、下水道事業特別 会計への繰出金でございます。

それから 9 款 2 項 1 目水防費でございますけども、工事請負費に 5 0 万円。これにつきましては大野地区の堤防の上に町の水防倉庫がございます。国交省、河川出張所から大野地区の築堤護岸工事のためということで急きょ撤去することになり、撤去費用を計上させていただいたものでございます。

それから 3 項 1 目防災費でございます。 1 8 節備品購入費でございますけども、国の第 3 次補正で来年度予定をしておりました衛星携帯電話 8 台分、購入をするということでございます。これは孤立の可能性のある集落に衛星携帯電話を配備するということで、門野、大城、粟倉、丸畑、峯山、八坂、嶺、山家の 8 カ所に衛星携帯電話を配備するものです。

次に10款1項1目教育委員会費でございますけども、次のページを22ページをご覧ください。

1 1 節の食糧費 7 万 7 千円、それから 1 2 節、 1 4 節これにつきましては沖縄の子どもたちの交流団との交流会、八重瀬町の交流会の、西嶋小学校と静川小学校の 5 、 6 年生が交流をいたしますが、その費用の経費でございます。

それから2項1目学校管理費でございますけども、11節の修繕費につきましては西嶋小学校の体育館倉庫の設置の105万円の計上。それから19節につきましては37万1千円。統合校の指定制服等の購入費補助金ということで体育着等31着をそろえるものでございます。

それから5目静川小学校管理費につきましては、13節委託料に103万3千円ということで統合に伴う備品等の引っ越し業務の委託料。それから6目原小学校の管理費につきましては備品購入費等54万円。プログラマータイマー付きの水晶式親時計を購入するものでございます。これにつきましては30万円の寄附金を利用して購入をするものでございます。

次に3項5目身延中学校管理費と10目身延中学校の教育振興費に予算計上をした備品購入費につきましては図書、それから相談室のエアコン等を購入するものでございますけども、身延中学校への寄附金を充当して購入をするものでございます。

次に4項1目社会教育総務費でございます。28節に61万7千円、青少年自然の里の特別会計の繰出金を計上させていただきました。

次に2目公民館費につきましては、19節負担金補助及び交付金に集落公民館の整備事業費補助金ということで、折八の公民館に18万円補助するものでございまして、屋根の改修および外装工事54万1,642円かかりますが、その3分の1を補助するものでございます。

次に5項1目文化財保護費でございますけども、財源組み替えをさせていただきました。当初に予算計上いたしました久遠寺の相輪塔の説明板を設置すると。当初単費で一般財源で充当しましたが、県費3万4千円がつきましたので財源組み替えをいたします。

それから7目現代工芸美術館運営費につきましては13節の委託料に130万円。これにつきましては震災により借入先、作家等から要望がございまして厳重に運搬をしてもらいたいと。それから固定して展示してもらいたいというようなことで、それらの希望に応えるために委託料を増額したものでございます。

次の6項1目保健体育総務費でございます。19節に40万3千円でございますけども、これにつきましては身延町教育委員会、社会教育活動事業費補助金の交付要綱に基づきまして関

東大会、全国大会以上の大会に出場する団体に補助するものでございまして、下部の空手スポ 少や西嶋のリリーズ、南小の空手スポ少、それから体協の陸上やゴルフ部に補助をするもので ございます。

それから5目の体育施設費でございますが、11節の修繕費、身延小のグラウンド夜間照明の安定器の改修や下部地区の町民体育館の浄化槽の漏水、それから遅沢スポーツ広場のトラクターの修繕等に53万4千円の修繕費を計上させていただきました。

それから11款の1項1目農地災害復旧費につきましては、13節委託料に306万8千円を、農地災害復旧測量設計業務ということで6件分でございますけども計上させていただきました。さらに2目農業用施設災害復旧費につきましては1,560万円で16件の農業用施設災害復旧測量業務でございまして、農道や水路等の測量業務になります。

それから13款1項14目につきましてはふるさと振興事業施設管理基金費でございますけども積立金42万円を減額いたします。これにつきましては相又特産品生産施設、企業組合ゆばの里からいただきました納付金の一部をここへ積み立てておいたものでございますけども減額されましたので積み立てをしないということになります。

以上、議案第78号の詳細説明とさせていただきます。

続きまして議案第85号 平成23年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産特別会計補正 予算(第1号)につきまして詳細説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、広野村上外九山恩賜林保護財産区の管理道の途中にあります橋が台風15号の大雨で2カ所、被害を受けたため修繕をするものでございます。

それでは6ページをお開きください。

まず歳入でありますが、2款の繰越金に16万円。それから4款1項1目財政調整基金から 繰入金として30万2千円をそれぞれ行いまして46万2千円といたします。

それから歳出でありますけども、2款1項1目の保護費に修繕費として46万2千円を計上いたしました。これにつきましてはちょうど和名場集落の下の栃代川になりますけども、吊り橋とスチール橋の2カ所が被害を受けました。吊り橋については長さが15メートルで幅員が50センチでございますが、この一部が破損をいたしました。それからスチール橋については6.7メートルの幅50センチでございますが、この2橋を修繕し財産区を管理するための管理道の道を確保するため予算計上をいたしました。

以上、議案第85号の詳細説明とさせていただきます。

それから続きまして議案第86号 下部地区公民館新築建築主体工事請負契約の一部変更に つきまして、ご説明を申し上げます。

本議案は6月の定例会でご議決をいただきました議案第57号 下部地区公民館新築建築主体工事請負契約について契約金額の変更となります。

2ページ目の議案第86号関係資料をご覧いただきたいと思います。

変更しようとする内容でありますが請負金額を178万5千円増額し、1億2,673万5千円といたすものでございます。

契約変更の主な理由でございますが、1点目といたしまして地盤改良の施行にあたり転石が多く含まれているため、別工法での地盤改良に変更したため167万1,344円の増額。それから2点目として、トイレの床仕上げの変更で5万1,084円の減額。それから3点目として天井の素材の変更で30万9,298円の減額。4点目として床暖房部分の下地工法の変

更で35万4,830円の増額でございます。これらをそれぞれ加えまして合計で166万5,792円の直接工事費の増額でございまして、共通経費を加え落札率を掛けまして変更金額が算定をされたところでございます。

以上、議案第86号の詳細説明とさせていただきます。

それでは、よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。ありがとうございま した。

○議長(福與三郎君)

次に議案第79号および議案第80号について、詳細説明を求めます。 町民課長。

○町民課長(佐野文昭君)

それでは議案第79号 身延町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、詳細説明をさせていただきます。

平成23年度補正予算(第3号)につきましては、歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,054万3千円を減額しまして、歳入歳出予算の総額はそれぞれ20億1,871万円になります。

詳細説明でございますけども、平成23年度の国民健康保険特別会計の補正予算の概況と併せて主なものにつきましてご説明をさせていただきます。

まず、8ページをお開きください。

1款1項国民健康保険税につきましては、税額等を改正していただきまして当初予算に反映した予算を、当初予算をつくったところでございます。所得の減少および一般被保険者の減少に伴いまして605万8千円減額補正ということになりました。減額分の主なものにつきましては1目の一般被保険者国民健康保険税、1節医療給付費分の現年課税分が大きいです。1,242万1千円の減額補正となりました。増額分の主なものとしましては2目の退職被保険者等国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分で492万5千円の増額補正というふうになっております。

国民健康保険税につきましては、総額では減額補正ということになりました。国民健康保険につきましては、歳入ではなく歳出により歳入が決まってくるというからくりがありまして、大変申し訳ないんですけども先に12ページの保険給付費のところを説明させていただきます。12ページをすみません、お開きください。

2款保険給付費でございますけども、1項から5項まで合計しますと9,757万9千円の減額補正でございます。減額分の主なものとしましては1項の療養諸費、合計が13ページにありますけども7,858万円の減額。そして2項の高額療養費の1,869万9千円の減額補正でございます。

内容につきまして申し上げますと医療費の減少、そして高額入院患者さんの減少によるものだということでございます。一般被保険者の療養給付費につきましては、今年の3月から8月までの6カ月の診療分、この金額が55億66万8千円でございました。単純に月の高い低いがありますけども、6カ月で割りますと1カ月当たりは9,177万8千円でございます。ちなみに昨年度は9,812万5千円でございました。634万7千円、減少ということでございます。高額分につきましては主に心疾患の入院患者さんが減ったという分析でございます。今、説明させてもらいましたように、医療費につきましては前年度と比べますと減少傾向になっ

ております。ただ、今後インフルエンザ等の大規模な流行等があると困るということで、ちょっ と心配をしております。

一応、医療費がこういう状況ということを知っていていただき、またここでちょっとすみませんですけども、歳入のほう、今度は国庫補助金のほうの説明をさせてください。申し訳ないですけども、9ページのほうをお願いします。

4款の国庫支出金でございますけども、1項、2項合計しますと6,375万2千円ということで減額でございます。主なものは1項の国庫負担金、2目の療養給付費等の負担金でございまして1,890万5千円の減額。そして2項の国庫補助金、1目の財政調整交付金の4,466万4千円の減額というふうになります。療養給付費等の負担金につきましては先ほど説明をしました歳出の保険給付費、医療費との兼ね合いがございまして医療費が減少すると国からの療養給付費等負担金も減少しております。一般被保険者の減少によるものでございます。また財政調整交付金につきましては、その医療費に国の調整率を掛けて算出という形でございますので国庫支出金が減少、歳入が減少ということになります。

続きまして5款1項1目療養給付費交付金につきましては、1,096万円のこれは増額補正となっております。これにつきましては退職被保険者分ということでございまして、1節の現年度分732万5千円の増額。2節の過年度分については、追加分の交付が決定されたということで363万5千円が増額になっております。

続きまして6款1項1目前期高齢者交付金につきましては1,055万8千円の減額補正で ございます。これにつきましては一般保険者の65歳から74歳分の交付金でありまして本年 度の概算額と平成21年度の精算額と調整額の確定ということで、この数字になっております。 すみません、続いて10ページをお開きください。

8款1項共同事業交付金でございます。これにつきましては8,949万5千円の減額補正となっております。これは共同事業ということで、県内の市町村の拠出により医療費を賄う共同事業費ということでございます。

1目1節高額医療費共同事業交付金が6,590万9千円の減額。2目1節保険財政共同安定化事業につきましては2,358万6千円の減額となっております。

続きまして11款繰入金でございます。3,045万4千円の増額補正でございます。主なものとしましては1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、その中の5節財政安定化支援事業繰入金が995万5千円。そして6節のその他一般会計繰入金2,018万5千円でございまして国保老人医療対策費補助金の町負担分ということでございます。

続きまして11ページをお開きください。

2項1目の財政調整基金でございます。当初予算におきましても繰入金を投入しての予算編成でございましたが、今回、決算見込みを行いながらの試算をしたところ、やはり残りの231万1千円を繰り入れなければならなくなりました。財政調整基金は全額取り崩しての対応ということになっております。

続いて15ページをお願いします。これは歳出のほうの説明でございます。

5 款 1 項老人保健拠出金でございます。 2 6 7 万円の減額補正となっております。内容は、 主なものとしまして老人医療費拠出金の 2 6 6 万 6 千円の減額、そして財源組み替えというこ とになっております。

6款1項の介護納付金につきましては1,264万6千円の増額補正と財源組み替えをさせ

てもらっています。これにつきましては、平成23年度分の納付金の確定によるものでございます。

続きまして7款1項共同事業拠出金でございます。128万2千円の減額補正と財源組み替えでございます。主なものとしましては1目の高額医療費共同事業拠出金で187万1千円の減額と財源組み替えをしております。

続きまして17ページをお開きください。

11款の予備費でございます。これにつきましては、今補正におきまして4,250万円の減額補正をさせてもらっての対応ということをさせてもらっております。

大変申し訳ないんですけども6ページをちょっと開いていただきたいんですけども、歳入につきましては減額分につきましては1款の保険税、4款の国庫支出金、6款の前期高齢者交付金、7款の県支出金、8款の共同事業交付金、9款の財産収入ということで減額分につきましては1億7,298万8千円となります。また増額分につきましては3款の使用料手数料、5款の療養給付交付金、10款の寄附金、11款の繰入金、13款の諸収入としまして増額分については4,243万5千円というふうになります。

続いて7ページをお願いしたいんですけども、今回につきましては財源組み替えが主でございます。この表でちょっと説明させていただきたいと思います。

特定財源として国県支出金の欄にありますけども、6,686万4千円のトータルで減額補正でございます。その他は5,762万1千円の減額補正です。一般財源につきましては605万8千円の減額補正です。

国県支出金の内訳としましては国庫支出金、先ほどの歳入のほうの関係の6ページですけども、4款の国庫支出金が6,375万2千円の減額。7款の県支出金311万2千円の減額でございます。その他の内訳としましては、同じく6ページで説明しますと3款の使用料及び手数料8万2千円。5款の療養給付費交付金1,096万円の増額。6款の前期高齢者交付金1,055万8千円の減額。8款の共同事業交付金8,949万5千円の減額。9款の財産収入3千円の減額。10款の寄附金5万円の増額。11款繰入金3,045万4千円の増額。13款諸収入88万9千円の増額でございます。その他の増額分は4,243万5千円で、減額分につきましては1億5万6千円となります。

一般財源につきましては1款の国民健康保険税の分でございます。財源組み替えにつきましては特定財源の国や県支出金、その他の内訳の交付金等および国保税が確定、または見込まれる中での計算式等に当てはめましての減額や増額に伴いまして、財源組み替えをさせていただいております。

以上で身延町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についての詳細説明を終わらせていただきます。

続きまして議案第80号 平成23年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) でございます。

これにつきましては1万2千円の減額ということで、人件費分の減額ということでございますので詳細説明は省かせていただきたいと思います。

以上よろしくご審議のほどをお願いしたいと思います。

○議長(福與三郎君)

次に議案第81号についての詳細説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長(依田二朗君)

それでは議案第81号 平成23年度身延町介護保険特別会計補正予算(第3号)について 詳細説明をさせていただきます。

今回の補正は主に職員給与の減額と住宅改修費の不足に伴う増額に伴うもので、歳入歳出それぞれ96万7千円を追加し、歳入歳出それぞれ21億2,687万6千円とするものです。6ページをお開きください。それでは歳入から説明させていただきます。

1 款保険料、1項保険料、1目第1号被保険者保険料、2節現年度分普通徴収保険料ですが 在宅支援担当職員給与分の減に伴う充当財源の減額で3万5千円を減額するものです。

次に4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分ですが、保険 給付費のうち9月に補正させていただいた住宅改修費がさらに増加し、124万円の不足が見 込まれるためお願いするもので、124万円に対する国庫負担分20%で24万8千円となり ます。

同じく4款2項国庫補助金、1目調整交付金、1節現年度分ですが、住宅改修費124万円に対する9%分で11万2千円となります。また同じく4款2項2目地域支援事業交付金、2節包括的支援事業・任意事業交付金ですが、在宅支援担当職員給与分の減額に伴うもので6万9千円を減額するものです。

次に5款支払い基金交付金、1項支払い基金交付金、1目介護給付費交付金、1節現年度分ですが住宅改修費124万円に対する30%分で37万2千円となります。

次に6款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分ですが住宅改修費 124万円に対する12.5%分で15万5千円となります。

同じく6款2項県補助金、1目地域支援事業補助金、2節包括的支援事業・任意事業交付金ですが在宅支援担当職員給与分の減に伴う充当財源の減額で3万5千円を減額するものです。

次に8款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、1節現年度分ですが住宅改修費124万円に対する町負担分12.5%で15万5千円です。

同じく8款1項2目地域支援事業繰入金、2節包括的支援事業・任意事業繰入金ですが在宅 支援担当職員給与分の減に伴う充当財源の減額で3万5千円の減となります。

同じく8款1項3目その他一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金、これは介護保険担当職員給与分の減額に伴うもので9万9千円の減となります。

次に9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金ですが住宅改修費124万円に対する一般会計負担分16%で19万8千円となります。

次に歳出について説明させていただきます。8ページをお開きください。

1 款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費ですが給与改定に伴う人件費ですので説明を 省略させていただきます。

2 款保険給付費、1項介護サービス等諸費、3目地域密着型介護サービス給付費、19節負担金補助及び交付金ですが、グループホームのぞみへの負担金を介護サービス等諸費を120万円減らして介護予防サービス等諸費を増やしているものです。

同じく2款1項8目居宅介護住宅改修費、19節負担金補助及び交付金ですが、住宅改修給付分が当初見込みの360万円から9月補正130万円、併せて490万円とさせていただきましたが、さらに増えて今回124万円の補正をお願いするものです。

同じく2款2項介護予防サービス等諸費、3目地域密着型介護予防サービス給付費、19節 負担金補助及び交付金ですが、グループホームのぞみへの負担金を介護サービス等諸費を減ら して介護予防サービス等諸費を120万円増やしているものです。

次に5款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、1目介護予防ケアマネジメント事業費ですが給与改定等に伴う人件費ですので省略させていただきます。

以上で介護保険特別会計の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。 ○議長(福與三郎君)

次に議案第82号について、詳細説明を求めます。

水道課長。

○水道課長(遠藤庄一君)

それでは議案第82号 平成23年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について詳細説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ602万9千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,183万8千円とするものであります。 詳細説明について説明させていただきます。6ページをお開きください。

歳入について、ご説明をいたします。

2款1項1目簡易水道負担金、2節の受託工事負担金につきましては下部地区大炊平地内、 県道栃代常葉線改良工事に伴う送水管移設工事の補償金としまして、県からの受託工事費 155万円の増額補正であります。

5款1項1目簡易水道一般会計繰入金、1節水道事業費繰入金につきましては3万2千円の増額。内訳としまして、総務費の繰入金につきましては給与改定に伴う人件費の6万8千円の減額補正。また建設繰入金としまして、需用費のうちの燃料費としまして10万円の増額補正であります。

3節水道維持費繰入金につきましては315万7千円の増額補正であります。内訳としましては給与改定に伴う人件費55万6千円の減額と需用費のうち修繕費271万円の増額。使用料及び賃借料、重機借上料等の60万円の増額。工事請負費40万3千円の増額補正であります。

7款1項1目雑入、1節消費税還付金につきましては平成22年度の129万円の還付金の 増額補正であります。

続きまして歳出についてご説明をさせていただきます。7ページをご覧ください。

1款1項1目簡易水道管理費、2節、3節、4節につきましては給与改定に伴う人件費ですので省略をさせていただきます。

- 1 1 節の需用費のうち修繕費につきましては各水道施設の補修、修繕等の予算不足が見込まれるために修繕費の400万円の増額補正であります。
- 14節の使用料及び賃借料につきましては台風災害の箇所に重機借り上げ料としまして60万円の増額補正であります。
- 15節の工事請負費につきましては説明欄に記載してありますように下部地区大炊平地内県道栃代常葉線改良工事に伴う送水管移設復旧工事195万3千円の増額補正であります。

続きまして2款1項1目簡易水道総務費、2節、3節、4節につきましては給与改定の人件費でございますので省略させていただきます。

2款2項1目簡易水道建設費、11節需用費のうち燃料費につきましては公用車2台の予算不足が見込まれるために10万円の増額補正であります。

以上、第82号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いしたいと思います。

○議長(福與三郎君)

次に議案第83号について、詳細説明を求めます。

環境下水道課長。

○環境下水道課長(樋川信君)

それでは議案第83号 平成23年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について詳細説明をさせていただきます。

4ページをお開きください。

第2表 地方債の補正でございます。今回の補正では特定環境保全公共下水道事業債は下部下水道事業にかかる起債でありまして、230万円から140万円を減額し、限度額を90万円とし、公共下水道事業債は身延の下水道事業にかかる起債でありまして7,090万円に570万円を追加し、限度額を7,660万円に。また過疎対策事業債は下部下水道事業、身延下水道事業それぞれに充当しておりまして、下部下水道事業分が220万円から130万円を減額して90万円。身延下水道事業分が7,090万円に560万円の追加で7,650万円。下部下水道事業分90万円と身延下水道事業分7,650万円、合わせて7,740万円を限度額とさせていただくものであります。

なお内容についてでございますが、身延下水道事業ですけども、現在、波木井地内の管渠布 設工事を進めておりますが、今年度が事業最終年度であることから事業費の精査をする中で工 事を執行しておりますが、国庫補助金の内示額が当初予算の1億850万円が1億680万円 と170万円減額されたことと、なおかつ事業費が増額となることから、この財源を起債で対 応するということで公共下水道事業債に570万円、過疎対策事業債に560万円を追加する ものでございます。

また下部下水道事業につきましては、当初予算で湯町地内の真空弁ユニットを6カ所設置する計画でありましたが、22年度から23年度への繰越予算で、23年度分で予定しておりました6カ所のうち5カ所が施工できたことから、今年度予算では1カ所のみの施工となったことから工事費を600万円減額するものであります。ついては今回の補正で補助金の減額と起債については特定環境保全公共下水道事業債140万円と過疎対策事業債130万円をそれぞれ減額するものでございます。

7ページをご覧ください。

補助金の減額補正であります。

歳入でありますが、3款1項1目身延公共下水道事業国庫補助金170万円の減額。これにつきましては、国庫補助金の内示額が170万円減額されたということで減額補正であります。 2目下部下水道事業国庫補助金300万円の減額、これにつきましても事業費減による国庫

4款1項一般会計繰入金につきましては、1目から6目までそれぞれ事業費、維持管理費、 公債費の補正に伴う一般会計繰入金の補正でありまして、公債費の一般会計繰入金の減額につ きましては、5款の前年度繰越金の追加補正を公債費に財源充当したため、一般会計繰入金を 減額補正するものであります。 5款1項1目繰越金113万5千円の追加、これは前年度の繰越金であります。

7款1項1目身延町公共下水道事業債は、先ほど申し上げましたように公共下水道事業債に 570万円、過疎対策事業債に560万円をそれぞれ追加するものであります。

8ページをご覧ください。

2目下部下水道事業債、これにつきましても特定管渠保全交付下水道事業債140万円、過 疎対策事業債130万円をそれぞれ減額するものであります。

次に9ページをご覧ください。

支出でありますが給与、職員手当等、共済費につきましては給与改定に伴う補正であります ので省略させていただきます。

1款2項1目身延下水道事業建設費の15節工事請負費1,035万8千円の追加につきましては管渠布設工事でありまして、主に波木井地内のマンホールポンプの3基の設置分でございます。

19節負担金補助及び交付金48万2千円の減額につきましては県道身延本栖線、上町、清住間でございますが、舗装本復旧工事の完成に伴う負担金の精査による減額補正であります。

2目下部下水道事業建設費の15節工事請負費600万円の減額につきましては、地方債の補正のところでも申し上げましたが、当初、湯町地内の真空弁ユニット6カ所に設置する予定でありましたが、22年度の当初予算で5カ所設置できたことにより、工事費を600万円減額するものであります。

1款3項1目中富下水道事業維持管理費の11節需用費104万6千円。修繕費の追加でありますが、手打沢甲南グラウンド前、国道52号道路敷地内にありますマンホール蓋の受枠の損傷の修繕費、また中富浄化センター曝気装置の電気制御装置でありますインバーターの不良による取り替え修繕であります。

3目角打・丸滝下水道事業維持管理費の15節工事請負費158万8千円の追加につきましては下水道区域内でありまして、新築住宅の方がおりまして新規加入に伴う下水道管布設工事であります。場所については角打の南原地内でございます。

次に10ページをご覧ください。

5目下部下水道事業維持管理費の11節需用費35万円、修繕費の追加につきましては9月21日の台風15号により下部分団第3部詰所付近が被災を受けまして、その詰所敷地内にあった下部下水道施設、真空の無線中継局が被災を受けました。この真空ユニット用無線式警報システム、この機器の修繕費であります。

1款4項公債費につきましては1目から9目まで、23節償還金利子及び割引料はすべて財源組み替えの補正であります。

当初予算で充当しておりましたその他財源、一般会計繰入金等、下水道会計における前年度 繰越金、財源組み替えでございます。

以上で議案第83号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(福與三郎君)

次に議案第84号について、詳細説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長(佐野正美君)

それでは議案第84号 平成23年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第1号)の

ご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出の予算の総額にそれぞれ歳入歳出41万7千円を追加 しまして歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,929万1千円とするものでございます。 6ページをお開きいただきたいと思います。まず歳入についてご説明を申し上げます。

2 款県補助金、1 項補助金、1 目青少年自然の里補助金、1 節の青少年自然の里補助金 2 0 万円の減でございますけども、これは体験活動をした際の報償費、講師謝礼、それから需用費、消耗品等でございますけども、その 2 分の 1 を県での補助金で賄っておりますけども、主催事業の 2 つの事業の中止。また台風 1 5 号、さらに 3 月の東日本大震災等の影響によりまして利用者数が減となりました。それに伴い体験活動費も減額の見込みとなりますので補助金 2 0 万円を減額し、補正後の額を 1 8 0 万円とするものでございます。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金61万7千円の増額につきましては、歳出のほうで総務費41万7千円の支出の増に伴いまして、一般財源と特定財源の財源組み替えをしたことにより、61万7千円を追加したものでございます。

7ページをご覧いただきたいと思います。歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費41万円の増額でございますけども、2節、3節、4節につきましては人事院勧告に伴う人件費分でございます。11節需用費中、燃料費は宿泊棟の重油給油の回数の減に伴う12万1千円の減でございます。18節備品購入費12万1千円につきましては厨房の冷凍庫のこれは県の部分でございますけども、壊れたため県の了承を得て購入したいものでございます。財源は県からの委託料の範囲内で11節の燃料費と相殺するものでございます。

27節公課費42万2千円の増額につきましては、9月に平成22年度分の消費税の確定申告を行ったわけでございますけども、これにより納付額が72万1,300円に決定いたしました。当初予算額の計上は30万円でありましたので、その不足分の42万1,300円を増額補正するものでございます。

2款運営費、1項、1目体験施設運営費、8節、11節ともそれぞれ財源の組み替えをさせていただきました。

8 節につきましては、特定財源の県支出金を基金の10万円と一般財源20万円を減額いたしまして、その他からその他財源30万円を増額いたしたいものでございます。

1 1 節につきましては、特定財源の県支出金 1 0 万円、一般財源 2 2 万 2 千円を減額しまして、その他財源から 3 2 万 2 千円を増額したいというものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(福與三郎君)

詳細説明が終了いたしました。

次に請願第2号について、紹介議員であります望月明君より趣旨説明を求めます。 望月明君。

○2番議員(望月明君)

それでは請願第2号の提出につきまして、説明をいたしたいと思います。

請願番号 請願第2号

受理年月日 平成23年11月24日

件名 3 0 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書

請願者

住所 山梨県南巨摩郡身延町小田船原1893番地 氏名 身延町PTA協議会会長 山本是温ほか3団体 紹介議員

身延町議会議員 望月明

請願の趣旨

少人数学級を推進すること。豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。 教育の機会均等と水準の維持・向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国 負担割合を2分の1に復元すること。

教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。 なお、詳細につきましては添付請願書をご覧いただきたいと思います。

○議長(福與三郎君)

以上で、提出議案の説明は終了いたしました。

本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、これをもちまして本日は散会といたします。

○議会事務局長(秋山和子君)

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時45分

平成 2 3 年

第4回身延町議会定例会

12月14日

平成23年第4回身延町議会定例会(2日目)

平成23年12月14日 午前 9時00分開議 於 議 場

1.議事日程

日程第1 提出議案に対する質疑 日程第2 提出議案に対する討論 日程第3 提出議案に対する採決

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	野	島	俊	博		2番	望	月		明
3番	河	井		淳		4番	芦	澤	健	拓
5番	松	浦		隆		6番	深	沢	脩	=
8番	草	間		天		9番	Ш	П	福	Ξ
10番	渡	辺	文	子	1	1番	穂	坂	英	勝
12番	伊	藤	文	雄	1	3番	望	月	広	喜
14番	望	月	秀	哉	1	5番	福	與	Ξ	郎

3. 欠席議員は次のとおりである。

7番 望月 寛

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

長望月仁司 長 赤坂次男 町 総 務 課 会計管理者串松文雄 政 課 長 笠井一雄 財 課 政 策 室 長 丸 山 優 民 長 佐野文昭 町 身 延 支 所 長 千頭和勝彦 税 務 課 長佐野勇夫 下部支所長渡辺明彦 教育委員長 千須和繁臣 育 教 長佐野雅仁 学校教育課長 近藤正国 生涯学習課長佐野正美 福祉保健課長 依田二朗 子育て支援課長 稲葉 義仁 建設課長藤田政士 課 長 竹ノ内 強 土地対策課長 滝戸文昭 産 業 観 光 課 長 熊 谷 文 彦 環境下水道課長 樋 川 信 水 道 課長遠藤庄一

5.職務のため議場に出席した者の職氏名(2人)

議会事務局長 秋山和子録 音係依田光太

開会 午前 9時00分

○議会事務局長(秋山和子君)

おはようございます。

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

(あ い さ つ)

ご着席ください。

○議長(福與三郎君)

本日は大変にご苦労さまでございます。

欠席の報告をいたします。

望月寛君は入院のため欠席との届け出が出されております。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第2号により執り行います。

日程第1 提出議案に対する質疑を行います。

なお、議案の表題は議案番号のみに省略をさせていただきます。

議案第76号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第77号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

望月君。

○13番議員(望月広喜君)

議案第77号、一部改正の条例についてちょっとお伺いをいたします。

皆さんご承知のとおり身延町西嶋、戸籍には西嶋の山鳥というものが登録されております。 伝播的に法務局、警察署、裁判所もそうなんですけども、正式な書類には山鳥が使われていなければ、その書類というものが正式に受理されない。履歴書なんかでも正式な字は山鳥を書かなければというようなことになっております。西嶋で昭和49年に100周年記念という記念誌を作りましたが、そのときには一切、山鳥の活字がなくて山鳥を使うことができなかったという経過があります。その後、文部省でもそれを認可してコンピューターでも、また活字にも山鳥という字が正式に出てきて、辞典にもそういうものが載るようになってきた。昔の辞書には島という普通の島、そのあと山鳥という字はあるけどもその横には×が付いていたと。これは正式的には使えませんよというようなことの中です。

そういった中で私、いろんな書家が使う字書、字典調べてみまして、字統という字書があります。それを調べてみますと山鳥というものは篆文に近い形であり篆書であると。これが一番古い島の字なんだということを調べたところで出ました。

近文という近代大字典という字書がありまして、それを調べてみたら山の上に鳥が飛んでいるというのがこの山鳥という字だそうです。またその逆もありまして上に山があって下に鳥が

あると。ただ西嶋の場合には左側に山があって鳥があると。西嶋にはこの字が一番ふさわしい ということで付けた名前だそうです。そういったことを教育委員会、皆さん、承知しているか どうか、1点お伺いします。

○議長(福與三郎君)

学校教育課長。

○学校教育課長(近藤正国君)

本案の提案理由でもご説明させていただいたわけでございますけども、今回の条例の一部改正案につきましては、統合準備委員会における8回にわたる大変長い時間をかけての協議結果、これを受けまして教育委員会の中で協議いたしまして統合準備委員会の考え方、これを尊重する中で本議会に提案させていただいたものでございます。

先ほど議員のご発言にあった内容等につきましては、統合準備委員会の中で多くの議論がされたわけでございますけれども、結果としてやはり新しい学校をつくろうという関係者の熱意によって、結論に至ったということでございますので、そのへんにつきましては教育委員会といたしましても、十分踏まえる中で、今回、提案させていただいておりますので条例の改正につきましてご判断をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長(福與三郎君)

望月君。

○13番議員(望月広喜君)

統合については、私もスムーズに進んでいただかなければならないということは重々考えております。

準備委員会の皆さんが9回ばかりにわたって長い間、話し合いをしたということの中で、静川地区の人たちが強引にといっていいかどうかそれは分からないんですけども、どうしても西嶋の嶋の字を変えるというようなことで話が進んできて、西嶋の人たちもうまく進むならこれもしょうがないかなということで承知したような経過のようでございます。

ただ、この西嶋小学校の嶋という字は県下ではほかで使っているところはどこもなし。日本 全国でもおそらくないではないかなと思うんですけど、これはちょっと調べてみなければ分か りませんので、全国的なことはちょっと、まだなんとも言えませんが、そういった貴重な西嶋 の嶋の字をなぜ消さなければならないのかなというようなことをちょっと思うわけですが。

そこで1点、これは当たり前のことなんですけども、西嶋小学校の子どもたちが履歴書を書くにしても、今年度の子どもは西嶋小学校入学、西嶋小学校卒と、その嶋の字を使ってはいいんだろうけども、来年の3月に卒業される子どもたち、その4年、5年続くわけですが、小学校入学というにはその山鳥を使って卒業するには山鳥なしの普通の字を使う。これは当たり前のことだと言いますが、私も当たり前のことだと思うけども、そうしなければならないものかどうか、1点お伺いします。

○議長(福與三郎君)

学校教育課長。

○学校教育課長(近藤正国君)

平成24年の4月1日以降につきましては、常用漢字の島の取り扱いになると判断しています。

望月君。

○13番議員(望月広喜君)

これで終わりますが、小学校へ行って先生たちにもお聞きしました。先生たちも迷っているんですよね。これは決まりですから、決まればそれに順じなければならないというようなことは考えているようですけども。ちょっとこれは無謀なことをやりすぎたんではないかという気がする、これは答弁はいりません。ただ、私が話させていただいたということで結構です。答弁はいりませんけども、ちょっと無謀ではないかなと。なぜ教育委員会がそれを承知したかなということを感じました。それは私の意見だけです。答弁はいりません。

以上です。

○議長(福與三郎君)

他に質疑はございますか。

望月明君。

○2番議員(望月明君)

関連した質問ですけれども、小学校の表記を新しい島にすると。こういうことになるわけですけども、その際ちょっと心配なのは行政上でいるいろ出すものと西嶋に対する表記は今までどおりになると思いますが、またもちろん西嶋の住所も山偏の鳥になると思いますけども、そのへん学校だけが新しい島とこういう字になった場合、いろいろな混乱が出てこないかという心配があるわけですけども、そのへんについて質問いたします。

○議長(福與三郎君)

学校教育課長。

○学校教育課長(近藤正国君)

特に混乱はないものと考えております。

○議長(福與三郎君)

深沢君。

○6番議員(深沢脩二君)

地名というのは難しいもので、私、記憶によりますと甲州西嶋というのが1200年代にこの文字が出ておりました。これはあるお寺さんの領地になっておりまして、そこから一貫してずっと西嶋の嶋はこれになっているようであります。

それから、もう1つ。私のほうもよく戸籍上の問題で、三沢であります。三沢でも三つの沢、ちゃんと戸籍上では古い漢字で書いてくださいよということをよく言われますが、やっぱりそれと同じようなものだと思います。ただ略していいのかどうなのか、これはやっぱり地元の皆さんに相談しなければいけないだろうとは思うんですけどね。どうでしょうか。

○議長(福與三郎君)

学校教育課長。

○学校教育課長(近藤正国君)

今回の条例改正案につきましては、再三ご説明させていただいておりますけども、両校、地域の関係者なる統合準備委員会で時間をかけて議論をいただいて、その結論を尊重する中で今回、提案させていただいたものでございますので、そこらへんにつきましては、そうした背景にあるということでご理解をいただきたいと思います。

川口君。

○9番議員(川口福三君)

議案第77号についてですが、今、校名の質問がございましたが、この西嶋小学校というのは校名が新しく、字が変わって西島小学校になると。前期計画は一応、この段階でもって終了というような形の中で、校名が西島小学校となるわけですが、いわゆる行政側として今後の後期計画の中へどのような形でもって学校を編成していくのか。そのへんについての議論はなされたかどうか伺います。

○議長(福與三郎君)

学校教育課長。

○学校教育課長(近藤正国君)

ただいま後期計画策定に向けまして、いろいろな検討を教育委員会におきまして進めている という状況でございます。現時点でこれという方針がはっきり決定しているという状況ではご ざいませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長(福與三郎君)

川口君。

○9番議員(川口福三君)

今、検討されていないという話ですが、過日、結局1中2小が1中3小というような議会としての指摘が示されたわけですが、この3小が4小になる可能性もあるわけですね。枠組みにおいても今の西嶋小学校と静川小学校が統合して、このまま1小学校として残るのか。今後の課題とすれば、やはりその学校に対して、よその小学校が統合するというような形づくりになった場合に、また校名変更をせざるを得ないと。そうした点やはり考えてみますと、身延町の北部に位置する小学校であるというような形の中で北部小学校とかというような、いわゆる西嶋という地名を使わずに、町としての行政側としてそうした指導をされたかどうか、その点についても伺いたいと思います。

○議長(福與三郎君)

教育長。

○教育長(佐野雅仁君)

どうも77号と外れたようなことを聞かれたようで、なんと答弁していいか分かりませんけども、本議会に提案したのはこの西嶋小学校の一部の改正ということでございます。このへんをご理解願います。もう1点、教育委員会の方針が変わった場合は議員に報告するという附帯決議がされました。そんなことで今までちょっと進んでおりますので、このへんは承知をしてもらいたいなと思います。

○議長(福與三郎君)

渡辺君。

○10番議員(渡辺文子君)

今までの西嶋小学校と静川小学校は廃止をして、新たな西島小学校、常用漢字の西島小学校 ということなんですけども、例えば来年の卒業式となると卒業番号1番ということから始める と理解してよろしいでしょうか。

学校教育課長。

○学校教育課長(近藤正国君)

来年、24年度以降につきましては24年度から新たに始まるというふうに考えております。

○議長(福與三郎君)

他に質疑はございますか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第78号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

芦澤君。

○4番議員(芦澤健拓君)

何点かまとめてお聞きします。

はじめに8ページ、町税の入湯税ですけども、当初の額と比べて約18%減っております。これは台風の影響だけではなくて、東日本大震災の影響もあるのかも分かりませんけども、20%近い減ということは非常に温泉街の、たぶんこれは下部温泉が主だと思うんですけども、温泉街の打撃が非常に大きかったと思います。

他の地区では、観光に対する被害を東電のほうに補償を要求するということがありますけど も、下部温泉として、あるいは町としてそういう動きがあるかどうか、この点 1 点。

それから次が14ページです。

障害福祉費の扶助費、20節の扶助費ですけども、その中に障害者自立支援対策臨時特例交付金事業とありますけども、この事業についてご説明がなかったように思いますので、この点についてお伺いします。

次に16ページ、衛生費の保健総務費、15節の工事請負費ですけども、ドクターへリ場外 離着陸場整備工事、これは2カ所ということですけども、この工事の内容、どんなふうな工事 になるのか。この点について、お伺いします。

それから同じく衛生費の、これは環境衛生費の19節合併処理浄化槽設置整備事業補助金ですけども、これはどこへ付けるのかということ。それから以前、門内のゴミ収集場所について問題が起きたということでしたけども、その後の処理はどのようになっているのか、お分かりになればお答えください。

それから19ページ。農林水産業費、林業土木費の15節工事請負費ですけども、これ山額、 古関、八日市場、和平線法面工事というふうにありますけども、これは全部で800万円ですが、それぞれの工事費がいくらずつになっているのか、お分かりになれば教えてください。

それから商工費、同じページの商工費ですけども、一番下の補助金がイベント中止ということでカットになっておりますけども、各市町村で暴力団排除について、いろんな決議がされている、あるいは、要望が出されているというふうなことが新聞に出ておりますけども、当町ではこの暴力団排除に対してどういうふうな対応をしていらっしゃるのか、その点についてお伺いします。

それから次に21ページ、消防費の水防費、15節工事請負費で大野地内、富士川河川敷占 用物件、水防倉庫撤去工事とありますけども、これは水防倉庫が撤去されて、そのあとの対応 はどうされるのか、どこかへ移転する予定があるのかどうか、この点についてお伺いします。

それから25ページの災害復旧費の農業用施設の委託料1,560万円。これは16件はどこなのか。それから上の委託料の農地災害復旧測量設計業務6件の場所ですね。これも教えていただきたいと思います。

それから最後にというか、ここには特に載せられておりませんけども、台風15号の被害で新聞には「峡南20河川 大量の土砂堆積」ということで9河川についてはすでにそういう工事が始まったり、あるいは行われる予定になっておりますけども、その他の河川についてはどのようにしていただけるのか。その点、もし建設課長のほうでお分かりになれば、お分かりになる範囲でお答えいただきたいと思います。

以上です。

○議長(福與三郎君)

答弁のほうは。

福祉保健課長。

○福祉保健課長(依田二朗君)

先に障害福祉費の関係とドクターヘリの関係を説明させていただきます。

14ページの障害者自立支援対策臨時特例交付金事業ですが、これは障害者の自立支援に関係する事業者に対する経営の安定化を図る措置として4分の3を補助するものです。通所サービス等利用促進事業に420万円。新事業の移行促進事業として45万3,840円。新法への移行等のための円滑な実施を図る措置としてグループホーム、ケアホーム等移行促進事業費として3万円。合計で468万4千円です。

それから続きまして衛生費のドクターへリの場外離着陸場整備工事ですが、身延山寺平と中 富浄化センターの舗装工事です。整備して舗装できるような形で舗装工事をします。

以上です。

○議長(福與三郎君)

税務課長。

○稅務課長(佐野勇夫君)

冒頭のご質問がありました入湯税の件でございますけども、補償というようなお話があったと思いますけども、原発に絡む補償ということになりますと、入湯税というより温泉街の全体的なお話になるかと思いますので、入湯税としてそのへんについては今のところ考えてはございません。

以上です。

○議長(福與三郎君)

観光課長。

○観光課長(熊谷文彦君)

商工費の各イベントの暴力団排除の関係ですが、今のところ町としては、町の関係するイベントの中で、的屋さんを入れる予定はありません。ただ時期を見ながら、今、南部警察署からの指導で、的屋に参加する名簿を出してもらって、その名簿を南部署に報告する中で、この人はいいですよ、この人は店へ出てもらったら困るという、そういう判断は南部署でするということを言っていますので、今すぐではないですけども、一応、状況を見ながら名簿を出してもらう中で、南部署との検討で参加していただくか。また駄目かということで決定したいと思い

ます。

以上です。

○議長(福與三郎君)

総務課長。

○総務課長(赤坂次男君)

それでは21ページの9款消防費、1目の水防費の15節工事請負費50万円でございますけども、これにつきましては大野地内の富士川河川敷占用物件、水防倉庫の撤去工事でございまして、国土交通省によります大野地区の築堤工事のためのものでございます。移転先につきましては、これから検討する予定でございます。

○議長(福與三郎君)

環境下水道課長。

○環境下水道課長(樋川信君)

それでは17ページ、4款1項環境衛生費の19節合併処理浄化槽設置整備事業補助金77万5千円、これはどこに付けるかということなんですが、この当初予算で5人槽を15基、7人槽を20基、合わせて35基の予算で計上しました。精査する中で5人槽が17基、2基増えまして、逆に7人槽が18基、2基減と。7人槽分が5人槽になったということと、あともう1基、14人槽が1基増えております。トータル的には35基から36基、1基増ということで、5人槽と7人槽については一般住宅、14人槽につきましてはお寺が1件ということでございます。

それと、もう1つ。門内のゴミ処理の関係と、その状況ということですが、ゴミ処理につきましては峡南衛生組合のほうで収集業務をしておりまして、門内地区につきましては、通常ゴミステーションというところが各地区にございまして、そこに峡南衛生組合の車が行きまして収集するわけですが、門内地区につきましては、以前から場所等がないということで、車が行ったときに、その地区の人たちがその車に入れるというような方法をとっておりましたが、区長さんを通しまして、ゴミステーション、拠点をどこかに設けてくれということでお願いを8月ごろからしてきました。11月に何カ所か、建物はないんですがゴミステーションという位置づけの中で、個所を設置していただきまして、そこへ収集車が行ってゴミを入れるというような方法をとっております。

以上です。

○議長(福與三郎君)

産業課長。

○産業課長(竹ノ内強君)

19ページの、農林土木費の15節の工事請負費の800万円ですが、個々の工事につきましては入札の関係がございますので、お答えは控えさせていただきたいと思います。

次に24ページの災害復旧費、農地災害復旧費の個所、6カ所でございますが古関、北川、 常葉五条下、瀬戸、上之平家ノ下、上之平山之神、以上6カ所でございます。

続きまして25ページの農業用施設災害復旧測量設計業務の16件でございます。角打農道、 以下水路になります。常葉川久保堰、常葉芦原の宮ノ平堰、常葉竹ノ島の竹ノ島堰、上之平家 ノ下堰、清沢白代堰、古関向田堰、釜額滝ノ前堰、梅平の大野堰、梅平亥ノ新田堰、梅平長割 堰、身延塩沢の波木井上堰、波木井3区の波木井上堰、大炊平五条堰、梅平本田堰、常葉竹ノ 島、頭首工で全部で16件になります。

以上です。

○議長(福與三郎君)

建設課長。

○建設課長(藤田政士君)

県が管理しております河川の異常埋塞について、お答えをさせていただきます。

新聞にコメントが出ておりましたけども、私の思いは早くやっていただいて、ありがとうございましたという感謝の言葉を書いてほしいとお願いしました。

それはさておきまして、今回の台風15号では町内の県河川、非常に異常埋塞があちこちで見られます。県にお願いをし、埋塞土の除去を行っていただいておりますけれども、持っていく場所等の関係から、河川管理者以外が行う工事ということで、砂利組合さんにお願いをしているような状況にあるようです。

砂利組合さんも一気にあちこちの河川がいっぺんにできるわけでございませんので、順次河川をやっていくということで、終わっている河川、それから時間のかかる河川、まだまだ手を掛けなければいけない場所もたくさんあるわけですけども、来年の出水期までにはできるだけ排除したいということで県とは協議をしてございます。

常葉川の300号の常葉川橋の上下も堆積をしているというようなことで、そこについては 現在、検討をしているというようなことも県からお聞きしています。

いずれにしても、私の立場からすれば、民家の近いところはできるだけ早く、来年の出水期までには安全の確保をしてほしいというようなお願いをしてございます。

以上でございます。

○議長(福與三郎君)

芦澤君。

○4番議員(芦澤健拓君)

はじめの入湯税の関係は、こういう状況の中で非常に今回、下部温泉郷は痛手を受けておりまして、温泉組合からそういうふうな、困るよというふうな話はないのか。それに対して、町のほうとしては何か対応をしていただけたのか、その点についてもう一度お伺いしたいと思います。

それから的屋の件ですけどというか、ここで特に的屋の話をするわけではないんですけども、 暴力団排除条例のようなものをお考えかどうか、これについてもう1点、お伺いします。

それから建設課長のお話、よく分かりましたけども、今回、本当に15号で痛手を受けた河川が結構多いですが、今回この新聞の記事によりますと、特に必要な9河川ということで、寺沢川、身延川、大城川、泥の沢川、椿川、宮沢川、栃代川、中村川、島尻川というふうにあるんですけど、私の領分に引き込むわけではないんですけども、下部地区のほうが特になんにも触れられていないので、この点をぜひ今後の話の中で、常葉川、栃代川、反木川、それから下部川の河川についても、これは土砂が堆積したというよりも、むしろ瀬が変わってしまって、いろんな被害が出たということが多いので、そのへんを改良・改善していただければありがたいなと思います。これは要望ですので。答弁は必要ありません。では、はじめの2点について。

○議長(福與三郎君)

税務課長。

○税務課長(佐野勇夫君)

それでは、お答えいたします。

震災に対し温泉組合からも税に対するお願いとか、そういったことはございませんでした。 台風につきましては、一帯かなり大きな被害を受けたところでございますので、税務課のほうから納税の猶予という制度がございますけども、それをご利用くださいといった文書を温泉 街だけではなく、台風の被害を受けたご家庭すべてに配布しましたけども、結果としてそういったことに対して申し出等はございませんでした。

以上です。

○議長(福與三郎君)

観光課長。

○観光課長(熊谷文彦君)

町の暴力団排除条例の関係ですが、今のところ町では考えておりません。一応、今から今後、 県の指導、また警察からの指導により検討をしていきたいと思いますので、ちょっと今のとこ ろは考えておりません。

○議長(福與三郎君)

総務課長。

○総務課長(赤坂次男君)

ただいまの暴力団排除条例につきまして、ちょっとご説明させていただきます。

ちょっと今の観光課長の答弁とは食い違いますけども、県ではすでに条例を制定しております。先週の末に南部署のほうから本町に見えまして、県警本部長の依頼通知ということで、市町村においても暴力団排除条例をなるべく早く制定してほしいというような依頼がありました。このことにつきましてはそれぞれの町村で前向きに、身延もですけども、このことについては制定に向けて、ただいま検討しているところであります。

以上です。

○議長(福與三郎君)

他に質疑はございませんか。

渡辺君。

○10番議員(渡辺文子君)

何点か伺います。

全体的に子ども手当がちょっと分かりにくくて、増減がある理由というのを 1 点お聞かせい ただきたいと思います。

それと15ページの児童福祉総務費の中で、報償費、地域子育て創生イベント講師謝礼とか 積み木図書館講師謝礼とかとあるんですけれども、これはどういうふうなイベントを町として 考えていらっしゃるのか。それから積み木図書館、前におもちゃ図書館とあったと思うんです けど、そんなような感じのもので積み木が来てそこで子どもたちが遊ぶというような、常設と いうか前みたいに月に何回とかそういうものを予定しているのかどうなのかということ。

それから20ページの住宅管理費の中で木造住宅の耐震改修とか建て替えとか補助金が載っているんですけども、これは新聞でも3.11以降増えているというような状況があるという記事が載っていましたけども、この町内における傾向と、それから以前にシェルターについて、なんか検討しているみたいな答弁があったと思うんですけども、このシェルターの部分がどう

なっているのかというのが1点。

それから21ページの防災費の中で備品購入で衛星携帯。これは孤立集落に衛星携帯8台ということで、これはとても不安解消にはなると思うんですけども、ただこの管理が難しいんではないかなというふうに思っているんですけど、これについてどういうふうにされるおつもりなのかということをお聞きしたいと思います。

○議長(福與三郎君)

子育て支援課長。

○子育て支援課長(稲葉義仁君)

まずはじめに子ども手当の件について、ご答弁させていただきます。

この子ども手当の増減ですが、職員の人事異動に伴う増減であります。本来は、6月の議会で変更すべきものですが、今議会での上程になりました。また、子ども手当でありますが、ご存じのとおり町長の今回の行政報告にもありましたけれども、10月から出し方が変わるということでございます。そして現に支払うのは2月でございます。内容的に申し上げますと、今まで一律15歳までの方は1万3千円お支払いしておりました。これは月々でございます。そして今度の改正によりますと中学生以上はもう1万円。そして今日まとめてありませんので、うまく言えませんけども3歳未満の方と第3子以上の方、18歳以下で第3子以上の方につきましては1万5千円となるわけでございます。そんなことが主な改正点でございます。所得制限は今までどおり設けてありません。4月からでありますが、いろんな議論が出されているものですから、来年度のことについては県とか国の情報、特に国の情報を、動きを見ながら予算の作成になろうかと思います。

そして次にまず積み木図書館でございますが、この事業につきましては峡南ふるさと市町村 圏内の基金を原資とし、環境保全活動、そして文化教育振興、観光振興に要する経費に対して、 峡南広域行政組合がその範囲の中で助成交付する事業でございます。そして今回の場合は本町 で積み木図書館ということで申請して50万円の予算が認められたものでございます。この積 み木を通して子どもたちの情操教育を養っていきたいと、そういうふうに考えて行っていく事 業でございます。

図書館という名前でございますので、児童館を拠点としながら例えば育成会であるとか保育園、また学校、また子育てに関する団体、そういったところにも積み木を貸し出しをしていきたいと、そんなふうに考えておるところでございます。

そして、あと地域子育て創生事業の関係でございますが、この事業につきましては県の安心子ども基金を活用し、地域の実情に応じた創意工夫のある子育て支援活動に関する取り組みを支援することにより安心して子どもを育てる環境を整備することが目的の事業でございまして今回は3つの事業を考えておるところでございます。

そのうちの1つは児童館と身延山大学の学生さんとが一緒になりまして「児童館で集まろう」 と題した事業で親子の触れ合いを中心にした事業でございます。内容的にはリズム遊び、エプロンシアター等を予定しております。

2つ目はベビーマッサージ体験会でございます。これは0歳から3歳ぐらいの親子を対象としてより触れ合うことによって親子の触れ合いを深めていきたい、こういう事業でございます。

3つ目はエコキャンドル手作り教室でございます。キャンドルづくりを通しまして、親子の 絆を深めたいということで企画いたした事業でございます。 以上で答弁を終わります。

○議長(福與三郎君)

総務課長。

○総務課長(赤坂次男君)

それでは21ページの消防費の防災費の18節の備品購入費の衛星携帯電話8台について、 ご説明申し上げます。

この事業につきましては国の第3次補正の地域防災力向上支援事業の補助を受けまして、この事業の目的であります地震や豪雨時等の道路の寸断、通信の途絶による孤立集落が発生した際の救命・救助活動を円滑に実施するために孤立可能性のある集落に衛星携帯電話を配備し、地域の安全の向上に資することを目的とするというものでございます。

したがいまして、町のほうで集落の区長さんに充電を含めて管理をお願いするとともに区長さんと町で定期的に通信をしていきたいと、こんなふうに考えております。

○議長(福與三郎君)

建設課長。

○建設課長(藤田政士君)

お答えします。

20ページの19節補助金でございますけども、3月11日の東日本大震災が起きてから、若干の関心は皆さん出ているように感じています。当初予算で改修の補助、改修の補助(向上型),建て替えの補助、それぞれ1件ずつ計3件を計上させていただきました。

今回、減額をするところもありますけれども、5件分の申請がございますので、予算要求をさせていただきました。相談もいくつかあります。それから耐震シェルターの話もあり、1件の実績がございました。11月16日に切石地区のローラー作戦を34件行いました。その中でそれぞれお話をすると非常に皆さん関心を持っているということであります。ローラー作戦につきましては、県と町とそれから建築士会をお願いしまして、これからも地道に進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長(福與三郎君)

他に質疑はございませんか。

望月明君。

○2番議員(望月明君)

まず21ページの、先ほど渡辺議員からも質問がありました衛星携帯電話につきまして、今回初めての事業ということだと思いますが、8台が配布されたわけですが、これは今後もこのように配布する予定があるかどうかお伺いします。

それからもう1点、22ページ。教育費ですけども11節需用費、消耗品費、食糧費、これにつきましては沖縄の小学校と西嶋・静川小学校との交流というようなことを聞いたわけですが具体的にどんなような交流事業をやるのか。それから沖縄のほうの学校とは旧中富町時代に具志頭村といいましたか、そことの交流がありましたけども、そことの今回は交流なのかどうか。またそういった事業が今後、続ける予定があるのかどうか、そのへんをお聞きしたいと思います。

総務課長。

○総務課長(赤坂次男君)

ただいまの衛星電話のことについて、お答えいたします。

8集落につきましては、先ほど言ったような中で衛星携帯電話を配備いたしますけども、その他の集落につきましても検討いたしましたけども、消防等のトランシーバー等で情報が確保できるということで今回この8カ所に決定させていただきました。このあとのことにつきましては、とりあえず今のところは考えておりません。

○議長(福與三郎君)

学校教育課長。

○学校教育課長(近藤正国君)

沖縄八重瀬町との交流の件につきまして、ご答弁させていただきます。

八重瀬町との交流につきましては、すでにここ4年ほどは続いていると思います。当初、中富の時代に交流していたのが具志頭村という村でございます。それが町村合併いたしまして八重瀬町になったということで、そのあとにつきましても交流をしたいと。児童との交流ということで申し出がありまして受け入れをしているという状況でございます。

ここ3年ほどは小学校の児童を中心に交流をしております。一昨年が豊岡と身延小の児童、それから昨年が久那土小の児童、本年が西嶋小と静川小の児童ということで、大体、総勢で100名ほどの交流になります。沖縄から50名ほどまいるわけでございますけども、今年につきましては12月26日、27日に平須の青少年自然の里の施設に宿泊をいたしまして交流をする予定を組んでおります。

レクリエーションであるとか、あるいはほうとうづくり体験であるとか、そういったものを中心に交流を行うわけでございますけども、八重瀬町からせっかくお見えになるということで身延山を見学していただいたり、あるいは金山博物館を見学していただいたりというようなことを考えております。また26日につきましては歓迎のセレモニーにおきまして、また議長さん、副議長さん、教育の常任委員長さんにはご出席をいただいてご協力をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長(福與三郎君)

他にございませんか。

松浦君。

○5番議員(松浦隆君)

17ページの衛生費の中の19節の負担金補助金ですね。こちらのほうをちょっと伺いたいんですが、補助金、小規模簡易水道事業の補助金ということで、古長谷、福原、門野ということで出ていますけども、こちらのほうの事業の内容、それから状況ですね。被害の状況といいますか、そのへんをちょっと伺いたい。

○議長(福與三郎君)

水道課長。

○水道課長(遠藤庄一君)

お答えします。

まず3件、古長谷簡易水道につきましては台風被害で取水口および導水管の被害を受けました。山からの土砂の崩落によりまして取水口が崩落し、それから導水管が流されたということで、導水管につきましてはポリエチレン管 50ミリ、口径50ミリの管が200メートルほど流されたということで、こちらのほうの工事の敷設替えというようなことであります。給水戸数は32戸、給水人口につきましては60名というようなことで申請がありました。こちらにつきましては補助金が2分の1の補助ということであります。

それから福原の簡易水道につきましてはこれは災害ではございませんが、本管に付いております親メーターの取り替え工事というようなことで、こちらのほう、50ミリのメーター器の取り替えということで、これは給水戸数が5戸、給水人口が9名というようなことで10分の7の補助であります。

それから門野簡易水道につきましては台風の被災を受けたということで、こちらも取水口および導水管の被災というようなことで、こちらにつきましては延長がこちらも200メートル。それから口径が75ミリということで、ポリエチレン管の敷設替えというようなこと。それから取水口の取り入れ口が被災をしたということで、こちらには被災した取水口のところを、鋳鉄管で口をとりましてコンクリートで巻き立てて復旧をするというようなことで150ミリの鋳鉄管を28メートル使用すると。それから途中に、距離的に長い200メートルの間でありますので、折り曲がっている個所もありますので中間に沈殿槽を設けまして、そこで一度、沈殿をさせて給水を、導水をするというようなことで考えています。こちらは24戸で給水人口が58名ということですので2分の1の補助というようなことになっております。

以上でございます。

○議長(福與三郎君)

松浦君。

○5番議員(松浦隆君)

台風15号の関係、またそれとは別のところもあるわけですけども、実は11月19日に私たち議員の中で懇談会ということで地元のほうでいろいろ話をしました。曙地区で話をしたときにこの話題が出まして、台風15号での土石流による水道の被害が大きかったという話がありました。どんな事業をするにしても、またどんな話をするにしても100%皆さんが了解して0Kが出るということはなかなかないわけですけども、その中でボーリングをして新たな水源を見つけるかどうかという要望も出たようですが、それができなかったということで、町民のほうの中では町のほうで金のかからない方法を選択したんではないかというような、そういうふうな疑問もあったわけですね。それが懇談会の中で私たちに訴えられたという現実がありまして、そのへんはいろいろ町民のほうもいろんな思いがあるんでしょうけども、聞くところによりますとこの古長谷、遅沢、矢細工ですね、こちらのほうは慢性的な、水道の不便な、充足されていないような状況が続いているということもあったように聞いていますので、ぜひ今後その地域に理解を求めるような、そういう話ももっと十分にするべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長(福與三郎君)

水道課長。

○水道課長(遠藤庄一君)

地元からの要望がありまして、現地のほうに担当職員がうかがって逐次状況を把握しながら

内容についてご指導をし、そして集落の中の統一見解をもらった中で進めていこうということで、できるだけ住民の皆さんの要望に応えられるような対応をしていこうということで対応していただいております。

以上です。

○議長(福與三郎君)

松浦君。

○5番議員(松浦隆君)

今、水道課長も話をしていたように、水道課としては水道課、町のほうですね、その考え方があるわけです。また地域の方々は地域の方々の思いもあるわけですね。ですからそのへんを今後いろんな事業、小さい事業でも大きい事業でもそうなんですが、やはりお互いに理解し合いながらやっていくような方策で進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長(福與三郎君)

他に質疑ございませんか。

川口君。

○9番議員(川口福三君)

20ページの土木費、17節公有財産の購入費の中に中部横断道の発生土の残土処理ということで計上されておりますが、これは総買収面積、それから残土の埋設量ですね。それから、もう1点、埋設する期間等が分かりましたら、お願いしたいと思います。

それから、もう1点。その下のほうの負担金、先ほども同僚議員から質問あったんですが、 住宅の耐震の改修費、それから建て替え、これは補助金の基準額はどのような基準額になって おるのか。その2点について、お伺いします。

○議長(福與三郎君)

建設課長。

○建設課長(藤田政士君)

お答えします。

中部横断道の発生土の処理場ですけども、買収面積は9万9,500平方メートルを予定しております。発生土の処理はおおむね200万立方メートル。期間については平成25年度から発生土の処理ができないかということで、今、進めています。おおむね10年ぐらいを予定しているということでございます。

それから19節の補助金ですけれども、基準額はそれぞれが3分の1ずつということでございますので120万円が限度です。ここで補助金80万円ですけど町、県が補助をすると、あと残りは施主ということで、やり始めると基準の中で仕上がるのは非常に厳しいかなというのは本音でございます。どうしても改修をし始めるとここも少し手を掛けたい、あそこも掛けたい、ここも少しリフォームしたい、そんなような状況がありますので非常に改修が進まない1つの原因になっているのかなということは感じています。

以上です。

○議長(福與三郎君)

他に質疑はございませんか。

草間君。

○8番議員(草間天君)

先ほどから何人か同僚議員からご質問があったわけなんですけど、21ページの衛星携帯電話8台のことについて、お伺いします。

これから増やす必要がないということと、ほかのトランシーバーでそれに代わるという話を 伺ったわけなんですけど、台風15号により湯之奥地内が孤立したんですけども、そこの場所 はトランシーバーで対応できるんでしょうか。

○議長(福與三郎君)

総務課長。

○総務課長(赤坂次男君)

一部の地域につきましては、消防の持っているトランシーバーで通信が確保できました。

○議長(福與三郎君)

草間君。

○8番議員(草間天君)

では湯之奥はトランシーバーで対応できると解釈してよろしいんでしょうか。

○議長(福與三郎君)

総務課長。

○総務課長(赤坂次男君)

そのとおりです。

○議長(福與三郎君)

他に質疑はございませんか。

穂坂君。

○11番議員(穂坂英勝君)

大変、皆さんいろいろな質問をしていただきまして、残ったものだけを数点、聞かせていた だきます。

今回の補正の中身、大変厳しい財政状況の中を本当に工夫して、今の世の中どちらかというとものをやる、金を使うというのは罪悪。そして使わないほうのことでは、これは賛成というふうな風潮の中で補正が提案されてきました。本当にご苦労をしている補正の内容だなと思っております。そこで1点、まず今回の減額補正の大きなものは人勧による給与の引き下げに関わる、それにまつわる諸手当等の掛け率も下がってくるという点で三角印の数字が多く見られます。

この総額、今回の人勧で引き下げられた中の総額は身延町当町の職員の人件費の中、すべてでどのくらいになっているのかだけ試算してあったならば教えていただきたい。そしてすべてのもので何%、今までのものを100とした場合、どれだけのパーセントのものが脆弱になっているのかと分かれば教えていただきたい。

次に小さなものばかりなんですけども、11ページ、2款1項4目19節まちづくり推進事業補助金10万円だけの話なんですが、当初に盛られたものがまったくなかったものですから、この中身がなんだろうなというのが1点あります。いろんな工夫でやられていますので町民の皆さんにもこういうこともやっている、こういうこともやっているということもアピールする必要があるという中で、このまちづくり推進事業補助金はなんのために充てた金なのか。当初にないものですから、お聞きしたい。

それから13ページ、2款8項2目19節、ごめんなさい、これはいいです。先ほど質問がありました。

改めます。14ページの3款1項5目20節の扶助費、まったくこの扶助費について当初の中で見当たらないものですから、金額は739万3千円でございますけども、この中身がなんなのかというのを聞きたいです。

それから16ページ、4款1項5目13節ですね、生ゴミ処理機、減額になっていますが、56万円の少額ですけども減額になっておりますが、当初も同額が計上されたので、これは不要になった、まったくこの事業は不要のものなのかどうなのか。当初で56万9千円が計上されていまして、今回、全額が減額ということなので、この中身がなんだったのかなと思いますのでそれをお聞きしたい。

それから19ページ、7款1項1目19節委託料、ごめんなさい、たびたび間違ってすみません。これも先ほどお話が出ました。結構でございます。

次に7款2項1目19節委託料。この中身なんですけども、ここに説明のある、該当する部分について当初が250万円盛られているんでしょうか。当初2,500万円の中の減額が325万円と、こういう中身なんですけども、当初の金額が私の見間違いか、記憶違いか、調べ違いか分かりません。これについて、これはなんなのか、ご説明をお願いしたいと思います。

それから先ほど、やはり出ていたんですけども、22ページの10款1項1目11節、交流事業費なんですけど、これは私の記憶では、計上金額は7万7千円ということで少額なんですけども、記憶ではこの事業が昔からやられていた交流であって、また復活したというふうに聞いているんですけど、当初から、これは何に基づいて、例えば鴨川と姉妹町の協定を結んであった、そういうものの中でやられている事業なのか。それからなんに基づいて、この事業はやられているのか、まったくどこにも見当たらない。この事業は思いつきでやっているわけではございませんよね。何か町の決めに基づいて交流事業を始めるときには何かをつくりますね。条例であれなんであれ、何かに基づいて始めていると思います。

たしか4年ぐらい前、私も議会議長をしているころは、私のほうにももともと呼びかけもなかったし、なんにもなくて、ただ来るということを聞いたので、総合会館へ個人的に見に行った覚えはあります。ずるずると始めてて根拠も何もなく、それがもう習慣でやられているということになるとやはりよくない。きちっとした町の決まりをつくった上に基づいてやっていかなければならないものではないかなと思っておりますが、そのへんがなんの根拠、この事業をやる根拠だけ示していただきたい、こんなふうに思います。

あと、これも先ほど出たんですけども、土木費の中の中部横断道の件の8款1項1目17節、 先ほど同僚議員のほうから質問がございました。曙の発生土の処理場の件です。これも議案の 説明の中で、建設課長のほうから、こういう計画だというのは聞いて概略は分かっております けども、まず町が土地を購入して、国でお使いになっていただいて、その対価を国から10年 間にわたっていただくよというようなことで、町の土地ということになります。国が買ってく れればということはありますけども、どうも今のところはそういう話がなくて、町が金をかけ て町の土地を購入することになります。そうするとでき上がった、事業が完了した時点を町は 当然見据えて、はっきりは言えないけど、イメージではでき上がったらどうするこうするとい うことを考えているはずです。そうしなければ事業が進めません。そして町が買ったものに代 金をもらいながら、国から10年間で買った購入費は、ある程度、10万平方メートルの土地 を買うわけですから、ある程度、埋め返すと。そのあと町の土地として、何に使うのかと。たぶん想像では、農地として使う。町が農地を持っていてもしょうがない話でして、それはまた農地を分譲するか何かをしなければ、町が持っている農地なんていうのはあり得ないと。直営で農業を町がするわけがないだろうと、どうなるのかなというのは疑問に思いますし、大きな施策でございますので、将来はどうするのかということはどなたも皆さん、一番聞きたい話ではなかろうかなと思いますので、そのへんの説明をお願いいたします。

たくさん一括質問でいろいろ言って、ごちゃごちゃして分からなくなりますので、あとは省略します。

以上を質問させていただきます。

○議長(福與三郎君)

総務課長。

○総務課長(赤坂次男君)

最初の職員の人事院勧告に伴う減額ですけども、このことにつきましては11月28日の臨時議会で説明させていただきましたとおり、職員215名で210数万円であります。細かい金額は手持ち資料がございませんので、休息後にご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長(福與三郎君)

観光課長。

○観光課長(熊谷文彦君)

すみません、ちょっと今、聞いている内容が分からなかったもので、この観光費の12役務費の減額内容でよろしいですか。それではあれば12の役務費、当初の全額を減額しておりますけど、身延山の入山行列の議員さん、また町の課長が衣装を着て、あそこを入山行列するんですけども、その衣装のクリーニング代ということで計上しておりましたが、イベント自体、全然ありませんから全額が減額ということで、よろしいでしょうか。

以上です。

○議長(福與三郎君)

政策室長。

○政策室長(丸山優君)

2款1項4目企画費の19節負担金補助及び交付金のまちづくり推進事業費補助金について、 ご説明いたします。

こちらは活力ある住みよい地域づくりに資する諸活動を推進するグループの育成と事業を支援するために補助金を交付し、地域ぐるみのまちづくり、村おこしの機運を醸成することを目的に設置された事業です。補助金の額なんですが、事業費の2分の1以内で10万円を限度として補助金交付するものです。こちらにつきましては、申請が挙がった段階で予算要求をさせていただいて、補助金を出す。そんな仕組みになっておりまして、今回10月に図書館のボランティアグループ「千の風」によって補助金交付申請が出されました。イベントをうちたいということで、このまちづくりの補助事業、10万円をいただきたいという申請に基づいて、今度予算に計上させていただきました。

以上です。

環境下水道課長。

○環境下水道課長(樋川信君)

16ページ、4款1項5目環境衛生費、13節委託料56万9千円でございますが、先ほど身延駅前生ゴミ処理機管理業務の関係56万9千円ということで理解しているようですが、この56万9千円につきましては、その17ページの下に環境映画上映業務、これと合わせて56万9千円でございまして、身延駅前生ゴミ処理器の関係につきましては25万4千円の減額ということでございます。

この中身でございますが、身延駅前商店街のゴミの減量化施設として生ゴミの処理機を身延駅前町営駐車場の敷地内の一画に設置してございます。この機械と保管庫の管理を身延駅前しょうにん通りの商業協同組合に管理委託してございます。委託の内容ですが当初55万9千円、計上させていただきました。これにつきましては電気代、機械のメンテナンス費用、そのほかに微生物を分解する、生ゴミを堆肥化するための種菌費用ということで55万9千円計上させていただきましたが、生ゴミを堆肥化する種菌を買わなくてもEM菌等によるボカシが利用できるということで、地域の方が研究しましたりして、その費用は購入しなくて済むということで、電気代と機械のメンテナンス費用だけの維持管理費ということで30万5千円の維持管理費で今年は契約しましたので25万4千円を減額したものでございます。

以上です。

○議長(福與三郎君)

福祉保健課長。

○福祉保健課長(依田二朗君)

14ページをお開きください。

5番の5目の障害福祉費の20節扶助費、自立支援医療(更生医療)の給付費の200万円ですが、これは更生医療というのは18歳以上、障害の除去、軽減のための医療ということで心臓手術等がありまして件数とか金額が増えて200万円の増額補正ということになります。金額的には見込み額が当初が約1,360万円ぐらいでしたが、これは1,560万円ぐらいになるということで、見込みに基づきまして200万円の補正をお願いするものです。

以上です。

○議長(福與三郎君)

建設課長。

○建設課長(藤田政士君)

8 款 1 項 1 目土木総務費の公有財産購入費、中部横断道建設発生土の処理場用地について、 お答えをさせていただきます。

過日の全協でも若干申し上げました。跡地利用が一番関心があるのかなというふうに考えております。できるだけ平らな土地を確保できるように盛り土をしていただき、農産物等の生産拠点等の土地として、利用できればというふうに考えております。

今後の検討課題になりますけども、細かい活用方法、これらについては十分議論していきたいと、こんなふうに考えております。

以上です。

学校教育課長。

○学校教育課長(近藤正国君)

沖縄八重瀬町との交流事業について、ご答弁をさせていただきます。

根拠はなんなのかということでございますけども、町で特に定めた規則・条例等はございませんけども、これにつきましては沖縄との児童交流を通じまして本町の児童の育成に、これにつながるだろうという判断の中で行っている事業でございます。

旧具志頭村との甲斐の塔を通じてのゆかりがございまして行っている事業でございまして、 毎年八重瀬町のほうから、ぜひ児童交流をしていただきたいという申し出がございまして、これをあえて断るということもないだろうと。また本町の児童にとってもいろんな文化を理解したり、児童の人間的な成長にもつながっていく事業だろうという判断の中でやっているということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長(福與三郎君)

穂坂君。

○11番議員(穂坂英勝君)

よく分かりました。私の考え違いもあったり、あるいは改めて理解できた部分もたくさんあります。非常に細かい施策の中で、やっと理解できたようなものもあります。このもともとが、当初予算についても補正予算についても、この予算書の内容では全部、説明では全部こういうことを聞かないと私ども理解できないので、まあまあ見当をつけながら通しているというのが事実だろうと思います。そうすると、いちいち全部説明を受けなければならなくなってしまう。それも現実不可能ということでございまして、この内容で今聞いた、ご答弁いただいた内容は当然知っていなければ議論にならない話のはずなんだけども、聞いて初めて分かるというのが現状でありますし、勉強が足りないのかなんなのか分かりませんけども、そういう状況の中で聞きました。いずれの施策も本当に立派な考え方だと思います。

1点、交流の件だけ、これはやっぱり根拠をつくっておくべきではないんでしょうかね。町として。そういうものの申し出があって、よければそのときの判断でやるよという問題ではなくて、きちっと、この町とはこういう形を、協定を結ぶという大げさなものでなくても、そういう施策をやるときには、そういう根拠をつくらなくて動くことは本来、自治体の事業のやり方としては根拠をつくっておいて始めるのが本来ではないかと思うんですけども、その点はいかがなものでしょうか。

○議長(福與三郎君)

教育長。

○教育長(佐野雅仁君)

ご存じのとおり鴨川市の協定がありますね。こっちのほうがグレードが高いわけですから、これはもう協定でありますので、そちらとはやっていないわけですね。こちらはやっている、そういうことで言われていると思いますけども、ただ、うちの課長が言ったようにその前の段階の甲斐の塔という大きな柱がありますね。これらを具志頭村の人たち、今でもそうですけども全部清掃してくれているんですね。そんなことがあって、向こうから申し出があって、それをむげに断るわけにはいかないだろうというところから端を発しているわけですね。

今言われているのは、そうであればそういうものをつくれということでございますが、私たちも、町長部局の方は皆さん鴨川へ行っています。私は行っていません。ですから話が通じていないわけですね。このへんのことも町長部局にはきているようですが、そこらへんを煮詰めて早速どういうふうにするかを決めてから、次の段階としてやるであればやぶさかではないと。私たちも困っているんですね。実際の話が。その鴨川のほうはどうなるんだということはあります。これは協定を結んでいますからね。こっちのほうがグレードが高いと。しかしながらここに挙げるのは、はじめは手間取ったわけですけども、ひとつの、課長が言ったように人間的に成長する過程でこれは必要ではなかろうかという判断でご理解を願いたいと思います。

○議長(福與三郎君)

他に質疑ございませんか。

(な し)

他にないようですので、質疑を終結いたします。

質疑の途中ではありますけども、暫時休憩といたします。

再開は10時45分といたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長(福與三郎君)

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

先ほど穂坂君から質問がありました件につきまして、総務課長、補足説明。 総務課長。

○総務課長(赤坂次男君)

先ほど穂坂議員から人事院勧告に伴う質問の中で申し上げましたように、人事院勧告に伴う 給与の引き上げ対象者は職員215名のうちの87名が対象でありまして、減額の総金額は 117万1,380円になります。

以上でございます。

○議長(福與三郎君)

議案第79号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

渡辺君。

○10番議員(渡辺文子君)

この予算の中で、職員の給与および手当の減給の具体化というのが総務費を見てみたんですけどもないんですけども、どこに記載されているのか。歳出、総務費の中では需用費しか載っていなくて、どこに具体化されているのかがちょっと分からなかったんですけど、お答えください。

○議長(福與三郎君)

総務課長。

○総務課長(赤坂次男君)

人件費につきましては11月の臨時議会でもお話しましたように、今回の人勧の対象になっておりますのは40歳以上の職員ということでありますので、たまたまここの部分ではその該

当者がいなかったというふうに理解をお願いしたいと思います。

○議長(福與三郎君)

他に質疑ございませんか。

(な し)

他に質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第80号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第81号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第82号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第83号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

芦澤君。

○4番議員(芦澤健拓君)

9ページの下水道事業費、角打・丸滝下水道事業維持管理費の工事請負費なんですけど、これはたしか角打の新築家屋に対する布設工事ということですよね。本管からの距離とか新築1戸についてこれだけかかるのかということをお聞きします。

○議長(福與三郎君)

環境下水道課長。

○環境下水道課長(樋川信君)

お答えいたします。

詳細説明でも申し上げたとおり新規住宅の新規加入者で、現在は1戸が対象でそこまでの距離が37.6メートルということでございます。

○議長(福與三郎君)

他に質疑はございませんか。

(な し)

他に質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第84号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第85号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第86号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

芦澤君。

○4番議員(芦澤健拓君)

これは先日ご説明いただいたんですけども、これ去年たしか今年の途中まで地盤改良工事をしていまして、そのあと建築が始まったわけなんですが、ちょっと私、何月に地盤改良工事が終わったのか分かりませんけども、これが何月に終わって何月に建築に着工したのかということ、それから将来この地盤のゆがみということが起きる心配がないのかということが、これは杞憂かも分かりませんけども、そのへんについてお伺いします。

○議長(福與三郎君)

生涯学習課長。

○生涯学習課長(佐野正美君)

お答えさせていただきます。

地盤の改良工事につきましては、正式に日にちまでは分からないですけども、たしか5月いっぱいくらいはかかっていると思います。その後、方針を決めまして着工のほうに移っております。また改良の将来的なものということですが、今回お願いしてございました柱状改良から壁状改良ということで変更しておりまして、将来的に3月の大規模地震とかというものが発生すればちょっと分からないですけども、施工業者との話し合いの中では十分、将来的にも大丈夫だということで伺っております。

以上です。

○議長(福與三郎君)

他に質疑ございませんか。

川口君。

○9番議員(川口福三君)

この地盤改良に伴って工期の変更はあるかどうか、そのへんを伺います。

○議長(福與三郎君)

生涯学習課長。

○生涯学習課長(佐野正美君)

工期の変更は今のところございません。

○議長(福與三郎君)

他に質疑ございませんか。

(な し)

他に質疑がないので、質疑を終結いたします。

なお、請願第2号については議員提出案件でありますので質疑・討論は省略いたします。

日程第2 提出議案に対する討論を行います。

議案第76号について討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。 議案第77号について討論はございませんか。 渡辺君。

○10番議員(渡辺文子君)

議案第77号 身延町立学校設置条例の一部を改正する条例について反対討論をいたします。この条例は西嶋小学校と静川小学校の統合により新しい西島小学校の設置をするものです。そもそも全体計画を示さない中で1中2小だけを決め、そのための前期計画を強引に推し進めたやり方に多くの町民が不安と不満を持っています。町のあり方に関わるこの大きな問題を町民全体に説明することや意見を聞くこともなく進めた前期計画です。この条例の校名についても長い間、話し合われていたことでも分かるようにいろいろな人の思いがあったと思います。学校関係者や地域の人たちだけでなく町民全体の問題です。この前期計画の統廃合による、この条例に賛成することはできません。

○議長(福與三郎君)

伊藤君。

○12番議員(伊藤文雄君)

身延町立学校条例設置条例の一部を改正する条例についてでありますが、私は地域および両校代表者18名で9回にわたり検討した結果でありますので、その結果を尊重し、私は賛成をいたします。

○議長(福與三郎君)

他に討論はございますか。

川口君。

○9番議員(川口福三君)

私は議案第77号に対して、反対討論をいたします。

小中学校の統廃合の原点は文部科学省の通達によりますと地域住民の理解を得ということがまず第一に記されております。しかしながら今回の統廃合においても父兄代表者のみの同意を得てこの統合に結びつけたという経緯の中において、この条例案に賛成することはできません。以上です。

○議長(福與三郎君)

穂坂君。

○11番議員(穂坂英勝君)

賛成の立場で討論いたします。

種々反対の方のご意見、ごもっともなご意見ございます。しかし学校統廃合は避けて通れない状況を把握しながら議論を進めてまいりました。そして今回の議案の提案だと。中身は新しい統廃合ではなくて新しい学校をつくるという意味で、この条例が改正されてきた。その中身が山鳥を取った中身、それは住民の要望がたくさんあったと思いますが、山鳥を取って名前を変えた。そして条例の中に新しい学校ですから位置が変わってくる。表記の位置が変わってきて、一番新しい学校の順序で、この議案の示すとおりに表記を済ますという議案の提案でございますので、その意味では十分配慮がされている条例ではあるというふうに解釈して賛成の立場で討論いたします。

他に討論はありますか。

(な し)

他に討論もないので、討論を終結いたします。

議案第78号について討論はございませんか。

渡辺君。

○10番議員(渡辺文子君)

議案第78号 平成23年度身延町一般会計補正予算(第4号)について反対討論いたします。

1 1月 2 8日に開かれた臨時議会での条例改正による給与および期末手当の減給が予算化されています。昨年同様、人事院勧告が出される前に削減案が提示され、人事院勧告に枠をはめることで給与削減が行われています。このことは公務員の労働基本権を剥奪した中で生まれた人事院制度そのものを既成事実を重ねて壊していくことになります。

条例改正の反対討論でも指摘しましたが、本来公務員の給与は各種手当等を含め民間の基準ともなるものです。たとえ限定された階層の職員とはいえ、公務員の給与および手当の引き下げが年が迫って行われることは民間のボーナスや景気に与える影響は大きいと思います。

10款教育費について。静川小学校の廃校に伴う予算について反対をいたします。

以上の理由でこの予算に反対をいたします。

○議長(福與三郎君)

討論はございませんか。

野島君。

○1番議員(野島俊博君)

議案第78号について賛成の立場で討論をいたします。

先の11月28日開催の臨時議会において、身延町職員給与条例の一部を改正する条例の議案に対し、私は県人事委員会は県内民間企業の従業員の給与と職員の給与の実態を調査し比較し、その均衡が保たれることを基本として国家公務員および他の地方公共団体の職員の給与水準、物価・生計費等、総合的に勘案して今回の勧告を行ったものであり、これを尊重したいということで討論をしております。採決につきましては賛成多数で議決されていることから、これを重く受け止め、議案第78号について賛成の立場で討論をいたします。

以上です。

○議長(福與三郎君)

他に討論もないので、討論を終結いたします。

議案第79号について討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第80号について討論はございませんか。

渡辺君。

○10番議員(渡辺文子君)

議案第80号 平成23年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算について、職員給与および手当の減給の具体化ですので反対をいたします。

討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第81号について討論はございませんか。

渡辺君。

○10番議員(渡辺文子君)

議案第81号 平成23年度身延町介護保険特別会計補正予算については、職員給与および 手当の減給の具体化ですので反対いたします。

○議長(福與三郎君)

討論はございませんか。

穂坂君。

○11番議員(穂坂英勝君)

賛成の立場で反対の討論があって賛成を言わないわけにいきませんから、あえて言わせていただきます。まったく内容同じでございます。私ども先ほど論議したように給与に関わる問題、これは私ども了解を得ている立場でこの議案のすべてを賛成したいと思います。

○議長(福與三郎君)

他に討論もないので、討論を終結いたします。

議案第82号について討論はございませんか。

渡辺君。

○10番議員(渡辺文子君)

議案第82号 平成23年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算については、職員給与および手当の減給の具体化ですので反対いたします。

○議長(福與三郎君)

討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第83号について討論はございませんか。

渡辺君。

○10番議員(渡辺文子君)

議案第83号 平成23年度身延町下水道事業特別会計補正予算については、職員給与および手当の減給の具体化ですので反対いたします。

○議長(福與三郎君)

討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第84号について討論はございませんか。

渡辺君。

○10番議員(渡辺文子君)

議案第84号 平成23年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算については、職員給与

および手当の減給の具体化ですので反対いたします。

○議長(福與三郎君)

討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第85号について討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第86号について討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

日程第3 提出議案に対する採決を行います。

議案第76号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第76号 身延町税条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第77号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第77号 身延町立学校設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第78号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第78号 平成23年度身延町一般会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第79号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第79号 平成23年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第80号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第80号 平成23年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第81号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第81号 平成23年度身延町介護保険特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第82号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第82号 平成23年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第83号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第83号 平成23年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第84号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第84号 平成23年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第85号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第85号 平成23年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計補正 予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第86号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第86号 下部地区公民館新築建築主体工事請負契約の一部変更については、 原案のとおり可決決定いたしました。

お諮りいたします。

請願第2号につきましては議会会議規則第90条第2項の規定により委員会付託を省略し、 採決を行いたいと思いますが、これに異議はございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、請願第2号については委員会付託を省略し、採決を行うことに決定いたしました。 請願第2号について、原案のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、請願第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担拡充を図るための請願につきましては、原案のとおり採択することに決定いたしました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして本日は散会といたします。 ご苦労さまでございました。

○議会事務局長(秋山和子君)

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。 ご起立をお願いいたします。 相互に礼。 ご苦労さまでした。

散会 午前11時10分

平成 2 3 年

第4回身延町議会定例会

12月15日

平成23年第4回身延町議会定例会(3日目)

平成23年12月15日 午前 9時00分開議 於 議 場

1.議事日程

日程第1 一般質問

日程第2 委員会の閉会中の継続調査

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

	1番	野	島	俊	博		2番	望	月		明
	3番	河	井		淳		4番	芦	澤	健	拓
	5番	松	浦		隆		6番	深	沢	脩	_
	8番	草	間		天		9番	Ш	П	福	\equiv
1	0番	渡	辺	文	子	1	Ⅰ1番	穂	坂	英	勝
1	2番	伊	藤	文	雄	1	13番	望	月	広	喜
1	4番	望	月	秀	哉	1	5番	福	與	Ξ	郎

3. 欠席議員は次のとおりである。

7番 望月 寛

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

長望月仁司 長 赤坂次男 町 総 務 課 会計管理者串松文雄 政 課 長 笠井一雄 財 課 政 策 室 長 丸 山 優 民 長 佐野文昭 町 身 延 支 所 長 千頭和勝彦 税 務 課 長佐野勇夫 下部支所長渡辺明彦 教育委員長 千須和繁臣 育 教 長佐野雅仁 学校教育課長 近藤正国 生涯学習課長佐野正美 福祉保健課長 依田二朗 子育て支援課長 稲葉 義仁 建設課長藤田政士 課 長 竹ノ内 強 土地対策課長 滝戸文昭 産 業 観 光 課 長 熊 谷 文 彦 環境下水道課長 樋 川 信 水 道 課長遠藤庄一

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(2人)

議会事務局長 秋山和子録 音係依田光太

開会 午前 9時00分

○議会事務局長(秋山和子君)

おはようございます。

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

(あ い さ つ)

ご着席ください。

○議長(福與三郎君)

本日は、大変ご苦労さまでございます。

欠席の報告をいたします。

望月寛君については、入院のため欠席との届け出が出されております。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第3号により執り行います。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の通告者は3名であります。

まず通告の1番は、芦澤健拓君です。

芦澤健拓君、登壇してください。

芦澤君。

○4番議員(芦澤健拓君)

通告に基づいて質問を行います。

はじめに2年連続の国保税の税率引き上げについて、質問させていただきます。

9月16日に国保運営協議会委員を委嘱され、11月4日、16日、24日、29日、この4回の協議会で望月一子会長のもと、10時間以上にわたりまして国保税の引き上げ、是か否かという熱心な討議に参加させていただきました。結果2年連続の税率引き上げという町長からの諮問を承認するという苦渋の結論に達しました。被保険者への重い負担を考えると大変心苦しい結論ではありましたけども、国保制度を維持する上でどうしても避けることができないという結論になりました。

お手元に資料がいっていないかも分かりませんけども、すでに前にいただいている資料の中で国民健康保険税率等推移という、こういう資料がございますか、ありませんか、それではいいです、言葉で説明させていただきます。

この財政調整基金残高という枠がありまして、平成16年9月の3町合併時には5億70万円の残高がありました。現在は9,958万円余りということで、23年度の医療費を考えると、この全額を取り崩すことが必要であるという説明がありました。それだけではなくて税率を引き上げないと国保会計が維持できないということで引き上げやむなしという、先ほど申し上げた結論になったわけです。

しかし本当はもっと大きく引き上げないと、来年度以降もまた同じことを繰り返すことになるだけでなく、来年度は一般会計から借金をしなければやりくりができないという状況ですが、特に被保険者代表委員の1号委員という被保険者の代表委員から、できるだけ上げ幅を抑えた

いという、そういう要望が出まして今回の結論になったわけです。

合併から現在までの国保特別会計への運営に問題はなかったのかどうかを含めて簡単明瞭な 説明を求めます。

○議長(福與三郎君)

町民課長。

○町民課長(佐野文昭君)

ご質問に対しまして答弁させていただきます。

国民健康保険の税率につきましては、平成17年度から皆さまのご理解をいただく中で税率を統一させていただきまして、平成19年度まで税率の改正は行わずに行ってきました。本町の医療費につきましては県下では高い位置にありまして、1人当たりにつきましては平成17年度から20年度までは県下で2番目の高さ、21年度に3番目となりましたが、平成22年度ではまた2番目の高さに戻ってしまいました。23年度につきましては総額では減少傾向にありますが、1人当たりでは県下では依然として上位の位置にあろうかと思います。

国保の財政運営につきましては医療費の増加等に伴いまして加入者への急激な負担増に配慮 して国保税の増額を避けること、そして財政調整基金の取り崩しによりまして事業運営をとい うことで、平成19年度から今年23年度まで毎年基金の繰り入れによりまして行ってきまし た。よって財政調整基金は本年度、23年度末におきましてはない状況ということになります。

税率の改正につきましては、平成19年度に翌年度から後期高齢者医療制度が発足するということで、医療費分の税率を減少しまして、その分を後期高齢者支援分という改正を行いました。その後、平成20年度、22年度において全体の税率の改正を行ってまいりました。

財政調整基金の繰入額を除いた実質単年度収支によりますと、平成17年度と18年度は財政調整基金を繰り入れしていませんでしたので黒字決算でした。平成19年度からは財政調整基金を繰り入れての決算となりましたので、実質単年度収支は赤字に陥っております。実質単年度収支の状況を申し上げますと平成19年度は491万8千円の赤字、平成20年度は9,248万1千円の赤字、平成21年度は5,368万5千円の赤字、平成22年度は1億576万6千円の赤字です。平成23年度の決算見込みにおきましても赤字に陥ってしまう状態でございます。

以上が、これまでの合併以後の国保特別会計の状況ということで説明とさせていただきます。

○議長(福與三郎君)

芦澤君。

○4番議員(芦澤健拓君)

そういう流れは大体分かったんですけども、私が聞いているのは今までこういう形できたことに誤りはなかったのかということです。つまり実際に20年度には後期高齢者が始まっているんですが、この年でさえも特に税率の引き上げはなく、前年と同じ5.5を分けて医療分4%、後期高齢者支援分1.5%ということで推移しているわけです。本当はもう基金をどんどん取り崩していけばなくなることが分かっていながら、なぜ税率は上げずにきたのか、その点についてお伺いします。

○議長(福與三郎君)

町長。

〇町長(望月仁司君)

ただいまの担当課長のほうから合併後の状況、それから基金の取り崩し等については説明が ございました。いずれにしましても医療費は県下でトップクラスに位置をしておりまして、議 員さんおっしゃるとおり、調整基金につきましても合併後の16年度末には5億62万6千円 ありました。19年度から財政調整基金を取り崩して繰り入れによる決算がはじまり、その後 実質単年度収支が赤字でございました。このことも先ほど説明したとおりでございます。

基金の繰り入れ総額につきましては、5年間で3億7,904万5千円ですが、先ほど説明がありましたとおり、平成17年度と18年度は実質単年度収支は黒字でしたので、その2年分の黒字額2億271万6千円と基金への積み立てをした額を合計しますと5億8,176万1千円となります。この額を平成19年度から本年23年度の5年間で使ってしまいました。年平均に換算しますと約1億1,600万円になるところでもございます。平成23年度の予算編成を行うにあたり、平成21年度に続き23年度も基金の繰り入れを見越しての税率改正でありましたが、所得や交付金等の減少が大きく、また後期支援金、介護支援金への支出が増大したため、平成23年度末には基金の保有額がなくなってしまう状況となっております。

私はご案内のとおり平成20年10月14日に町長に就任させていただきました。平成20年度の国保税、さらに19年度の国保税等につきましては前任者が決定していただいたものの踏襲であったことは当然でございます。さて平成21年度の税率につきましては私の考えが及ぶところでしたので、国や県の指導のとおり財政調整基金はおおむね3億円を常に持っていながら国保税を決定していただけるようお願いをしましたが、基金があるのに税を上げるのはおかしいではないかとの考えのもと、私の考えは聞き入れていただけなかったのが事実でございます。当時から高齢化率の進むわが町では、基金がなくなったときに国保は破綻状態になりますよといってまいりましたが、今その状況にあるわけでございます。

芦澤議員の言う政策的な間違いについては、前任者は経済の見通しに少し甘さがあったのかなと判断をしております。あとを受けた私には、現在の状況になってしまったことに大変な責任を感じているところでもございます。基金を残して国保を運営すべきだったことを後悔しているところでもございます。国民皆保険制度が誕生して、今年でご案内のとおり50年になりましたが、本来はこの末端の市町村が運営する国民健康保険あっての、国民皆保険制度だと思います。ちょっと歯車が狂ってしまい、国保の被保険者への負担が増大するばかりとなっており、本町の国保はまさに破綻状態になっていることも事実でございます。

今後、国に対しては現在の交付金制度は過疎地域に厳しい状況になっていること。地域の状況、特に高齢化率等の高い町村を加味した交付金等の支給基準の導入。それから国保の広域化の推進などを早急に講じるよう進言をしていきたいと考えております。

これから国民健康保険税条例の改正をお願いしていくことになりますが、被保険者の皆さんには厳しい経済状況の中ではありますが、本町の国保財政の最大の危機ということでなんとか打開していかなければなりませんことをご理解していただき、昨年に続いて税率改正になりますことをご承知していただくことをお願いしておきたいと思います。

なお、今後におきましても皆さんのご協力のもと医療費削減に向けての努力を行うとともに、 国保財政の健全化を目指す中で毎年の見直しを行っていかなくてはならない状況でありますことを併せてお願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。

芦澤健拓君。

○4番議員(芦澤健拓君)

私の質問より先に町長がお答えになってしまったというふうな感じがいたしますけれども、要するに私が言いたいのはこの保険者が町であるということで、当然、町長の責任上でいるんな税率等の決めをしていかなければならない。協議会はあくまでも、その諮問機関であるということで、諮問機関に出すべき税率の引き上げ事案を町長が今おっしゃったような事情で、言ってみれば先送りされてきたのがちょっと問題があるのではないかということでお聞きしたわけです。

実際に私も協議会に参加させてもらいまして、特に1号委員という被保険者の代表の委員の方々は当然のことながら、自分たちができれば抑えたいと、抑制したいという希望が強くて、いつもその税率の引き上げという問題に関しては、ずっとそういう立場をとってきたのではないかということが推察されましたけども、ただこれはあくまでも協議会というのは諮問機関であり、本来ここに出すべき議案を町長が決めなければいけないということで、それをどういうふうにしていくのかというのは、例えば町長が強い意志で、絶対にこれは上げなければ駄目なんだということできていればよかったんではないかなと。そういう思いで、今、質問をさせていただいております。

これちょっと、今、もうすでに結論が出てしまったような感じがいたしますので、次の医療 費の改善について質問させていただきます。

医療費の改善、これは医療費が掛かりすぎるためにこの税率も引き上げなければならないし、 国保全体が非常に窮地に陥っているという、そういう状況でありまして、当然国保も後期高齢 者も介護保険もすべてが窮地に陥っているわけです。これは高齢者人口比率の増加しているこ ととそれに伴って医療費が増大し、特に高額医療費の増大等がありまして、これを改善してい くことを考えていかないと長い間の国保の制度の維持ということは難しいんではないかという ふうに考えております。

町長はいちいち運動ということで、一スポーツ一芸ということを提唱しておられまして、実際にされている方もいらっしゃると思うんですけども、高齢者の中には実際に実践できているのかなというふうにちょっと疑問がありますのでその点についてお聞きし、それから提案的なことをしていきたいと思います。

かつてゲートボールが盛んだった時期には、特に下部地区では屋内ゲートボール場というふうなものが造られた経緯もあります。また、それから各集落でゲートボール場を整備して、高齢者の社交場になっていたというふうな事実もございました。実際、現状はどうかというと、私が住んでいる地域の周辺では非常にそのゲートボール人口というのは少なくなっている。むしろ、今ではグラウンドゴルフの人口のほうが増えておりまして、マイスティック、マイボールを所有している方も結構増えているという状況でございます。

遅沢のグラウンドゴルフ場というのは芝のゴルフ場で多くの町民が利用しているわけです。 そこで提案ですけども、芝のグラウンドゴルフ場というのを各地区にできるだけたくさん造っ ていただいて、いつでも誰でも利用できるように環境づくりをしたら、高齢者だけではなくて 多くの町民が健康づくりに利用できるんではないかと思います。

ゴルフということになるとちょっと金もかかりますし、ゴルフ人口自体はそんなに増えてお

りませんので、グラウンドゴルフの非常に魅力的なスタイルといいますか、このグラウンドゴルフの人口が多くなっているというのは、よく分かるような気がします。

先月、早川町との議会との交流会で気がついたんですけども、特に今のルールのとおり、15メートル、30メートル、50メートルという長い距離でなくても、狭いところでも短い距離のポールを立ててやっていくという形のグラウンドゴルフでも十分楽しめるということが分かりました。

そこで先ほどの提案に戻りますけども、財源の問題とか用地の問題はございますけども、町が進めている学校統廃合で、すでに3校が廃校になっております。今後も当然、まだ結論は出ておりませんけれども、廃校になる学校もあるわけでございまして、そのグラウンドの活用ということで、そこに芝生を植えたり、あるいはその管理をすることを地域の高齢者にお願いするということによって、高齢者の健康づくりに役立てることもできるのではないかと思いますけども、町長のお考えを聞きます。

○議長(福與三郎君)

町長。

〇町長(望月仁司君)

芦澤議員の質問にお答えをしたいと思います。

一番最初にちょっとお話がありましたゲートボールなんですけども、実はゲートボールは昭和59年ごろから非常に競技人口が増えて、全国どこでもゲートボール場が見られるようになりました。そして本町においても公共施設の敷地、あるいは公園、各集落等にゲートボール場を数多く整備したと。議員おっしゃるとおり屋内ゲートボール場までも整備した経緯もございます。現状では町内それぞれのゲートボール場の管理は各集落や、その関係者に行っていただいているのが現状でございます。市之瀬の屋内ゲートボール場につきましては福祉保健課で管理を行って、そして使用や清掃等についてはゲートボール部に行っていただいているのが現状でございます。

現在の競技人口につきましてはここ数年来、高齢化がさらに進む中でその数は年々減少している。それは、ゲートボールは5人のチームプレイでございますので大変なのかなと、こういう事情もあるように思います。そういう中にあっても体協に加入しているゲートボール部や、その関係者、さらには身延町においても地域によっては非常に素晴らしい活動をしているところもあるわけでございます。そして施設の自主管理や町内大会の開催、各種大会、県大会等にも参加をしていただいて、大変素晴らしい成果も挙げていただいている、そういうところにおきましては議員おっしゃるとおり高齢者の体力づくり、あるいは生きがいの場、さらには交流の場所として活躍していただいておるところもあると、こういうことは承知置き願いたいと思います。

次にグラウンドゴルフ場の話も出ましたが、グラウンドゴルフにつきましてはご案内のとおりですけども、57年度に考案をされて、高度な技術も必要としません。しかも全力を出さなければならないところ、あるいは集中力や調整力を発揮する場面がうまく噛み合わされておりまして、しかもルールは非常に簡単でして、子どもから高齢者まで、あるいは初心者でも気軽に取り組める、こういう競技でございます。

そして議員先ほどもおっしゃったとおり、必要なコースといいますと、土のグラウンドでも 芝のグラウンドでもどこでもいいわけでございまして、わが町には遅沢に芝のグラウンドがあ りますけども、芝のグラウンドがなければ駄目ですということはございません。正式競技も土のグラウンドの上で行っている事実もございます。そして先ほども議員おっしゃったとおり、 プレーヤーの目的、環境、技能などに応じて運動場、河川敷、公園、庭などどこでも自由にコースを設定することができますので大変素晴らしい競技かなと思っております。

私は、このスポーツ競技の特徴を生かして、芝のグラウンドにこだわることなく、既存のグラウンド等で十分活用していただける中でルールを守って、しかも自由に未永く施設を活用していただくことが健康づくりにつながると思いますので、スポーツの振興を図る上からもぜひ頑張っていただければありがたいなと、こういうようにも思います。

なお、廃校になった学校用地のグラウンド等の使用の提案がございました。これにつきましては学校施設から社会教育施設の移行がなされたあとに、その時点でこれまでの利用状況、コスト面、さらには財政状況とも考慮していく中で、関係部署とも十分協議をしながら考えて検討してまいりたいなと、こういうようにも考えているところでございます。

以上でございます。

○議長(福與三郎君)

芦澤健拓君。

○4番議員(芦澤健拓君)

ちょっと時間的なものがありますので少し端折らせていただきますけども、芝のグラウンドゴルフ場をできるだけたくさん造っていただいて、身延はグラウンドゴルフの町だというふうな形でアピールできればということで考えたわけですけども、今後の対応をぜひ期待したいと思います。

次に高齢者の医療費の改善ということで、もう1つ提案があるんですが、これは町長も常に 苦慮されていると思いますけども、私、前にも後期高齢者の議会の経験から申し上げたことが ありますけども、口腔内ケア、口の中のケアですね。この実施を提案したいと思います。

これは愛知県豊橋市の福祉村病院というところで実際に実践していることなんですけども、 クルリーナという歯ブラシがありまして、これを使って口の中をきれいにすると食欲が出たり、 それによって体力がつく。それからよく噛むことによって飲み下す能力があがって誤嚥が少な くなる。当然、誤嚥性肺炎も減るという、そういう効果があるということが分かっています。

こういうふうなものをぜひ取り入れていただいて、高齢者の元気を少しでも、入院中の高齢者とか在宅介護中の高齢者でもこういうふうなことで元気を取り戻していただければいいんではないかなということで提案させていただきますけども、町長のほうでは何か対策をお考えかどうかお聞きします。

○議長(福與三郎君)

福祉保健課長。

○福祉保健課長(依田二朗君)

口腔ケアについては今、一生懸命、在宅支援センターのほうでも行った先ではやっていますけども、特別に今こういうふうに進めていきたいということは考えていませんでしたので、なるべく来年度に向かっては進めるようにしていきたいと思います。

○議長(福與三郎君)

芦澤健拓君。

○4番議員(芦澤健拓君)

ぜひ高齢者の健康を維持し、あるいは増進するという方向で努力していただきたいと思います。

次に下山公民館の建設について、お聞きします。

11月17日、下山公民館で町民と議員との懇談会が行われた際、住民の皆さんからは公民館建設問題が出されました。これは今回に限らず前回の懇談会の中でも出されていたわけですけれども、教育厚生常任委員会でこの問題について要望書が出されて地元住民の建設希望地であるという旧下山小学校跡地、それから教育委員会が提案しているというか、していた現在の下山中学校駐車場を視察してきた経験があります。

まずこの下山公民館は今、建設中の下部の地区公民館よりも先に建設するということで聞いておりましたけども、現在その下山公民館を今後、下部の地区公民館のあとに建設するという方向であることは間違いないのかどうか、この点について町長の答弁を求めます。

○議長(福與三郎君)

町長。

○町長(望月仁司君)

下山の公民館建設につきましては、議員がおっしゃるとおり下部の地区公民館の建設のあと に建設をしたいと考えているところでございます。

○議長(福與三郎君)

芦澤健拓君。

○4番議員(芦澤健拓君)

この建設予定地を今、申し上げましたように旧下山小学校跡地というふうに聞いていたんですが、実際には小学校の駐車場のほうがいいんではないかという話。あるいは、この間の話では下山中の体育館の跡地になるんではないかみたいな話。いろいろ出ておりまして、今までも当然いろんな紆余曲折があった話だと思うんです。地元住民の希望している場所と、それから教育委員会が予定している場所が異なっているというふうに私は感じたんですけども、教育委員会の方針が途中で変更されているんではないかというのが住民からの疑問点でした。この点、現在までの経緯について公にできる範囲で情報、経緯の説明等ができましたらお願いいたします。

○議長(福與三郎君)

教育長。

○教育長(佐野雅仁君)

ご質問にお答えします。

身延地区の公民館、下山分館でございますが、合併以前の旧身延町において昭和45年度に建設をされた公共施設でございます。平成15年12月に下山公民館建設についての陳情書が下山地区公共事業推進協議会から町へ出されました。これを契機に下山公民館建設に向けた協議がはじまりまして7年が経過しております。当時は中富、下部、身延との合併協議中であったことから事業推進は合併後となることが予想されたために身延町の新町建設計画として位置づけ、これまでにその予定地として協議を続けてきたところでございます。

建設からかなりの年数が経っておりまして、公民館でありますので陳情の内容は避難場所、多目的利用機能を備えた公民館の建設と、その予定地は旧北小跡地との要望でございました。

町としては検討を重ねた結果、建設予定地は今後の地域の防災拠点としての位置づけ、また現 国道52号線の道路の状況、緊急時のヘリポートの確保、さらには将来的に学童保育との連携 等さまざまな諸条件を考える中で現下山小学校駐車場に建設できないかという旨をお願いして きたところでございますが、その建設予定場所がなかなか確定に至らず建設を進められずにま いりました。

このような状況下の中、昨年9月の定例議会におきまして教育厚生常任委員会の委員さんに も建設予定地として旧北小跡地と下山小学校駐車場の双方を現地視察していただいたところで ございます。

町ではこのまま今後の展望が不明確な状況では、公民館建設にかかる作業を早急に進めることは困難であると考えました。最終的に今後の町の財政状況等も踏まえ、また下山中学校解体に伴い、その跡地の一部を公民館建設予定地として確保できたため、再度建設に伴う住民説明会を開催し早期建設に向けて町の最終意向をお願いしてきたところでございます。

これらの詳細な経過については平成20年第4回定例会、平成21年第3回定例会における 一般質問のときも答弁を申し上げ、お伝えしてきたところでもあります。

以上、雑駁でございますが、これが大体の経過でございます。

○議長(福與三郎君)

芦澤健拓君。

○4番議員(芦澤健拓君)

下山の住民の皆さんは、旧身延町の時代から中学校の統合問題とか、北小の移設問題等で大変苦労してこられたわけです。公民館の問題についても長い間、結論が出なかったということで行政の不満が大変強いというふうに感じられました。今回といいますか、2年、3年前ですか、下山小ということで新築が行われ、それから下山中は身延中に統合されたということになっております。この下山公民館の建設についてもそういう住民の皆さんへの十分な説明が必要であると思いますし、納得の上で造るということが大変重要な問題であるかと思いますので、これは公民館の建設については最終的には教育委員会における決定事項になると思いますけども、ぜひそのへんを考慮していただきたいと思います。

それで今後、建設計画をどのように進めていく予定であるのか。建築費用、その財源、着工の予定、完成の予定等について明らかにできる範囲でお答えいただきたいと思います。

○議長(福與三郎君)

教育長。

○教育長(佐野雅仁君)

お答えします。

公民館の建設にあたりましては、これまでの例によりますと、西嶋の例をとりますと、最低でも基本設計調査等、設計から建設完了までに約1年と11カ月要しております。今回の下山分館新築にあたりましては、平成24年度において、主に基本設計調査業務などを実施して、またその間、地区の人たちの協議もあろうかと思います。そういうこともしておきながら進めてまいりたいと思いますし、建設についてはそれをもとに25年度実施設計、建設施工に入り年度内には完成させたいと考えております。

最後のほうでございますが、建築費用等でございますが説明会のときも行いましたが、建設 内容にもよりますがおおむね2億円弱を想定しています。建設予定の面積でございますが、お おむね500平方メートル。それからその他の財源的なことにつきましては合併特例債を適用すると。合併特例債が1億4千万円。残りを6千万円充当するという一応計画ではございます。 以上です。

○議長(福與三郎君)

芦澤健拓君。

○4番議員(芦澤健拓君)

ぜひ下山の皆さまの同意が得られるような形で、できるだけ進めていただきたいというふう に希望いたします。

最後に地域防災計画について、伺います。

10月ですか、議員研修で浜岡原発を視察してまいりました。原発の担当者は東海大地震を想定しているわけではなく、東海は東南海、南海、この3つが連動して起きる大地震が起きる可能性が高いと。マグニチュード9クラスの巨大地震になるということを予想していると。これを前提にできるだけ想定外を想定内にするための防災対策を立てるということで、一応来年12月までに1千億円の予算で防災工事を実施するというふうに述べておりました。

御前崎市に隣接する、ちょっと市の名前を忘れましたけども、焼津市とか牧之原市とかがこ の浜岡原発の永久停止を要請するというふうなことで市長も議会も動いているようです。

当然、身延町でもこの巨大地震の影響については想定されておると思いますし、この巨大地震が起きたときの浜岡原発の危険性、これについても当然考えておられると思いますけども、どのように想定されているのか町長のお考えをお聞きします。

○議長(福與三郎君)

総務課長。

○総務課長(赤坂次男君)

お答えします。

原子力発電所の危険性については、平成23年7月13日に開催された身延町議会第2回臨時会で発議第1号として提出されました中部電力、浜岡原子力発電所の恒久停止を求める意見書にもありますように平成23年3月11日に発生したマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震は福島原発を崩壊させ、原発安全神話を根底から覆す事態となりました。

浜岡原発は今後30年以内に87%の確率で起こるとされる東海地震の想定震源域の中心の真上にあり、山梨県南西部南巨摩郡は浜岡原発から70キロから100キロあまりしか離れていないため、放射能は南西風に運ばれて飛来するといわれており、東日本大震災のような悪夢の再来が襲わないとも限りません。放射能汚染は産業、農業、観光への影響や飲み水や土壌汚染、健康被害などその被害は多岐分野にわたり、長い年月にわたって影響を及ぼすものと想定しております。福島第一原発では4機が同時多発的に炉心損傷などの極めて深刻な事故を引き起こし、いまだ収束できる状況ではありません。したがって身延町議会で議決された意見書のとおり、浜岡原発が恒久的に停止することを願うところでございます。

以上でございます。

○議長(福與三郎君)

芦澤健拓君。

○4番議員(芦澤健拓君)

議会の発議については理解しておりますけども、町長がその浜岡原発の永久運転停止とかそ

ういうふうなことを町長として発信するというか、そういうふうなご予定はありますか。

○議長(福與三郎君)

総務課長。

○総務課長(赤坂次男君)

そのことにつきましては、広域行政を含める中で対応していきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いいたします。

○議長(福與三郎君)

芦澤健拓君。

○4番議員(芦澤健拓君)

非常に今、総務課長がおっしゃったように大変な危険性をはらんでいるわけで、これに対する対応をぜひ考えていっていただきたいと思います。

そういう中で11月13日付けの山日にマグニチュード9クラスの巨大地震で発生することが予想される液状化現象などへの対策に関する市町村のアンケートというものの結果が掲載されておりました。このアンケートでは取り組むべき最優先課題、国・県に要望した対策、東日本大震災後に予算化した地震防災対策、また新たに始めた取り組みなどについて聞いています。このアンケートに対する本町の回答が見当たらなかったんですが、回答しなかったのか、あるいは回答したけれども掲載されなかったのか、どちらでしょうかということと、それからもし回答されているのであれば後日で結構ですから、その内容を文書によって公開していただきたいと思いますけども、この公開の是非について町長にお聞きします。

○議長(福與三郎君)

総務課長。

○総務課長(赤坂次男君)

お答えします。

山日新聞の平成23年11月13日、日曜日ですけども掲載されました地震対策県内市町村 アンケートにつきましては、記事にもありますように県内27市町村の担当者に文書で質問し 全市町村で回答いたしましたが、身延町の回答は記事として掲載されませんでした。

質問項目は10項目でございました。この質問の回答につきましては、またのちほどお渡ししたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長(福與三郎君)

芦澤健拓君。

○4番議員(芦澤健拓君)

分かりました。お願いします。身延町地域防災計画というもの、赤い表紙のものが皆さんのお手元にもあると思いますけども、3.11の東日本大震災と、それから予想される巨大地震、 先ほど申し上げました巨大地震の発生に備えて相当の見直しが必要であると思いますけども、 現在その見直しが進められているのか。もし進められているとすれば、どの程度進んでいるのか、それらについてお伺いします。

○議長(福與三郎君)

総務課長。

○総務課長(赤坂次男君)

お答えします。

本町では、平成18年3月に身延町地域防災計画を発行し、これまでに平成19年、20年、22年と3回の見直しを行ってきました。見直しの経緯としましては山梨県地域防災計画が平成19年1月に改定され、さらに同年4月に町の行政組織の変更に伴い18年3月発行の身延町地域防災計画を大きく見直したところでございます。

主な見直しの内容は山梨県地域防災計画にならい、富士山火山に関して新たに、第1章から第4章までの富士山火山編を設け、富士山火山にかかる災害予防、災害応急対策および継続災害復旧・復興に関する計画を体系的に整備いたしました。

次に資料編として一般災害編、地震災害編、富士山火山編に関係のある防災関係機関の連絡 先や所在地、町の食料等備蓄状況、この計画に関連する条例・規則や協定等について可能な限 り内容を更新いたしました。そして国の動向としては中央防災会議で、津波、原子力災害対策、 東海地震、東南海地震、南海地震の3連動地震の被害想定を含む防災基本計画等の見直しを進 めております。

山梨県におきましては東日本大震災の教訓を踏まえて、県をはじめ公共機関などの果たすべき役割を改めて見直し、関係機関連携のもと、山梨県の防災体制をよりしっかりしたものにしていくため、山梨県にもっとも近い静岡県浜岡原発の事故を想定し、放射性物質の検査体制の構築や衛星携帯電話の整備など、地域防災計画の総点検・見直しをとりまとめ12月中旬に開く防災会議幹事会で全体の見直しの素案を示し、12月下旬の県防災会議を経て来年の1月にも消防庁に報告するとのことでございます。

本町におきましては現在、資料編等の見直しを行っておりますが、本編の見直しは今後、国や県が行う震災の検証結果や基本計画の見直し等も踏まえ、必要な見直しを行っていくことといたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長(福與三郎君)

芦澤健拓君。

○4番議員(芦澤健拓君)

いつ起こっても不思議ではないという大地震でございますので、できるだけ早く進めていただきたいと思います。

1 1月20日に波高島で行われました町民と議員との懇談会で中部横断自動車道の工事と、それから中部横断自動車道の工事用の道路建設をするために常葉川に5本の橋脚が建てられるという計画がありまして、今回のような豪雨によって川が氾濫した場合、波高島は陸の孤島状態に陥るのではないかということが懸念されると。現在、波高島中央部に建てられております旧高島分校、波高島の波を取った高島ですけども旧高島分校という分校の建物これは大正年間に建てられたもので非常に老朽化も甚だしくて危険なんですけども、現在この集落のいろんなお祭りの道具とかそんなものをここにおいているそうです。できればこれを解体して跡地に防災備蓄倉庫をつくってほしいという要望が出されました。

身延町地域防災計画の中には身延地区で波木井ほか4カ所に防災備蓄倉庫があって、下山ほか7カ所に水防倉庫がありました。昨日ですか、質疑応答の中でも下山の水防倉庫は壊されるというふうなことを聞いておりますけども、一方中富地区では2カ所、下部地区では5カ所の水防倉庫が記載されております。依田前町長がよくおっしゃったように旧町時代の対応が不適切であったのではないかというふうに言われれば、それまでかもしれませんけども、防災備蓄倉庫、あるいは水防倉庫の設置については、地区によっていささか公平性を欠いているような

気がいたします。今後、波高島の問題も含めてこの点について改善していただきたいと思いますけども、町のお考えはいかがでしょうか。

○議長(福與三郎君)

総務課長。

○総務課長(赤坂次男君)

お答えします。

今、芦澤議員の言われました町内の防災備蓄倉庫の一覧ならびに水防倉庫につきましては身延町地域防災計画の資料編の934ページ、935ページに記載されているとおりでございます。また本町の防災備蓄倉庫の整備状況につきましては、それ以外に平成21年度に地域活性化・生活対策防災備蓄倉庫整備事業を活用いたしまして、町内19カ所に防災備蓄倉庫を設置いたしました。

下部地区は下部地区町民体育館、下部地区公民館(旧開発センター)、下部温泉会館、久那土中学校、下部地区公民館古関分館の5カ所に設置してありますが古関分館は古関出張所の施設内への備蓄のために倉庫の設置はしてございません。

中富地区は中富地区公民館西嶋分館、中富地区公民館大須成分館、切石配水池施設、中富地 区公民館曙分館、身延町役場本庁舎、宮木公民館、大聖寺駐車場、飯富高齢者介護予防センター の8カ所に設置をしてあります。

身延地区は旧下山中学校、身延小学校、身延地区公民館豊岡分館、大河内小学校、旧帯金小学校グラウンド、大島農林産物直売所の6カ所で、合計で19カ所に設置をいたしました。

倉庫の面積につきましては、4坪の倉庫が9カ所で3坪の倉庫が10カ所でございます。また身延地区では平成7年度に倉庫面積16.5坪の防災備蓄倉庫を、下山地区の上沢公民館敷地内、波木井地区の軽金駐車場敷地内、豊岡地区の大城川左岸、角打地区の角打・丸滝下水場処理場敷地内の4カ所に設置してあり、全体では町内23カ所に設置してございます。

水防倉庫につきましては、先ほど言いましたように下部地区につきましては車田の水防倉庫、 竹之島の水防倉庫、三沢の水防倉庫、瀬戸の水防倉庫、下部の水防倉庫の5カ所に設置してあ り、中富地区には身延町役場の水防倉庫、西嶋の水防倉庫の2カ所に設置がしてございます。 身延地区につきましては下山水防倉庫、小原島の水防倉庫、大島の水防倉庫、塩之沢の水防倉 庫、豊岡の水防倉庫、大野の水防倉庫ですけども、これにつきましては今、説明しましたよう に国交省の大野の築堤護岸工事のために撤去、移築をいたします。それから八木沢の水防倉庫、 波木井の水防倉庫の8カ所に設置してあります。全体で水防倉庫は町内で15カ所に設置して ございます。

先ほどの件につきましては今後検討させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいた します。

以上でございます。

○議長(福與三郎君)

芦澤健拓君。

○4番議員(芦澤健拓君)

時間がもうちょっとなくなってきておりますけども、今の防災備蓄倉庫と水防倉庫の記載というのは地域防災計画の中にはどういうふうに記載されているんでしょうか。

○議長(福與三郎君)

総務課長。

○総務課長(赤坂次男君)

お答えします。肝心なことを答弁漏れいたしました。

今回の資料編の見直しの中に、それらの21年度に設置しましたのは資料編の中に見直しとして整備いたします。

○議長(福與三郎君)

芦澤健拓君。

○4番議員(芦澤健拓君)

以上で質問を終わりますけども、いろいろと要望させていただいた事項、できるだけ誠意を 持って対応していただきたいというふうに考えます。

以上で質問を終わります。

○議長(福與三郎君)

以上で芦澤健拓君の一般質問が終わりましたので、芦澤健拓君の一般質問は終結いたします。 議事の途中でございますが、ここで暫時休憩をいたします。

再開は10時15分といたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時15分

○議長(福與三郎君)

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

通告の2番は川口福三君です。

川口福三君、登壇してください。

川口福三君。

○9番議員(川口福三君)

通告に従い、これから質問をいたします。まず学校統合計画についてであります。

学校統合計画については全国的に少子高齢化とともに人口減の状況にあり、本町に至っては著しい人口減であり、これからのまちづくりが問われるところでもあります。戦後の学校統廃合政策は大きく分けて3つに分けられると思います。

第1期は1950年代の昭和の市町村合併に伴うもの。また第2期は1970年代の高度経済成長期の都市への人口流出。第3期は1990年代から長期的・構造的な少子高齢化に伴う統廃合である。こうした統廃合は地域の教育のみならず、防災拠点など複合的な役割を担っており、統廃合については広く地域住民のプロセスを通じた新たなまちづくりが求められるところであります。

文部科学省の調査によると平成4年から19年まで小学校は3,219校、中学校は959校が廃校になっております。今後3年から5年の間に全国の小中学校で1,100校廃校となる見通しと調査結果が出されております。統廃合については児童生徒への影響を考慮し、地域住民との理解と協力を得るよう通達が出されております。

本町においては平成19年5月、身延町立小中学校適正配置審議会が設立され、平成20年8月、町立小中学校を1中2小との審議会からの答申が出されました。議会はこの答申に対し

統廃合について調査検討特別委員会を設置し、協議の結果1中2小は白紙に戻し、地域住民の意見を十分に聞き長期展望において取り組むべきであるとの結論に至ったわけであります。しかしながら3月議会において静川小学校の廃校条例が議員多数の賛成により可決されました。こうした現状でこれから進めようとする静川小学校、西嶋小学校の統合に向けての経過についてお伺いします。

○議長(福與三郎君)

学校教育課長。

○学校教育課長(近藤正国君)

ご答弁申し上げます。

学校統合の経過については議会定例会、臨時会等開催の際、幾度にもわたり全員協議会等で ご説明してきておりますが、ご質問ですので改めてご答弁させていただきます。

ご承知のとおり大幅な児童生徒の減少の中で身延町立小中学校をどのようにすべきか大きな課題となっておりました。議会におきましても一般質問等で学校規模の適正化を早急に図るべきとの意見がたびたび出され、こうした背景の中、平成19年3月議会においては身延町立小中学校適正配置審議会条例が議決されました。

この審議会条例を受け、平成19年5月25日に身延町立小中学校適正配置審議会が設置され、以後約1年間10回にわたる審議を経て平成20年8月22日に答申がなされました。教育委員会ではこの答申を尊重するとともに学校を取り巻く諸条件を勘案し、平成21年1月に前期の学校統合計画を策定しました。そして21年3月4日の全員協議会で策定いたしました学校統合の前期計画につきまして議員の皆さまにご説明をさせていただきました。教育委員会では平成20年度末からこの前期計画に基づき保護者や地域の皆さまへの説明など計画推進を図るべく取り組みを進めてまいりました。

ご質問の西嶋小学校、静川小学校の統合につきましては前期計画に位置づけられており、平成21年6月3日から6月30日の間におきまして8回にわたり両校保護者や地域の皆さまを対象に計画の概要や考え方などについて説明を行いました。

これらと並行して前期計画で未定となっていた統合後に使用する校舎、これにつきまして平成21年6月22日、7月6日、7月15日の3回にわたり教育委員会会議におきまして協議検討を行いました。協議の結果、統合後に使用する校舎についてはそれぞれの校舎の立地する地形的条件等を勘案する中で、現西嶋小学校校舎を使用する旨の計画決定を行ったところでございます。この教育委員会での校舎位置の計画決定を受けまして、平成21年7月15日に西嶋小、静川小保護者へ説明。21日には両校関係地域の皆さまへの説明を行いました。校舎の決定を受けまして、この説明会におきましては計画の見直し等、多くのご意見・ご要望等をいただきました。

教育委員会ではこれらのご意見・ご要望等を踏まえ、平成21年7月23日および8月5日に学校統合前期計画の今後の推進、これらにつきまして教育委員会会議を開催し、協議検討を行いました。その結果、保護者等の意見を踏まえながら時間の余裕を持った中で統合を進めるべきだろうということで、統合時期につきまして当初計画を1年間延期し、平成23年4月1日の統合を目指すべきであると、こういった結論に至っております。

その後、平成22年3月1日には静川小学校保護者の皆さまから要望書をいただきました。 要望書の1点目が旧町に小学校が1校残ることを最重要課題として再検討すること。2点目が 最終計画を明確にすることが掲げられておりました。この要望事項について教育委員会では 3月26日に臨時の教育委員会を開催し、慎重な協議検討を行いました。そしてこの協議結果 を伝えるため、平成22年3月29日に静川小PTAの皆さまを対象に説明会を開催し、教育 委員会の考え方、これをご説明させていただきました。

その考え方、説明の要旨でございますけども、1点目の要望事項である旧町に小学校が1校残ること、このことにつきましては当時の状況は前期計画を進めている段階であり、旧町に1校という方向性を出すことは困難であり、後期計画作成に向けての検討課題とさせていただきたいということ。2点目の最終計画を明確にする。このことについては当時の時点で後期計画は白紙の状態であることから最終計画をお示しすることは不可能であるとの説明をさせていただきました。

そして平成22年度に入り、静川小保護者の統合問題検討組織の代表の方から教育委員会と協議する事項がありますとの連絡もあり、年度はじめからそれを待っているような状況にございました。しかしながらそれ以降、保護者間における協議調整が長引く状況下において保護者と教育委員会との協議が行えず、平成22年7月も過ぎてしまう状況となりました。こうしたことから教育委員会としては計画を1年延期した平成23年4月1日統合、この期日について計画を再検討しなければならない状況となりました。

平成22年8月10日の教育委員会において、この変更した統合期日をどのようにするかを 議題として協議を行いました。協議の中では仮に平成23年4月1日で統合を進めようとする と平成22年9月議会に提案してご議決をいただかない限り、スケジュール的に23年4月 1日の統合は困難という、そういった状況も想定しながら検討を行いました。

その結果、平成22年8月段階においては、まだ保護者の理解が得られているとは判断できないため、再度、計画を変更して統合期日を当初計画から2年延期して平成24年4月1日とすることもやむを得ないという結論に至りました。この統合期日の再度の計画変更について平成22年9月29日に西嶋小PTA、静川小PTAの方々に中富総合会館にお集まりいただき、ご説明いたしました。

その後、平成22年10月21日には静川小保護者と静川保育所保護者会、連名で町長、議 長、教育委員長宛てに身延町立小学校統合に関しての要望書が提出されました。この要望書の 要望事項について、教育委員会では平成22年10月26日に静川小PTA、静川地区保育所 保護者を対象に教育委員会の考え方をご説明しました。

主な説明事項といたしましては、教育委員会としてはスクールバスを運行する方針であること。制服の統一などは補助金制度を活用し、保護者の負担にならないようにする方針であること。校名、校歌、校章など統合に関する調整事項については統合準備委員会を設置し協議する方針であることなどを説明いたしました。これらの要望事項に関する教育委員会の方針や考え方について静川小学校PTAの皆さまに鋭意ご検討をいただき、その検討結果として平成23年1月21日に静川小学校PTA会長から静川小学校と西嶋小学校の統合について書面をもってご同意をいただいた経過でございます。

これを受け、教育委員会は2月7日に静川、西嶋、大須成地域の皆さまに説明会を開催し、 今までの経過や今後の予定、保護者同意の件や保護者要望に関する教育委員会の考え方など説明させていただきました。そして説明会の終了後、その場において教育委員会を開催し、説明会でいただいた地域の方々のご意見等も踏まえながら、今後の計画推進について協議を行いま した。説明会での地域の方の発言として保護者の意向は尊重すべきとの意見や、また一部には計画の見直しをすべきとの意見もございましたが、教育委員会としては静川地区保護者が今回示していただいた判断を重視し、速やかな適正規模の確保、それから余裕を持った統合準備期間の確保、これらを考慮し学校設置条例改正案を平成23年3月議会に提案させていただくべく準備を行うこととするとの結論となりました。

そして平成23年3月定例議会に身延町立学校設置条例の一部を改正する条例を提案させていただき、3月14日の本会議において賛成多数でご議決をいただいたところでございます。

平成23年度に入り4月27日には統合準備委員会を設置し協議に入りました。以後、第1回の会議から学校名の取り扱いについて継続的に協議してきました。そして9月27日に実施した第8回の統合準備委員会において校名についての結論を得るに至りました。学校名は西嶋小学校の「嶋」の字を常用漢字に変更して西島小学校とするという結論となりました。教育委員会では統合準備委員会の校名に関する協議結果を受けて、10月14日に臨時教育委員会を開催し校名の取り扱いについて協議いたしました。その結果、統合準備委員会の協議結果を尊重し西嶋小学校の「嶋」の字を常用漢字に変更した西島小学校とするために必要な条例改正案を平成23年12月議会、本議会でございますけども提案する準備を行うことで意見が一致をいたしました。

なお、10月18日に実施した第9回統合準備委員会においては校歌について協議し、現西 嶋小学校校歌の3番を削除し、4番を3番に繰り上げて統合校の校歌とすることと決定しまし た。また現静川小学校校歌については統合後の統合校の応援歌として位置づけを行い使用する ことといたしました。そして今議会に学校名の変更に関する身延町立学校設置条例の一部を改 正する案を提案させていただくという経過となりました。

以上が経過の概要でございます。

○議長(福與三郎君)

川口福三君。

○9番議員(川口福三君)

今、経過の説明をいただいたわけですが、この統合に対して、いわゆる審議会としての適正 配置、適正規模、規模的なことが先行して適正配置はどこへいっているんだということは、これは当然、前期計画で終わるわけではなし、後期計画へつながっていく問題だと思います。そうした点がどうしても地域住民として理解ができないと。ですから今までの過程で地域住民への理解が得られたかどうか、そのへんを伺います。

○議長(福與三郎君)

学校教育課長。

○学校教育課長(近藤正国君)

地域住民のご理解をいただく努力をしてきております。一部の方にはやはり計画になかなか ご理解をいただけないという方もたしかにいると思いますが、全体的に考えればご理解をいた だけているのではないかというふうに判断をしております。

○議長(福與三郎君)

川口福三君。

○9番議員(川口福三君)

今までの説明会、どちらかというと保護者対象がもう重点的であって、地域住民の理解はほ

とんど得られていないのが現状であろうと、こう思うわけです。ですから今後の地域住民への協力を行政側ではどのような考えでおられるか伺います。

○議長(福與三郎君)

学校教育課長。

○学校教育課長(近藤正国君)

新しい学校づくりにおきましては、やはり地域の皆さまのご協力・ご理解、これも大変重要なことだと考えております。新たに来年4月1日に生まれます新しい西島小学校の円滑な素晴らしいスタートに向けまして今後、地域の方々のご理解とご協力をいただく取り組みを進めてまいりたいと思っています。

○議長(福與三郎君)

川口福三君。

○9番議員(川口福三君)

今、地域住民への理解を得られるような取り組みをという答弁でしたが、どんな内容でその 取り組みがなされるのか伺います。

○議長(福與三郎君)

学校教育課長。

○学校教育課長(近藤正国君)

両校の統合につきましては今後、閉校式であるとか、あるいは開校式であるとか、そういったことも事業として検討していくわけでございますけども、そうした式へのご出席であるとか、あるいは静川小学校におきましては閉校記念誌の作成であるとか、記念事業を予定しているわけでございます。そうしたものへの積極的なご参加であるとかご理解、こういったものをぜひ進めていきたいとこのように思っています。

○議長(福與三郎君)

川口福三君。

○9番議員(川口福三君)

では次の条例改正については今本会議で私も討論いたしましたし、これは削除いたします。 3のスクールバス運行経路と送迎時間について、どのような計画でおられるのか伺います。

○議長(福與三郎君)

学校教育課長。

○学校教育課長(近藤正国君)

スクールバスにつきましては、統合準備委員会の協議事項となっております。現在、保護者、 学校を含めて検討中でございます。この検討結果につきましては、今後統合準備委員会で最終 確認を行い、それを受けて教育委員会で方針を決定するわけでございます。したがいまして、 ご質問の内容につきましては現在、確定している状況にございませんので確定した段階におき まして改めてご説明をさせていただきたいと考えております。

○議長(福與三郎君)

川口福三君。

○9番議員(川口福三君)

あくまでもそれは結局、学校側の役員いわゆる審議会といいますか、計画をという話ですが、 親の立場とすればどこまで迎えに来てくれるんだろうなと。 今それを非常に心配されているわ けですね。ただ静川小学校という1つのブロックで小学校までバスが行きますよと。そこまでは徒歩で通学しなさいというのか。これから先の子どもたちがどういう形でもって通学するのか非常に不安な父兄もおられるわけです。ですから行政側ではどのような考えでおられるか。あくまでもこれは親は親としての意見の集約はできるでしょう。だけど行政側としてどんな考えでスクールバスを購入して経路的なことを今現在、検討また考えているのか伺います。

○議長(福與三郎君)

学校教育課長。

○学校教育課長(近藤正国君)

保護者の皆さまのご要望をできるだけ実現できるような方向で検討していきたい、このように考えています。現在そこらへんも含めて保護者の間で種々ご検討いただいている状況でございますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長(福與三郎君)

川口福三君。

○9番議員(川口福三君)

それでは次の待合施設と夏のプール利用についてということですが、この待合施設というのは、いわゆる朝はスクールバスで学校へ送っていって、帰りの時間ですね、帰りの時間、静川小学校の校長先生とちょっと話をしましたら、1年生から6年生までは集団下校という形で帰りの時間は調整しますよというようなお話をいただきました。しかし同じ時間に終わったとしても結局、バス自体が西嶋小学校まで入るのか。それとも今の、いわゆる駐在所の脇の道路で乗り降りするのか。そのへんの細かいところも現在示されていない状況にあるわけですね。こうした中、雨の日等においてバスが先に来て待っていればいいんですが、当然子どもたちが早い場合そういった場合の対応等については教育委員会ではお考えでしょうか。

○議長(福與三郎君)

学校教育課長。

○学校教育課長(近藤正国君)

スクールバスという位置づけでございますので、路線バスとは違いまして、運転手は専属の 運転手という状況になりますので学校との連絡体制を十分に行いまして、子どもたちが雨が 降った中でそこで長時間にわたって待機をするということのないような運用方法につきまして、 今後十分そこらへんについて配慮しながら検討していきたいとこのように考えています。

○議長(福與三郎君)

川口福三君。

○9番議員(川口福三君)

結局この待合施設ですが、旧西嶋の公民館跡地がありますね、駐在所の部分。あそこが今現在空いているというような状況の中で、できればあそこへ、プレハブで屋根のかかった施設でも設けてもらえれば子どもたちが万一の場合、そこで待っていられるというようなことも考えられるわけですが、その点は今後、検討していただけるかどうか伺います。

○議長(福與三郎君)

学校教育課長。

○学校教育課長(近藤正国君)

先ほど申し上げましたように、学校の位置と停留所の位置、これも今後、決定をしていくわ

けでございますけども、そういったことも踏まえながらどうしても、その不都合が生じるというような状況にあるとすれば、1つの検討課題ではないかとこのように考えています。

○議長(福與三郎君)

川口福三君。

○9番議員(川口福三君)

あとこの夏場のプール利用についてですが、今まで静川小学校の子どもたちは当然、切石の プールを利用していたわけです。これで統合しますと来年の夏からは、いわゆる静川から西嶋 へ通う子どもたちは、西嶋小学校のプールということになると遠くなるわけです。このプール 利用については、行政側ではどのようなお考えなのか伺います。

○議長(福與三郎君)

学校教育課長。

○学校教育課長(近藤正国君)

現在の静川小で使っているプールにつきましては、来年度以降、中富中学校のプールとしての位置づけを行い、小学生も利用できるように管理していこうと。静川地区の保護者の要望でございまして、そういった方向で現在、検討しているという状況でございます。

○議長(福與三郎君)

川口福三君。

○9番議員(川口福三君)

そうすると今の切石のプールはプール自体の管理は中学校の管理にして、結局、小学校の子 どもたちが泳ぐときは結局、今まではプール利用においては保護者が監視をしているわけです ね。当番制で。その点は今後どのようにされるのか伺います。

○議長(福與三郎君)

学校教育課長。

○学校教育課長(近藤正国君)

プール監視につきましては管理も含めましてアルバイトを雇用しまして管理をしていくという考え方で現在、進めております。

○議長(福與三郎君)

川口福三君。

○9番議員(川口福三君)

次の静川小学校の閉校後の管理について伺います。

やはりこうした廃校に際しては、本来ならば前もってあとの利用計画を立てれば本当はよかったんではないかなと思うわけです。ただ廃校後、夏場になればグラウンドは草ぼうぼうになるだろうし、そうした廃校後の管理は今度どうされるのか伺います。

○議長(福與三郎君)

学校教育課長。

○学校教育課長(近藤正国君)

廃校後の施設の管理でございますけども、校舎につきましては今後財産の移管手続き等を行いまして政策部門あるいは財政部門も含めまして、総合的に検討してまいりたいと考えております。

なお、グラウンドおよび体育館につきましては社会体育施設として管理運営する方向として

おります。

以上でございます。

○議長(福與三郎君)

川口福三君。

○9番議員(川口福三君)

体育館の利用は社会体育だけで、校舎のほうはまだ検討中ということですか。

○議長(福與三郎君)

学校教育課長。

○学校教育課長(近藤正国君)

今後、検討ということでご理解をいただきたいと思います。

○議長(福與三郎君)

川口福三君。

○9番議員(川口福三君)

あと後期計画についてですが、いつも後期計画についてはまだ全然白紙だという答弁しか返ってきていないわけですが、今回の町全体の小中学校の統廃合、この学校の統廃合自体の目標はなんにあるのか。一番この疑問点として私は考えます。まちづくりは人づくりといいながら小学校はいわゆる3校になるのか2校になるのかというような不安の状況。近隣の町、富士川町、市川三郷町やはり同じくらいの人口規模であって、富士川町においては今現在5つの小学校がありますが増穂西小においては児童数が11人、中部小においては12人、こうしたような状況でも統廃合の計画はない。また市川三郷町においては7人の児童でも3年前に2億円からのお金をかけて校舎を造って、今日の新聞にも出ておりますがこの地域づくりはなんのための、何をもとに地域づくりをするのか、何をもとにまちづくりをするのか。この原点を教育委員長に伺います。

○議長(福與三郎君)

教育委員長。

○教育委員長(千須和繁臣君)

今の質問にお答えいたします。

先ほどお話されました増穂西小学校、そして増穂南小学校、その件につきましては北にあります増穂小学校が700有余名を超す生徒が在籍しております。その中におきましてその多人数の学校の中でもって不適応を起こす子どもが何人かございます。そういう子どもの受け皿といたしまして増穂西小学校、増穂南小学校ですね、大きな役割を果たしておるわけであります。

逆に増穂西小学校、増穂南小学校にいたしましても下の増穂小学校のほうへ通ってくる生徒が何人かございます。そういうふうなことも鑑みて市川東小学校が議員のおっしゃられる何億かのお金をかけて直して継続しているというようなことも、やはり増穂小学校と同じ市川三郷小学校の大きさに、1つは私は関係があるのではないかと考えております。

学校といいますのは、私はまさに子どもたちがすこやかに育つその原点といたしましては集団として多様な意見の中で子どもたちが育っていく。ただ単に学力だけを求めているのが学校ではございません。知・徳・体、この3点にわたって子どもたちがいかに学校としての機能の中で、集団の中で子どもを育てていくかというようなことが大きなもとになっていると。

ですからまちづくりといたしましては、私は学校教育の果たす役割というのは次世代を担う

子どもたちをどのようにしてまわりで支えながら学力を付けたり集団としての仲間づくりをサポートしてやったり、そして多様な考えの中で倫理感をきちんと育み、子どもたちを育てていくというのが私は大きな教育の力ではないかなと思っております。

そういう意味において、ただ単に適正規模の中で学校をつくっていく、そういう考えだけではなくて、その中で育てられる子どもの力というものは大きなものがある。そういうことが要求されていると思います。

以上です。

○議長(福與三郎君)

川口福三君。

○9番議員(川口福三君)

今、教育委員長から答弁をいただきましたが今日の新聞に早川町の教育、まちづくり、教育こそまちづくりのもとであると。現実にこうして早川町では義務教育の経費を全額町負担でもって子どもを育てようという町もあるわけです。これから後期計画として進める上において身延町で一番私は心配されるのが、いわゆる適正配置問題だと思います。適正規模はともかくとして配置問題。旧下部町の場合、古関と久那土が一緒になって今、久那土の小学校になっています。いわゆる旧下部のエリアを考えた場合、本栖まで入っていますね。ここの文部省の資料によりますと、やはり児童が子ども、通学するにはせいぜい4キロが限度。今現在、都会においては5キロ平方へ1小学校というような時代もあったと。しかし今現在は、もうここにもあるように大体20キロ平方へ1小学校の時代になってしまったと。いわゆる少子化してしまって。ですから身延町の場合、300平方のこの町へもし3つの小学校になったときはどうなりますか。やはりそうしたことが適正配置・適正規模であると私はこう思うんです。ですからそのへんをはっきり教育委員会で今後の計画を持つ上において、やはり町民は廃校すること、統合することを望んではおりません。これからのまちづくりをいかにして、いわゆる人が住める町をつくっていくか。これからの大きな課題だと思います。ぜひとも適正規模だけに偏らず適正配置を重点的にこの学校の後期計画を立てていただきたいと強く望みます。

ですからこのアンケートも当然、本来なら審議会の中でこのアンケートを出すべきです。そしてまた、このアンケートの地図の裏に距離が書いてあります。これは小学校の学校間だけの距離なんです。学校間だけ。これは距離ではなくて、いわゆる久那土小学校は何平方キロだと。いわゆる、そのエリアを出してこそはじめて、この資料が町民にも分かる資料、今の状態では学校がそこにあるから、近いからというような距離しか、ここには出ていません。そうですね。近い学校どうしをくっつければいいではないかというようにしか私は受け取れませんよ。この資料を見ると。やはりこれは後期計画のアンケートの上でそういった点も重々、行政側でも考えた上でアンケートを出すべきだと私は望みます。

次に移ります。あまり時間もありませんから。

中部横断道の活性化インターと町の活性化について、お伺いいたします。

町長をはじめ非常にこの活性化インターには期待を寄せておるわけですが、この活性化インターについて町長みずからインターへ通ずる幹線道路はどのような考えでおられるか伺います。

○議長(福與三郎君)

町長。

〇町長(望月仁司君)

インターに通ずる幹線道路という質問ですけれども、少なくとも今、決定されている身延インターにつきましては、すでに幹線道路へ付けるための工事が進められているところでございます。

それから和田にお願いをしております、仮称ですけども身延山インターといっていますけども、これと下田原地内にお願いをしております中富インターの2カ所、地域活性化インターですけれども、これらにつきましてもご案内のとおり身延山インターにつきましては、県道の今の竹炭のところから入っていくことになっておりますので、それは工事の中でつくっていただけるということで問題はないだろうと、こういうようにも思っております。また仮称の中富インターですけれども、これらについては県道の割子切石線につながるところでございますので、これらについてはまだ一部ご案内のとおり未整備区間がございます。さらに富士川に架かる富士川橋もご案内のとおり大変狭いとこういうことですし、さらには耐震性にも優れていないということですので、これらについても検討していかなければならないだろうと。しかし造っていただけるか、造っていただけないかということが一番のもとでございます。身延山インターにつきましては国の連結許可が得られ次第、事業をしていただける、こういう方向でございますので、仮称、身延山インターについては先ほども申し上げたとおり問題はないし、そんな方向で進めればいいのかなと思います。

仮称の中富インターにつきましては今、県で公道等々の検討を行っていただいております。 これができるということになりましたら、そこに通ずるところの幹線道路等についても当然の ことながらお願いをしていく、こういうようにも考えているところでもございます。いずれに しましても2つの活性化インターの設置をぜひお願いをしたいということでございます。

○議長(福與三郎君)

川口福三君。

○9番議員(川口福三君)

今、町長から活性化インターについての答弁をいただいたんですが、町として、いわゆる合併して合併特例債を約110億円、そのうち下山、いわゆる北小学校へ10億2千万円ですか。結局、今までに西嶋公民館、それから中山間整備事業と合わせて25億1,600万円という合併特例債が使われておるわけですが、私はいわゆる合併特例債の目的といいますか、旧地域間格差の是正という大きな目標があるわけですね。合併特例債の。もちろんこうした学校にしても公民館にしても然るべき施設かもしれません。私に言わせると旧下部町、それから旧中富町で一時下田原の深町から市之瀬間の道路計画がありました。旧下部町においても、その計画が持たれた経緯があります。これはやはり今の活性化インター等を考えてみますと、その道路ができれば、いわゆる市之瀬、常葉から下田原活性化インターへの道も非常に便利になるとこのように思うわけです。

こうした計画も町として、やはり計画したからすぐ実行できる問題ではありませんが、もう 合併特例債も期限も迫っております。町民が望む施策、これこそが合併特例債の有効活用では ないかと思うわけです。もちろん公民館にしても小学校にしても町民が望んだからそうやって 造れたわけですが、今後そうした道路計画を持たれるかどうか、答弁短く町長お願いします。

○議長(福與三郎君)

町長。

○町長(望月仁司君)

議員がおっしゃるように深町から市之瀬へ造って、そのことにつきましては今、市之瀬から 勝坂を抜けてくる町道を改修しております。しかしインターができないときにそこへ莫大な金 を、しかも合併債とはいってもこれは借金でございます。それを使うことが本当にいいのかど うなのか。先ほども申し上げましたとおりインターができるかできないか、それがまず先では ないだろうか。今までは下田原にはインターはいりませんという方向で皆さん方も進んでいた ように思いますけれども、これはいけないということでお願いをしてありますけども、まだ検 討はしていただいておりますけども結論が出ておりませんので、それが出た時点で考えるとい うことで答弁にさせていただきます。

○議長(福與三郎君)

川口福三君。

○9番議員(川口福三君)

今、インターができてからという答弁でしたが、これは身延町独自の事業ではないと思いますが、この向こうにあります峡南衛生組合の施設ですね。あの施設もかれこれ40年先、3つの施設があるわけです。しかしながら道路改良が以前とまったく、一部的にはやったかもしれませんが開設当初のままだと。以前私もちょっとこの問題で話した経緯がありますが、やはりあれだけの施設がある以上、道路も拡幅改良し、また鴨狩のほうへ改良することによって衛生組合のゴミ収集車が3分の1の距離でもって納入できるではないかと。旧六郷、古関、久那土の収集車、4トン車、3倍の距離を走って衛生組合からですね。当然、身延町としても衛生組合の負担金もある中で、考えてみれば一時的な投資があとの経費の削減にもつながるわけですが、そうした計画が全然持たれていないと。やはりこれは衛生組合議会のほうで本来ならば代表議員が質問すればいいんですが、常に私はそう思うんですね。近くにいながら。やはりそれこそが経費削減。ゆくゆくの衛生組合としての削減にもなるんではないかと。こうした考えは、今の現時点では町長どのようなお考えでおられるか伺います。

○議長(福與三郎君)

町長。

○町長(望月仁司君)

ただいまの通告を受けておりますのは、インターと幹線道路ということで通告を受けておりますので誠に申し訳ございませんけれども、鴨狩に行く道路は幹線ではございませんので答弁の用意がございません。

以上でございます。

○議長(福與三郎君)

川口福三君。

○9番議員(川口福三君)

答弁はいりませんがその計画もぜひとも持っていただいて、これからも地域づくりに貢献できるようにお願いを申し上げまして私の質問を終わります。

○議長(福與三郎君)

以上で川口福三君の一般質問が終わりましたので、川口福三君の一般質問は終結いたします。 次は通告の3番、渡辺文子君です。

渡辺文子君、登壇してください。

渡辺文子君。

○10番議員(渡辺文子君)

私は3点について質問いたします。

まず1番は、定住促進対策について質問をいたします。

先月、町民と議員との懇談会があり、たくさんの貴重な意見が出されました。その中でも多くの住民の皆さんが人口減少について心配されていて、定住促進をいう前に町外から通って来ている職員の問題をどうするのかという意見や、空き家対策などいろいろな提案もありました。議会においても多くの論議を重ねてきていますし、担当が努力をされているのは評価をしていますがなかなか効果が出ていません。アンテナを高くし、さらに努力を重ねていく必要があると思います。

その中でまず人口減少の分析と対策について、お尋ねをいたします。

人口減少の分析をどのようにされているのか、お答えください。

○議長(福與三郎君)

政策室長。

○政策室長(丸山優君)

お答えいたします。

まず国勢調査における人口の推移を見ますと平成17年度1万6,334人が平成22年度1万4,460人となり1,874人減少しました。また平成22年度の住民基本台帳での人口推移を見ますと増加が352人、減少が722人となっており、1年で370人の減少となっています。

まず増加の352人のうち出生が57人、転入者は286人、その他職権記載が9人となっています。町では窓口において住所を移そうとする方を対象に社会異動理由別調査表への記入をお願いしており、転入する理由のうち第1位は住宅事情で26.2%。第2位は転勤で13.6%。第3位は結婚で11.0%となっています。

次に減少の722人のうち、お亡くなりになった方が281人。また転出の方が433人。 その他職権抹消が8人となっています。転出する理由のうち第1位は住宅事情で18.6%。 第2位は結婚等で15.2%。第3位は転勤で10.8%でした。

以上の状況を分析してみますと転入・転出とも第1位が住宅事情となっていますが、実数を 比較してみますと転入は79人、転出は76人とほぼ均衡しております。しかしながら結婚等 の実数を見ますと転入者男性4人、女性29人、計33人であり転出者は男性20人、女性 42人、計62人と倍近い差が生じております。結果的には若い世代が結婚と同時に町を出て 町外で暮らしているように思います。

そこで結婚と同時に転出した2、3の人に話を聞いてみたところ新婚時代は親から離れて住みたいとか、きれいな場所に住みたいなどの話があり、町内で適当に住む場所を探したが見つけることができなかったとの答えが返ってきております。

以上です。

○議長(福與三郎君)

渡辺文子君。

○10番議員(渡辺文子君)

この問題については同僚議員の質問にもありました21年度の調査がありました。今、教え

ていただいた22年度と比較すると21年度は住宅事情が一番多くて2番目が就職、3番目が 結婚ということが転出の理由だったんですけど、22年度になると結婚が2位になっているん ですね。ということは男性にしても結婚をして町外に出て行くということが15.2%という ことで昨年よりも多く、比率的には多くなっている。先ほど政策室長がおっしゃったように結 婚を機に若い人たちが出て行くという分析がされたと思いますけども、これに対してどのよう な対策を立てていらっしゃるかということでお聞かせいただきたいと思います。

○議長(福與三郎君)

政策室長。

○政策室長(丸山優君)

町では若い世代の定住化を進めるため、宅地政策が重要であると考えています。また中部横断自動車道の開通による宅地需要の拡大も想定されることから、今後安価に提供できる宅地分譲事業の促進や町が保有している遊休宅地の有効利用等を検討していきたいと考えています。

○議長(福與三郎君)

渡辺文子君。

○10番議員(渡辺文子君)

子どもの出生率を考えたとき長野県の下条村というところがありまして、ここが全国的に高い出生率、どういう原因かというと村営のマンションみたいな広くてきれいで安い住宅がある。それに子育て支援の保育料のこととかいろんな問題がかみ合って、この下条村では出生率が高くなっているという、こういう結果もありました。やっぱり若い人たちが新婚時代を過ごせるような安くて広くてきれいな町営住宅、これが今必要ではないかというふうに思っています。

西嶋とそれから三沢にありますけども、ここはほとんどいっぱいでなかなか入れなくて、そういう条件がいいところは入れないので、仕方がなく出て行ってしまっている。出て行ったらなかなか帰ってこられないという状況がありますので、その減少を食い止めるためにはやっぱり、この原因でもあったように住宅事情、それから結婚で出ていってしまうというところを止めないとなかなかこの流出は抑えられないんではないかなというふうに思って、町営住宅それから分譲ということで努力をされようとしているのは分かるんですけども、具体的に早く、金銭面もありますのでそんなたくさん、いっぺんにということは無理にしても少しずつ地道に積み重ねていく努力を私はしていかなくてはいけないんではないかなというふうに思っていますけども、具体的にどういうふうにしていこうとされているのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長(福與三郎君)

政策室長。

○政策室長(丸山優君)

先ほど答弁したように宅地分譲事業等につきましては、来年度から具体的な検討に入りたいと考えております。また町が保有する遊休宅地の有効利用等につきましても、来年度から着手してまいりたいと考えております。

○議長(福與三郎君)

渡辺文子君。

○10番議員(渡辺文子君)

それで減少の分析と対策ができたということで人口増加策ということで、以前に市川三郷町

で今日の新聞に載っているんですけど、私は事前に資料をいただいて帯那分譲地への賃貸一戸建て住宅の建設事業ということで、これは帯那と山保ですね。効果として市川東小学校の生徒の減少に歯止めをかけるということ。それから山保地区の人口増加。それから町所有地の有効活用ということで、町外に住所を有する子育て世帯を対象とした住宅を帯那の分譲地に建設をするということで、今日の新聞にも具体的なことがありましたけども、私はやっぱりこういう若い世代が結婚してすぐ住宅、それから子育てをするためのこういう住宅というようなことで町営住宅はやっぱりある程度たったら持ち家ということも考えなくてはいけないので、そのときにやっぱり分譲ということを考えて、こういう一戸建てで安価で賃貸をして、そして払い下げをするというようなことも考えた長期的な視野に立ったこういう一戸建ての住宅ということもこの町にとっては私は必要だと考えますが、これについてはいかがでしょうか。こういう考え方はあるのかどうなのかということ。

○議長(福與三郎君)

政策室長。

○政策室長(丸山優君)

町営住宅ということではないんですが、一応、後期計画の中で若い世代向けの低価格住宅を 十分検討しながら考えていきたいということはあります。こちらは本当に今後の状況を見なが ら検討していきたいと考えています。

ただ、宅地分譲にしろ町が所有する遊休の宅地にしろ安価な住宅等にしろ、こちらにつきま しては町内の若者向けに最初はやっていきたいなと考えております。

○議長(福與三郎君)

渡辺文子君。

○10番議員(渡辺文子君)

もちろん町内の方たちを優先に考えなければいけないと思うんですけど、流出を止めるという一方やっぱり入ってくる人たちも増やしていかないと、なかなか増えないんではないかなというふうに思うんですね。だからもちろん主には町民、今、住んでいる方たちに重きを置くんですけども、入ってくる方たちに対してもこの市川三郷町みたいに子育て世代を入れ込むような政策も金額的に同じというわけにはいかないわけでしょうけども、これも私は必要な政策でやっていかなくてはいけないと思っていますので、町内在住者だけに偏るというのは、増やすことにはいまいちつながらないんではないかなというふうに思いますけども、その点についてはちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長(福與三郎君)

政策室長。

○政策室長(丸山優君)

実は町外の人向けには、町で空き家対策事業をやっています。具体的には3つの施策を進めておりますが、1つ目として空き家情報登録制度といいまして、通称、空き家バンクを設けております。町民の皆さまには広報みのぶなどを通じまして、空き家の登録も呼びかけております。また空き家を利用したい方々にはホームページなどを活用して利用の登録を呼びかけております。

2つ目として、今年古関地区および大須成・曙地区を対象に山梨県の新たな住まい手事業を 導入し、それぞれの各区の区長さまに空き家の実態調査および移住者への条件等の検討などを お手伝いしていただきました。結果としまして古関地区では97軒、大須成・曙地区では101軒もの空き家を見つけることができましたが、新たな住まい手に提供いただける物件は古関地区で7軒、大須成・曙地区で12軒となっています。今後これらの物件を空き家バンクに登録するとともに、これと同時に空き家情報誌で本町の空き家の利用規模を募った結果、得た51世帯の利用希望者に情報の提供を行いたいと考えております。

3つ目として国の緊急雇用創出事業を導入し、民間業者に委託する方法で全町的な空き家実 態調査も行っております。年度末には町内すべての空き家のデータが整う予定となっており、 その後、所有者に空き家バンクへの登録を呼びかけるとともに町外の若い世代の方々に情報の 提供を行いたいと考えております。

今後これらの事業を進めることにより、多くの若い世代が本町に移住していただけるよう努力してまいりたいと考えております。

現に瀬戸では30代のご夫婦が、樋田でも30代のご夫婦が、また古長谷にも30代の男性がここ1、2年で転入してきていただいております。これからも空き家対策におきましては若い世代の方たちに入っていただけるよう努力してまいりたいと考えております。

○議長(福與三郎君)

渡辺文子君。

○10番議員(渡辺文子君)

空き家対策の前にちょっと増加策ということで、いくつかまだあるんですけども、この前、 同僚議員の質問の中で定住促進のための制度ということで、町で努力しているということで結 婚祝金5万円とか出産祝金第1子に3万円、第2子に5万円、第3子に20万円。それから不 妊治療の助成もしている。それから福祉教育学校へ就学される方に10万円の奨励金を支給し ている。それから子育て支援については、中学生までの医療費無料化をやっている。それから 保育料については3人いる場合には3子はタダになるというような、早川町の子どもたちの対 策もあるんですけども、本町では本町でできる限りのことをやっているというのは理解してい るんですけども、これが果たして町民の皆さんが本当に理解をして分かっていらっしゃるのか なと。そしてこれを本当に利用されているのかなというふうに私はちょっと疑問に思っている んですね。せっかくこういういい制度がありながら、例えば結婚にしても出産にしても届け出 をするから、これは窓口でたぶんやってくれているとは思うんですね。だけども不妊の治療に しても福祉教育学校へ進学するにしても、やっぱりこれはそういう情報を得て申請しないとい けないわけですから、広報とかいろんな面で努力はされているというのが分かってはいますけ ども、それでもなお、なかなか伝わっていかない部分があるんではないかなというふうに思っ ていますので、この広報についてはもうちょっと工夫をされて多くの方たちがこういう恩恵に あずかれるような、この町で過ごしている方たちが恩恵にあずかれるような対策というのを 1つとる必要があるんではないかなというふうに思っていますけども、これについてはいかが でしょうか。

○議長(福與三郎君)

政策室長。

○政策室長(丸山優君)

これらの制度につきましての周知方法なんですが、先ほど議員がおっしゃられたとおり、婚姻届や出生届の際、その都度、窓口の職員が説明しております。町のホームページへの掲載と、

あと先ほどもおっしゃられるように、広報みのぶにおいて周知しておりますが、年に一度、申請を忘れてはいませんかとの見出しで情報の提供を行っております。さらに、またいい方法がありましたら検討してまいりたいと思っています。

○議長(福與三郎君)

渡辺文子君。

○10番議員(渡辺文子君)

やっぱりこれは対象者だけの問題ではなくて、こういう町の努力というのは町民の皆さんに も周知をして、こういう制度があるんだから入っておいでよとか、利用しようとかというふう に協力をしていただくためにも、住民の皆さんが知っていることが私は大切ではないかなとい うふうに思いますので、もう一度、広報についてはもっときめ細やかな広報を検討していただ きたいと思っています。

それから、この町は公的な病院である飯富病院があります。私の友だちなんかから話を聞く と、今、この少子化なのに赤ちゃんを産む場所がなくて困っている。本当にどこで産んだらい いのか困っているという方が本当にたくさんいて、少子化なのになぜこういう状態になってし まっているんだろうということがあります。

やっぱり公的な病院である飯富病院で産科、それから小児科を開設するというような、今までにないことをきちっとしていくことが私は必要ではないかなというふうに思っています。以前、飯富病院の組合議員のときにもこんなお話をさせていただいたんですけれども、ぜひこれは実現に向けて努力をしていく必要があるんではないかなというふうに思っています。今、赤ちゃんを産む病院がなくて困っているというのと、あと私も3人子育てして思ったんですけど、子どもが小さいときには本当に熱を出したり、いろんなことで小児科通いがすごかったんですね。小児科の近くに本当に住みたいと思うほど通ったときが一時期ありました。子どもを持っているお母さん、お父さんたちが安心して住むためにもこの飯富病院に産科、小児科があるということは町の魅力につながって定住に一役かうんではないかなと。こういう時代だからこそ、こういう過疎の町でこの環境がいいところに、そういうものがあるということが光ってくるんではないかなというふうに思っていますけども、これについては町のほうではどういうふうにお金があるのかどうなのかということでお聞かせいただきたいと思います。

○議長(福與三郎君)

政策室長。

○政策室長(丸山優君)

飯富病院組合の問題でありますので町のほうではその回答はできませんので、ご了承いただきたいと思います。

○議長(福與三郎君)

渡辺文子君。

○10番議員(渡辺文子君)

もちろん飯富病院の問題だから町でどうこうという問題ではないですけども、でも公的な病院ですから町だって関わっているわけですから、そういう希望とか意見を述べることはできると思うんですね。そういう中でまちづくりのために、ぜひこういう意見があったということを、では伝えていただきたいというふうに思いますがそれはどうでしょうか。

○議長(福與三郎君)

福祉保健課長。

○福祉保健課長(依田二朗君)

飯富病院との協議の中でそういう話もしているわけですが、先生の確保とかいろいろ難しい 問題があります。実際の話。小児科は特に24時間体制ということで、交代医師も必要という ようなことで難しい問題がいっぱいあると思います。一応、話はしています。

以上です。

○議長(福與三郎君)

渡辺文子君。

○10番議員(渡辺文子君)

難しいから全国的に産科がないし小児科がないんですよね。だからこそこの町にやっぱり私はほしいというふうな思いで今、意見を述べさせていただきましたので、難しいのは重々承知ですけども、そうやって切り開いていかないと輝く町に私はなれないと思いますので、努力を重ねていっていただきたいということで希望を言っておきます。

それから先ほど空き家対策ということでご説明を受けました。町外から来る方たちのための空き家対策ということで空き家バンクというお話もありました。具体的に、では空き家の調査で古関で97軒あって7軒は貸してもいいと。大須成、曙地区で町長の行政報告では201軒とあったんですが101軒ですか。

○議長(福與三郎君)

町長。

○町長(望月仁司君)

その件は私はここに原稿がありますけども101戸でしたが、では私が201戸とするならば、私の説明が間違っていましたので訂正させていただきます。原稿には101戸です。すみません。

○議長(福與三郎君)

渡辺文子君。

○10番議員(渡辺文子君)

分かりました。101軒のうち12軒が提供してもいいということで空き家の情報雑誌では利用希望が51世帯あったということで、今、田舎が見直されているということで、この多くの利用希望があったと思うんですね。住民と議員との懇談会の中でもこの空き家対策についてはいろんな提案がありました。例えば空き家があるけれども、それに住むにはお金がかかるわけで、それをなんとか私が以前から言っている住宅リフォーム助成制度、そういうものを活用して住むようなことはできないかとか、水道関係をなんとかしてもらいたいというようなこともありましたけども、これに対して町ではどういうふうに援助をするのか、しないのか。そのことについてをお聞かせいただきたいと思います。

○議長(福與三郎君)

政策室長。

○政策室長(丸山優君)

現在は利用できる物件の登録に限定しております。ただ、利用できない物件でありましても、 所有者の方が宅地とその住める状況にちょっとないような建物も売りたいというようなものが あれば、そのまま売るような施策をしております。改修してお貸しするということは現在して おりません。

○議長(福與三郎君)

渡辺文子君。

○10番議員(渡辺文子君)

ではこの古関の7軒、大須成の12軒はそのまま住めるということで理解してよろしいで しょうか。

○議長(福與三郎君)

政策室長。

○政策室長(丸山優君)

今、内部調査等をしております。住める状態にあるということで、今後、利用料金等を所有 者の方と協議しながら、それが整い次第、情報提供をする予定でいます。

○議長(福與三郎君)

渡辺文子君。

○10番議員(渡辺文子君)

そのまま住めるというふうにこしたことはないですけども、でも希望がたくさん51世帯、まだまだこれは増えていくと私は思っているんですね。そういうときにやっぱり、そのまま住めない、家でも少し手を加えれば住めるようになる家っていっぱいあると思うので、もちろん売るということも1つの方法かも分からないですけども、町として住めるような手立てをとるということも私は必要ではないかなというふうに思います。

新聞記事にあったんですけども、岡山県の人口減に歯止めをかけた山間の村では森林組合や村出身の会社が雇用の受け皿になって家を残して都市部に住む人々に連絡をとり、改修費を350万円まで村が負担するとの条件で貸し出しを呼びかけた。家賃は月2万円。子どもの保育料は8千円にした。2年余りで大阪や東京などから20代から40代の22世帯、38人が移住して赤ちゃんも生まれたとこういう全国の活用の方法もあります。

もちろん財政が大変な町ですけれども、いっぺんにたくさんとは言いませんけども、やっぱりこういうところにも町はお金をかけて定住促進をするということもやっぱり必要な施策ではないかなというふうに思っていますけれども、これについてはこういうような例も中にはある。いろんな全国的にはもっといろんな例があると思うんですけども、例えばこういう例についてはどういうお考えでしょうか。

○議長(福與三郎君)

政策室長。

○政策室長(丸山優君)

有利な国・県の補助事業や助成事業を検討しながら、これから研究していきたいと思います。

○議長(福與三郎君)

渡辺文子君。

○10番議員(渡辺文子君)

この町には町独自の対策の仕方があると思うんですね。この豊かな自然を活用した、この町にしかできないような魅力が引き出せるような対策、例えば今、問題になっている森林を活用するものとか、それから自然再生エネルギーとかまだまだ私、たくさん知恵を出せば可能性が

眠っているような気がいたしますので、ぜひアンテナを高くして、この町はどういうことをしていったら、この人口減少に歯止めがかけられるのか。また増加策になるのかという、努力をしているということは理解をしていますけども、さらにやっぱり努力をしていっていただきたいということで質問を終わりますけども、今のお話の中で町長のお考え、定住促進対策についての町長のお考えについて総括的にお願いしたいと思います。

○議長(福與三郎君)

町長。

〇町長(望月仁司君)

当然のことながら私どもも人口が減ることがいいということは少しも言っておりませんし、多くなることを願っております。そのために先ほどから議員がおっしゃっております子どもの手当、就職の手当、出産の手当、その他も施行をさせていただいているんです。しかし、先ほどからちょっと聞いていますと反問権になるかどうか知りませんけども、私は町でもっとやりなさい、町でもやっています。しかしここでそういうことの条例を決めて、そして町の方針として考えているわけですから、私どもももちろん町民の皆さんにこれを周知徹底する義務は当然あります。しかし議員さんも町でやれこれをやれではなくて、皆さんも議員活動の中でこういうことがありますよ、こういうことをぜひお願いして終わります。

○議長(福與三郎君)

渡辺文子君。

○10番議員(渡辺文子君)

反問権がないのでお答えは差し控えたいと思いますけど、努力は私たち議員も十分している ということを理解していただきたいと思います。

次2点目、社会福祉協議会での防災ボランティア事業についてということで質問通告を出しましたけども、社会福祉協議会ではここに出てきていただけなくて答弁ができないということだそうですので町に対してお聞きしたいと思います。

なぜこういう質問をしたかというと、台風12号、15号では本町においても多くの被害がありました。被害を受けた皆さまには本当に心からお見舞いを申し上げます。河川や道路というのは国や県や町が手当をとって直して回復をしていますけれども、ただいろんなところをまわって思ったんですけども、例えば人家が被害を受けたときには、どういう手立てがあるのかなというふうに考えたときに昨日の論議でも税金の問題、猶予ということで、あと見舞金を出すというようなことで、なかなか本当に今、困っている被害を受けた方たちに対して町ではどういう手立てがあるのかということを、人家にはなかなか補助ができないという制約はあるにしても何かしらの方法で手立てができないかということを考えていたかどうかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長(福與三郎君)

福祉保健課長。

○福祉保健課長(依田二朗君)

今、町にも災害防災ボランティアみのぶという名称のボランティア団体があります。この団体ですが、会員が15名ほどでそのほとんどが女性という団体であり、現在の活動は救命復旧作業ではなく広報活動を主として行っています。今度は県内の他の災害防災ボランティアと情報交換などのためのネットワークを組むということも聞いております。この会の活動がさらに

大きなものとなるよう町としても社会福祉協議会の活動を積極的に支援していきたいと思って おります。

なお、今の話にありましたような今回の災害について対応がうまくできませんでしたので、 社協とも協議をして今後どうしていったら町民のためになるのかということを早期に検討して いきたいと考えております。

○議長(福與三郎君)

渡辺文子君。

○10番議員(渡辺文子君)

いろんな人からお話を伺ったり、こうすればよかった、ああすればよかったという話をお聞 きして、たしかにそうだなという話は思いました。例えばボランティアの方たち、有名なボラ ンティアの方で東北の災害があって、すぐにも駆けつけたという方が県内にはいらっしゃって、 その方にお話をお聞きしたら、やっぱりそういう泥とかは雨がやんで24時間以内にしないと、 あとが大変だと。乾いてしまうと大変だから、それは時間との戦いなんだと。それで人手がい るということだから、そういうときに身延にもそういうボランティアがいらっしゃるでしょう けどもいろんなボランティアがあって、そういう啓蒙活動をしている方たちはそれでいいと思 うんですね。いろんなことをやってくれるボランティアも必要だと思いますので、そういうと きには社協がきちっと立ち上げて、そこでできなかったら、こういうボランティア団体がいる わけですから、重機を持ってきてくれるというふうに言っている人たちもいるわけですから、 早急に来ていただいて、いまだに困っている人たち、2、3日前に湯町のあの通りを歩いたら、 まだいまだに玄関先で洗っていて、まだ片づけが終わっていないんですね、という話をしたん ですけども、時間が経つと大変になってくるし、湯町だけではなくていろんなところで被害が あったんですけども、湯町だけでも20軒という昨日の話もありました。その1軒1軒いろん な状況がありますけども、調査にはもちろん素早く担当の方たちが行って調査しているという のは理解していますけども、その後どうするのか。どうしたらその困っている住民を救うこと ができるのかということをやっぱり今回の教訓を生かしながら、社協とも連携しながら町とし て考えていく必要があったと思います。先ほどの答弁でそういうことで今後、努力していただ けるということですので、それはお願いしたいと思います。

あと1点なんですけども3.11のあとにいろんなボランティア団体がなんとか力になりたいということで、被災地にボランティアに行っています。いろんな市町村の社協がボランティアバスを仕立てて多くの住民の方が行って、南アルプス市、富士川町、市川三郷町、それから中央市、中央市は何回もバスを出したというふうに聞いています。身延の町民から社協のほうにボランティアに手伝いたいから行きたいという話をしたら、うちではそういうことはしていませんという回答があって、がっかりしたという話もお聞きをしました。

例えば本当は私はそういう方はいっぱいいらっしゃったと思うんですね。だから本当はバスを仕立てて行っていただきたかったんですけども、もしできなくても、ではどこでこういうバスがあるから一緒にというようなことで案内をするとか、もうちょっと対応の仕方もやっていませんということではなくて、そういうことは町でもきっと分かっていらっしゃると思いますので、そういう対応はきちっとしていただきたいと思いますけども、これについては今後どういうふうに今後のこともありますので、ぜひ聞いてもらいたいということがありましたので、今後のことについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長(福與三郎君)

福祉保健課長。

○福祉保健課長(依田二朗君)

その話は私のほうへは届いていませんでしたので、今言われたようなことについては、今後 もしこういう災害等がありましたら、なるべく社協とも協議をしながらバス等が仕立てられる のかどうかということも検討していきたいと思います。

○議長(福與三郎君)

渡辺文子君。

○10番議員(渡辺文子君)

いつどこでどういう事態が起きるか、マグニチュード9というようなことも想定をされているということも伺っておりますので、ここがいつそういう状況になるかも分からないし、どこがどういうふうになるかも分からないです。やっぱり常にそういう防災ボランティアの教育、1つだけではなくて、もっともっと多くの町民の方たちに協力していただいて、そういう心構えをするとか教育をするとかということも重ねてお願いをしていきたいと思いますけども、それは今後広げていく予定があるかどうかということをお聞かせください。

○議長(福與三郎君)

福祉保健課長。

○福祉保健課長(依田二朗君)

それについても検討させていただきます。よろしくお願いします。

○議長(福與三郎君)

渡辺文子君。

○10番議員(渡辺文子君)

では3点目の質問に移りたいと思います。

3点目、重度障害者医療費助成制度について質問いたします。

11月16日の山日新聞にお隣の町、市川三郷町に住んでいる方の重度障害者医療見直しの再考をという次のような投書がありました。

山梨県の外部評価事業仕分けが行われ、重度心身障害者医療費助成制度は現行どおり2人、一部廃止1人という結果となりました。一部廃止の内容は償還払いに戻すというものでした。この制度は重度心身障害者や関係者が長い間、運動を続け2008年4月にやっと窓口無料となりました。障害者にとってお金の心配をせず医療も受けられるとても優れた制度です。なぜ突然この制度が事業仕分けの対象に選ばれたのでしょうか。身体的なハンデや経済的に苦しい障害者や家族が多い中で、この仕組みは重度障害者の命を守ることそのものです。

私の子どもは在宅で人工呼吸器を使用しています。毎月の医療費は数十万円かかり当面の医療費を捻出することさえ大変な状況にあります。多くの人に支えられ在宅生活をなんとか送っているのです。制度の後退となる償還払い方式によって生きる権利をも奪われかねません。医療費を支払うことが社会参加というのも理解できますが、窓口無料の継続によって経済的負担をなくすことこそ重度心身障害者が社会参加できる一歩ではないでしょうか。一部廃止について再考をお願いしますというものでした。

現行のままの医療費助成を求める署名運動は大きく広がって第一次集計が2万4千筆を知事 に提出。現在2万5千筆を超えたそうです。重度障害者医療費助成制度の後退は医療費の抑制 を目的とした各種の窓口無料制度の廃止につながる出発点です。障害をお持ちの方、そしてご 家族の方にお話を伺いましたら償還払いでは医療にかかることが困難になる。命に関わる問題 だと皆さん切実な思いを話してくださいました。

重度障害者医療費助成制度の窓口無料の存続に対する見解と、この窓口無料の存続を訴える 町民の願いを知事のもとへ届けていただきたいと思いますが町長のお考えを伺います。

○議長(福與三郎君)

福祉保健課長。

○福祉保健課長(依田二朗君)

重度障害者医療費助成制度は県の制度であります。窓口無料化について山梨県の事業仕分けの対象になりまして、今言いましたように3人のうち2人が反対ということで今回この制度は現行どおりとすることになりました。町としましても窓口無料化の継続については事務的なこと等いろいろ考えまして事務も煩雑になりますので、継続するよう県のほうへ要望していきたいと考えております。

○議長(福與三郎君)

渡辺文子君。

○10番議員(渡辺文子君)

対象となる方は町内ではどのくらいいらっしゃるでしょうか。

○議長(福與三郎君)

福祉保健課長。

○福祉保健課長(依田二朗君)

医療費無料化につきましては受給者証を交付している人が747人、県外で償還払いしている人が5人います。ですから今実際に使っている人は742人です。

○議長(福與三郎君)

渡辺文子君。

○10番議員(渡辺文子君)

7 4 2 人のこんなに多くの方たちがこの県の制度でありますけども、重度障害者医療費助成制度窓口無料によって本当に生活ができているということで、もちろん 2 人で現行どおりということで決まったというようなお話だったんですけども、もともとなぜ事業仕分けに出たかということを考え合わせると県の窓口無料に対するペナルティ部分が重いとか、そういうような国の施策による県の負担があるということも分かっています。だからこういうふうに入れてきたんだと思いますけども、でもやっぱりこういう窓口無料というものがないとなかなか大変な思いをしなければいけないという人たちが多い中で、今回現行どおりになるとお話を伺ったんですけど、それを堅持していただくというのと、あと事務が煩雑になるということもあるでしょうけど、やっぱりこういう大変な思いをして生活していらっしゃるという皆さん、町民の願いを実現するために町長から知事のほうにこういう思いを伝えていただきたいという考えがありますので、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長(福與三郎君)

町長。

○町長(望月仁司君)

先ほど課長のほうから話がありましたとおり続行するということですので、大変私どもも喜

んでいるんですが、大変なことですからぜひ続行してください、こういうことは伝えるつもりでおります。

○議長(福與三郎君)

渡辺文子君。

○10番議員(渡辺文子君)

分かりました。多くの人たちが安心して住める県、町になるようによろしくお願いをしたい と思います。

以上をもって私の質問を終わります。

○議長(福與三郎君)

以上で渡辺文子君の一般質問が終わりましたので、渡辺文子君の一般質問は終結いたします。

日程第2 委員会の閉会中の継続調査について議題といたします。

総務産業建設常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会 広報編集委員会委員長、議会活性化等特別委員会委員長より所管事務調査について議会会議規 則第74条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出が ありました。

お諮りいたします。

以上5委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。 (異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員会委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

ここで町長よりあいさつをいただきます。

町長。

○町長(望月仁司君)

大変お疲れさまでございました。

平成23年身延町議会第4回定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつをさせていただきます。 本定例会は去る12月12日に開会をされ、本日までの4日間、私どもの提案に関わる諸議 案につきましてご熱心にしかも真摯にご審議をいただき、ただいますべての議案につき原案ど おりご議決をいただく中で閉会を迎えることができました。誠にありがとうございます。

本年は開会時にも申し上げましたとおり自然の強さ、恐ろしさを実感した年でもございます。特に久方振りの台風接近による被災で町内各地では大変な被害が発生いたしました。その内訳はわが町で施工する個所につきましては行政報告でも申し上げましたとおり土木関係が11件、林務関係が14件、農務関係が22件、上水道関係が3件、合計50件でございます。これに県の管理を加えなければなりません。県にお聞きしましたところ土木関係が25カ所、さらに林務関係が4カ所、農務関係は県の施工個所はございません。これらの総合計につきましては土木関係が36カ所、林務関係が18カ所、農務関係が27カ所、それに上水道関係3カ所を加えますから79カ所でございます。このほか身延川の災害関連緊急砂防事業をお願いしているところでございます。これにつきましては国の砂防の全国大会の折にも直接砂防部へ出向い

てお願いをしているところでございまして、たぶんいい方向の話がくるだろうとこんなような 気がいたしますし、採択はしますよという第一報だけはいただいたところでもございます。

これらの現地調査につきましては、実は今日も林務の関係を実施していただいております。 遅くとも年明け早々には現地調査が終了することとなっております。これを受けて、なお一層、 県とも綿密な関係を保ちながら災害復旧というのは3年間で復旧すればいいんですけれども、 一日も早くわが町の被災個所を復旧して安心して住めるような町にしたい。こういうことで一 日も早い復旧に全力投球をしてまいりたいと思いますので、議員の皆さんのご協力もお願いを したいと思います。

なお、JR身延線甲斐大島内船間の被災個所でございますけども、この上流部へたぶん過日 山日にも出ておりました施工されるであろう治水ダムの件が出ておりましたけども、このうち JRに一番近い治山ダムですけども、この1基につきましては県と私どもで打ち合わせを済ま す中で町でぜひ用地交渉をしてくださいとこういうことでございましたので、私どもで用地交 渉を済ませました。したがいまして、あの新聞の結果のように早急に施工ができますと、こう いう記事になったと思います。

それと同時に昨晩、情報が入りまして大変ありがたいかどうか分かりませんけども、JR東海からの情報でございます。今、宙吊りになっている個所につきましては明年の3月中に工事を済ませますと。そして4月1日から開通をいたしますと、こういう連絡が入りましたので皆さんに報告をさせていただきたいと思います。

なお、国道300号についても新聞に大きく出ましたので若干触れておきますが、新聞のとおり県の格段のご配慮をいただいて、これらにつきましては中部横断自動車道が開通するまでになんとかしていただけると、こういう方向でございます。

それから臨時議会のときにも、議員全員協議会の中でお願いをいたしました中部横断自動車 道についてでございますけれども、工事は当然進めていただけますし、私どもも皆さんのご了 解をいただいて残土処理場も提供をしていきたい、こういうことでございますが、事業費の内 示額がまだ思うに任せない。私が考えている100%に満たない状況でございます。もちろん これにつきましては私が先頭に立ちながら県のお力もいただいて、国のほうへもお願いをして まいります。しかし私どもの力だけでは駄目でございます。町民の皆さん、議員の皆さん年末 年始、特に議員の皆さんには国会議員の先生方とのお付き合いの中でぜひよろしくお願いをし ていただきたい、このことを申し添えておきたいと思います。

いよいよ本年も本当に残り少なくなりました。寒さが日増しに厳しくなる季節になってまいりました。議員の皆さんにはお体には十分お気をつけていただいて、ますますご活躍いただけますことをお願いし、そして入院中の望月議員さんにもぜひ健康になっていただいて来るべく24年には元気な顔で議場に戻っていただければありがたいなと、こんなことを申し上げて閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(福與三郎君)

以上をもちまして本定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。 会議規則第7条の規定によって閉会したいと思いますが、これに異議ございませんか。 (異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会とすることに決定いたしました。

会期4日間、議員各位には慎重審議をしていただき心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

本年もいよいよ押し詰まり、寒さもいよいよ厳しくなりますが、各位におかれましてはくれ ぐれもご自愛をいただき、町政発展になお一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。 また議員各位、町長はじめ執行部の皆さんには無事に越年され、希望にあふれる新年を迎えら れますようお祈りを申し上げまして、平成23年身延町議会第4回定例会を閉会といたします。 ご苦労さまでした。

○議会事務局長(秋山和子君)

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 0時10分

上記会議の経過は、委託先(株)東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋 男が録音テープから要約し、議会事務局長秋山和子が校正したものであるが、 その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署名議員

同 上

同 上